

676.3-To467



1200500750468

676.3  
46



始





26. 6. 29



4-2333

676.3  
T046



東京株式取引所





625 X 09

## 序

現代の經濟組織の下に於ては、有價證券を除いては何物をも考へることは出来ません。證券資本時代と稱せらるゝ今日、有價證券こそ現代經濟組織の根幹を成すものであります。政府にしても、地方自治團體にしても、公債及び地方債の發行なくして何の仕事をして得るでありませうか。同時に株式會社が有らゆる經濟産業の基本であり、私共の日常生活と絶對に切り離すことの出来ない關係に在ること、説明の必要は無いでありませう。

試みに、私共の身邊を一瞥しても、衣食住に亘り、殆んど



全部を株式會社から供給を受けて居り、其他交通に、商業に、更に娛樂に至る迄、専ら株式會社の活動に俟たねばなりません。今や、國富の三分の一は有價證券の形態を採つて居ります。誠に有價證券の國民財産に於ける地位は、土地建物等の不動産及び銀行預金其他と共に主要なる部分を占め、國家の活動力も私共の經濟生活も一に有價證券に代表されて居ります。それならば、斯のやうな債券及び株式の發達は何によつて索められたかといふに、それは實に株式取引所の存在があつたからであります。株式取引所が何故に必要であるかは、若しも株式取引所がなかつたならば、といふ假定を考ふれば直に了解することが出来ませふ。債券にしても、株式にしても、公

正な價格がなく、圓滑な賣買が行はれないとしたならば、全ての事業、投資は暗黒の裡に彷徨せねばなりません。株式取引所あつて始めて、これ等の不安なく、安んじて事業を経営し、投資を行ひ、財産を管理し得るのであります。

近年、經濟界の發達は、東京株式取引所が地位をして啻に東洋に於ける中央市場たるに止まらず、國際的市場たるの傾向を濃化せしめつゝあります。東京株式取引所の職責は益々重要を加へて來ました。斯の如き大勢と共に經濟知識の普及に従ひ、有價證券及び株式取引所に對する認識は著しく高められて來ましたが、尙ほ一層、「正しい知識」の普及の必要を認めるのであります。此小冊子が、未だ有價證券及株式取引



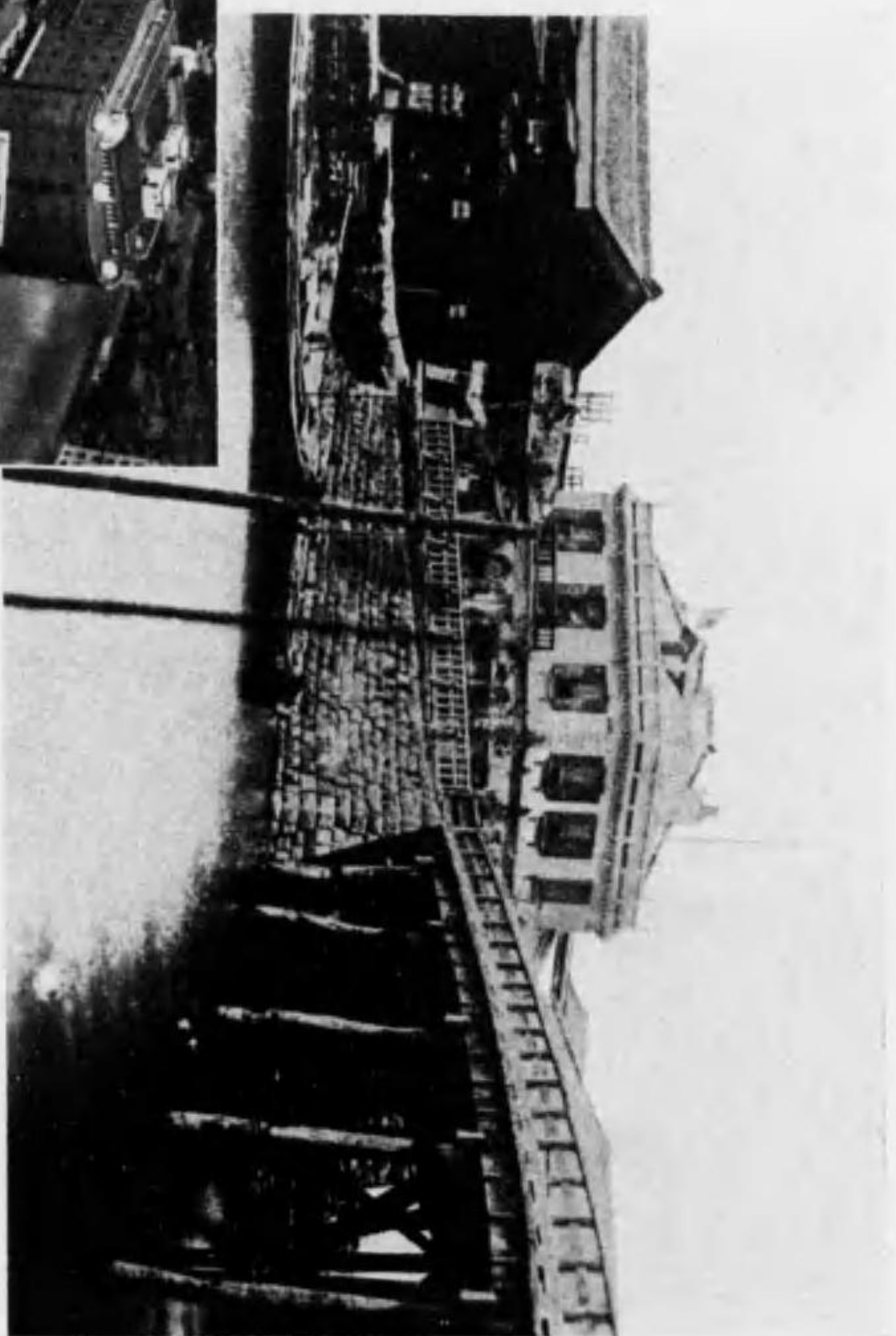
所に就いて未知の人々に取つて、聊かなりとも参考となるならば甚だ幸ひであります。

本冊子の上梓は今日となりましたが、脱稿したのは今年五月であつて、巻頭の圖表及び本文中に於ける各種の取材は、それより以前のものであります。讀者諒せられんことを。

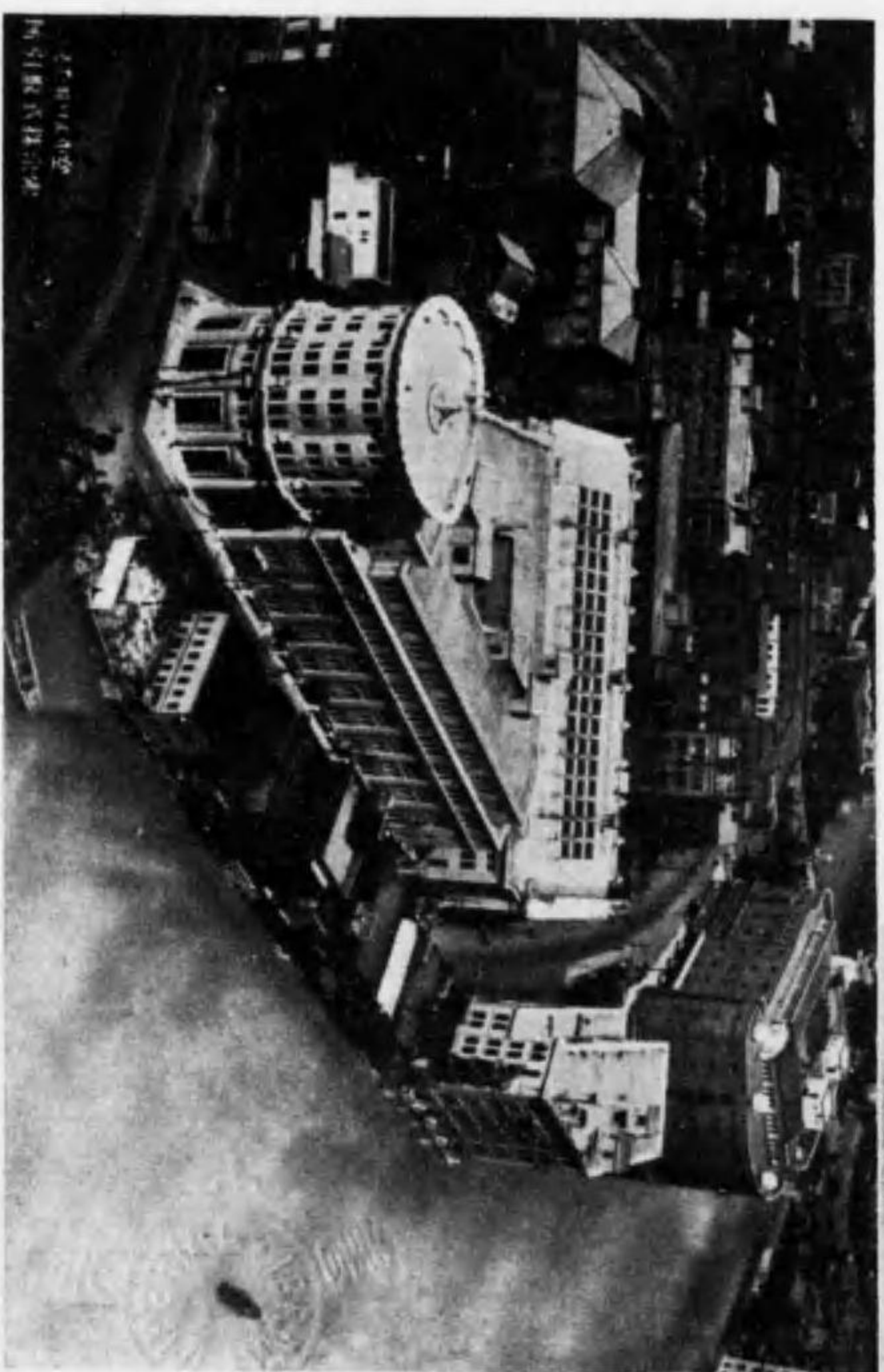
昭和七年十二月

### 東京株式取引所調査課

### 本所全景



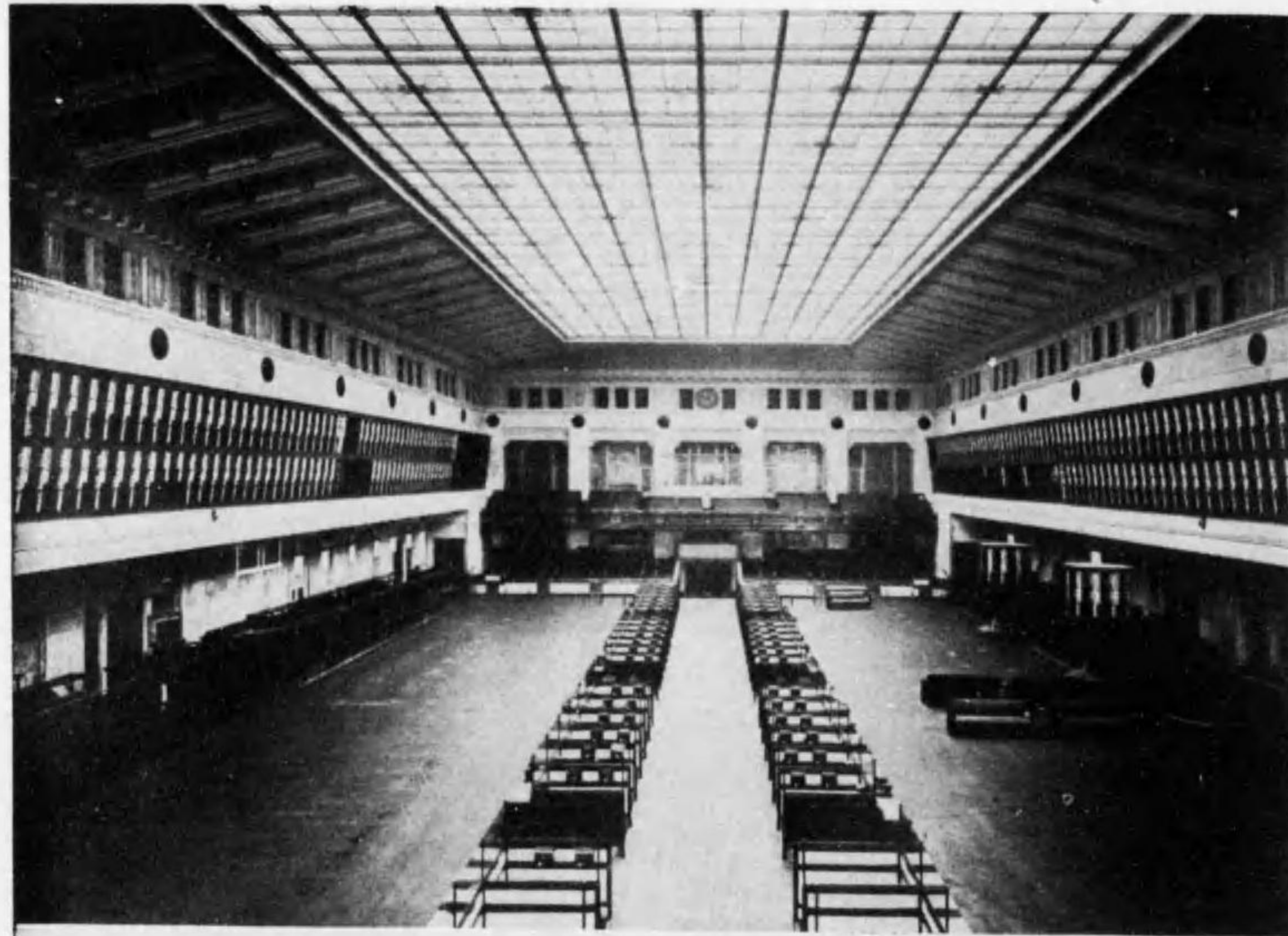
創立當時



現在



市 場



立  
會  
場



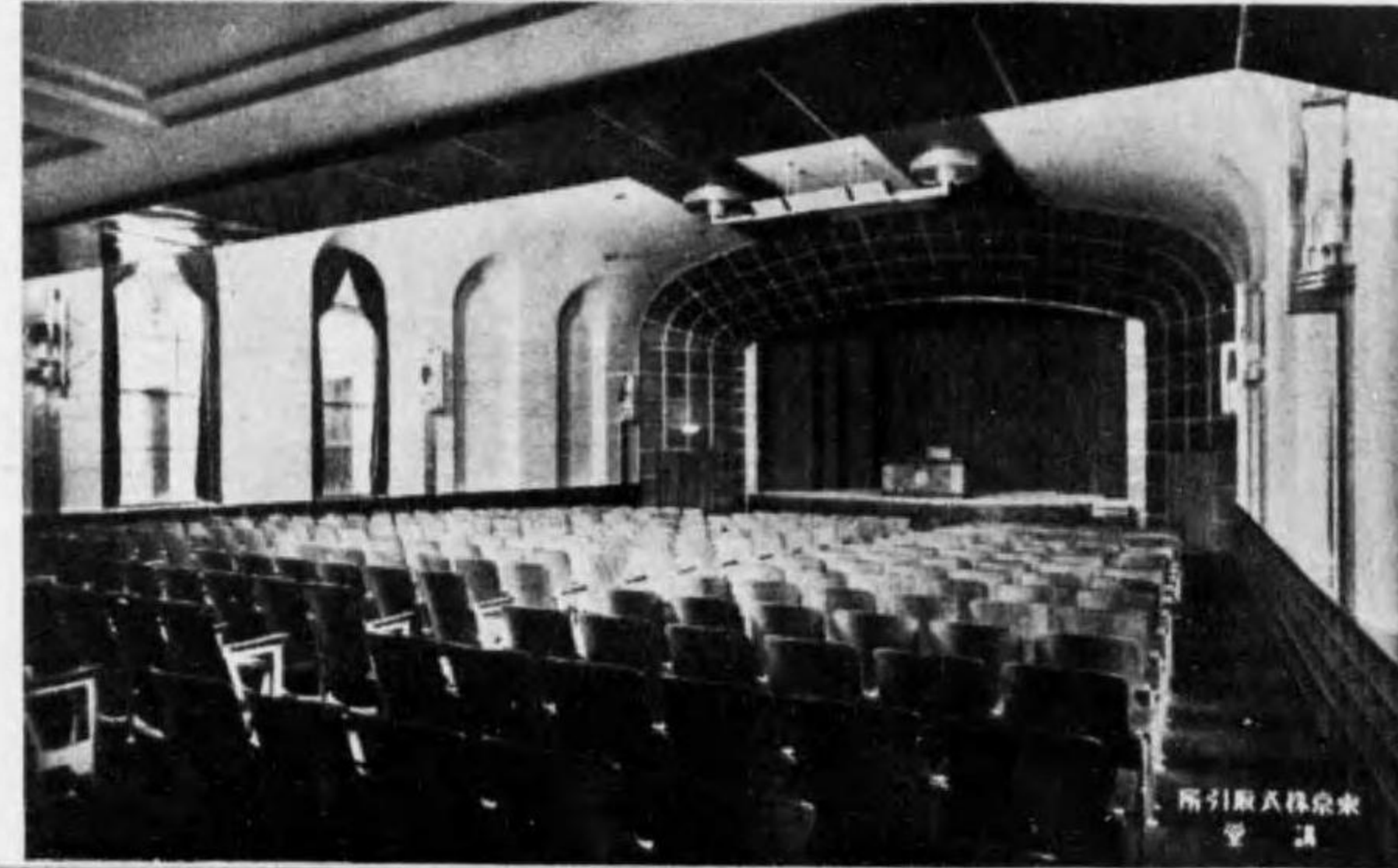
外  
觀





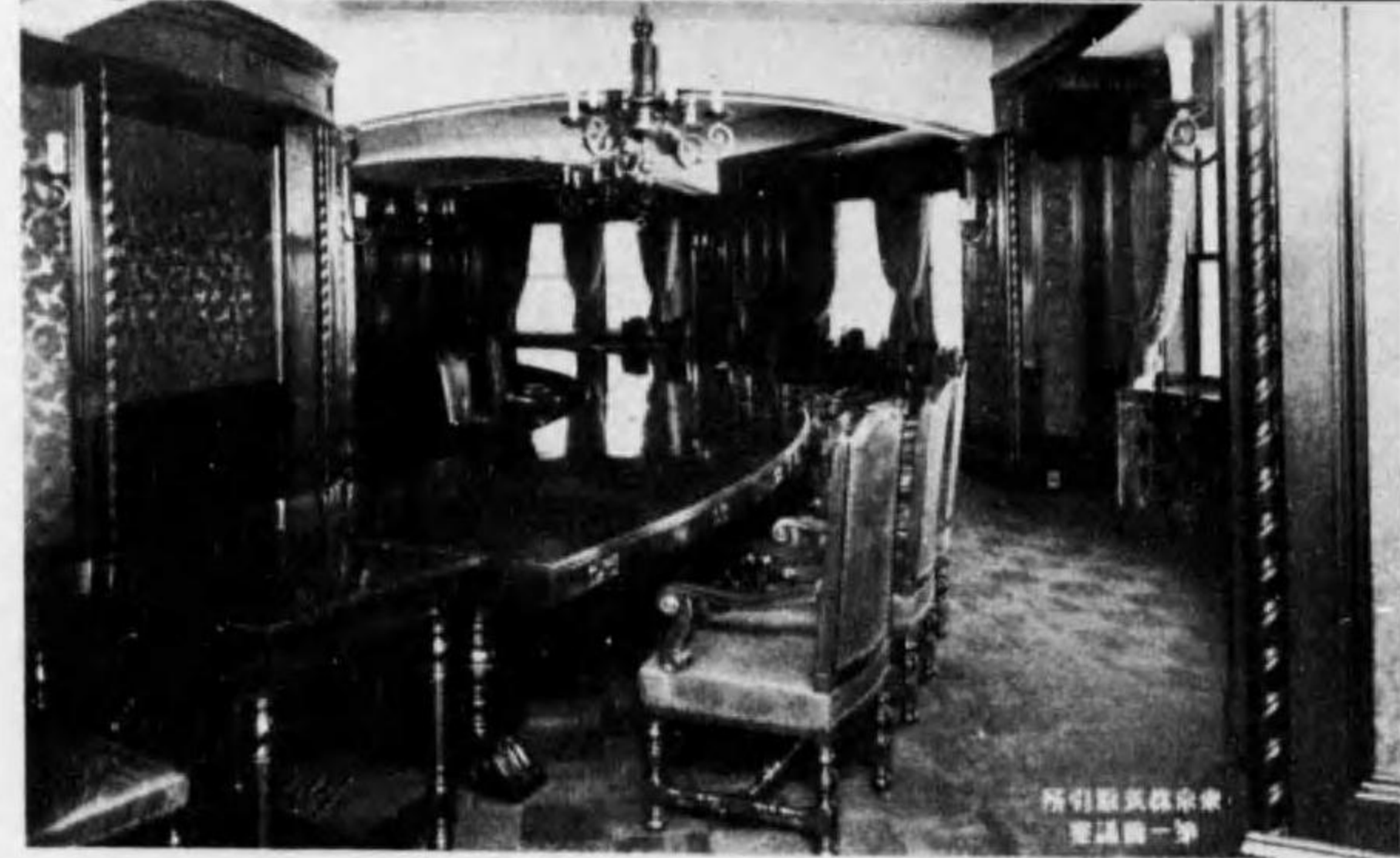
來賓室

所引圖式樣來賓室



講堂

所引圖式樣來賓室



第一會議室

所引圖式樣來賓室



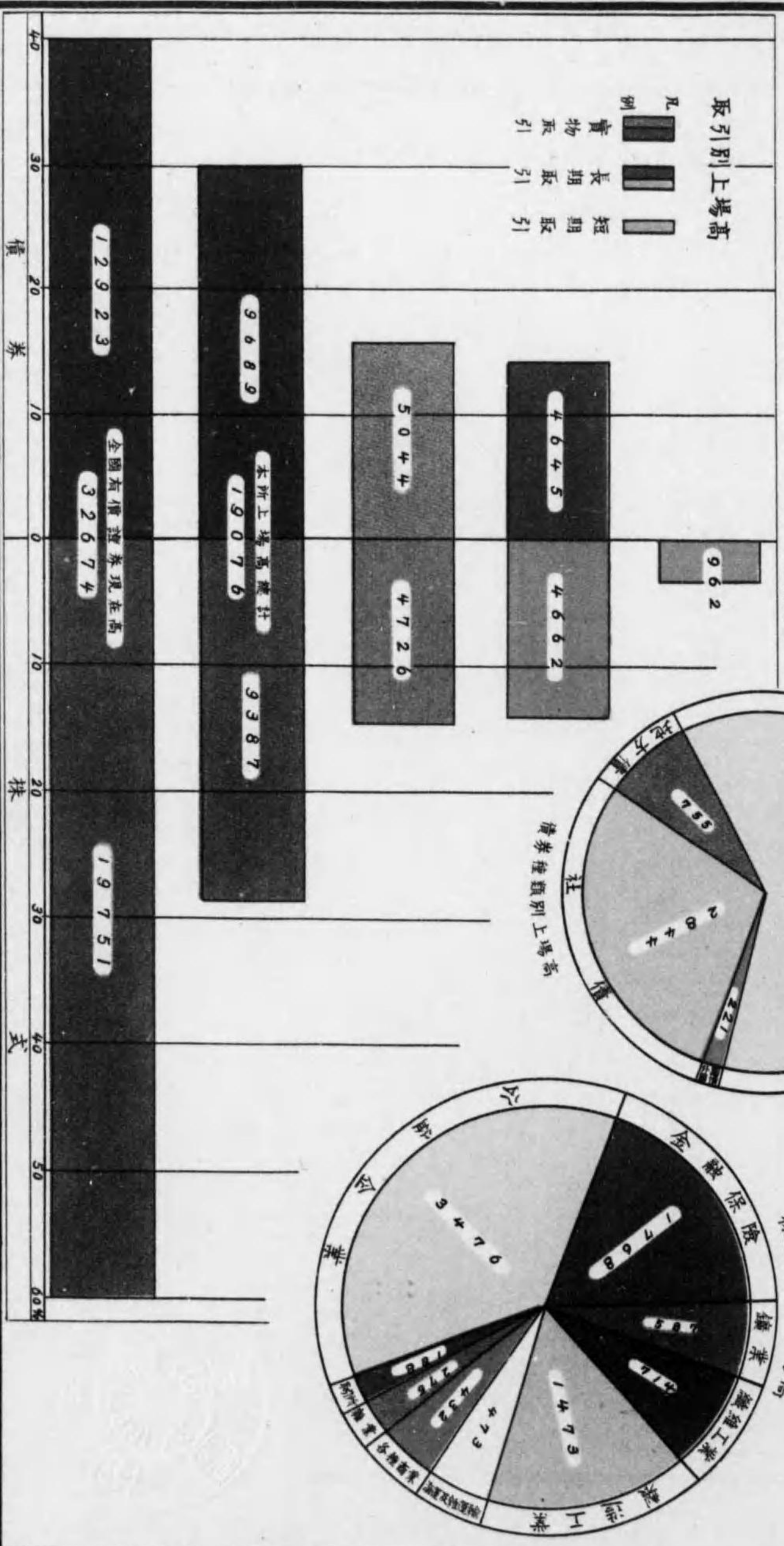
# 全國有價證券現在高下

## 本所 上場高

昭和六年下期末現在

單位 百萬円

取引別上場高  
 例 實物取引  
 長期取引  
 短期取引



債券

株式

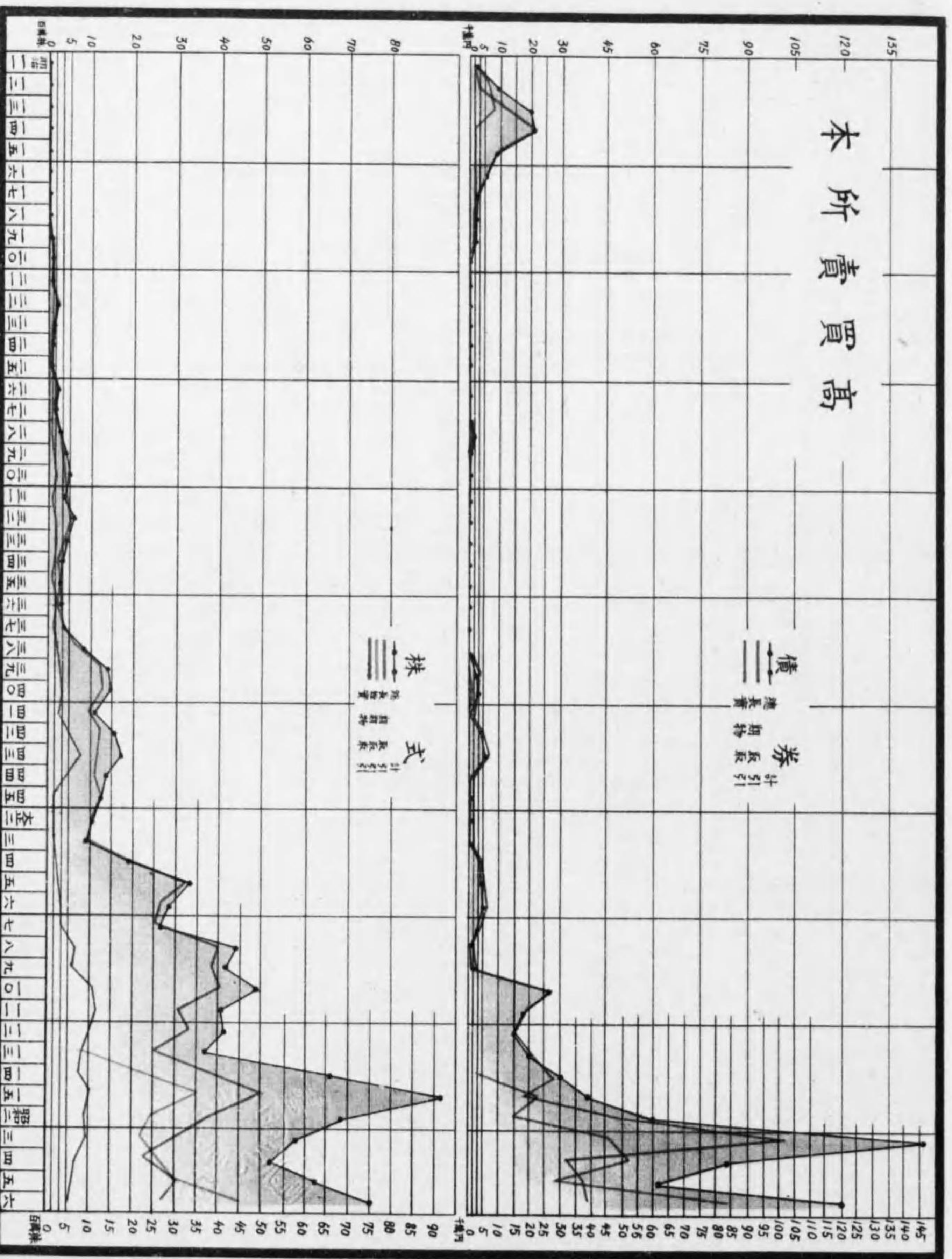
式

業

業

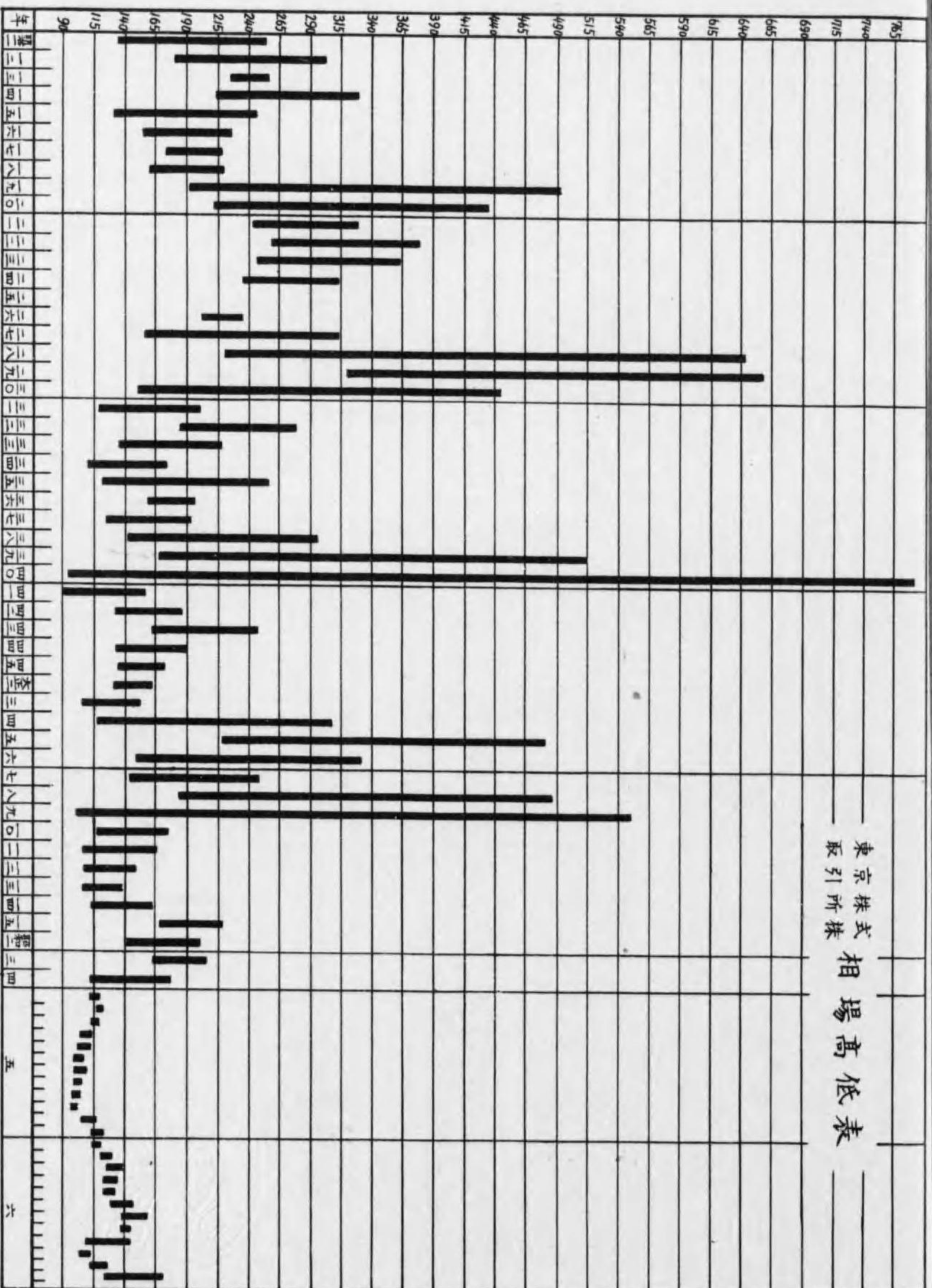


# 高 買 賣 所 本





東京株式相場高低表



○明治廿四年ヲ千八百円、以降ハ五拾円増込ナリ  
 ○明治廿八年中當限最高820円及廿九年中當限最高855円ナリ



目次

|                |   |
|----------------|---|
| 兜町             | 一 |
| 本所の目的          | 一 |
| 有價證券に就いて       | 二 |
| 取引所とは何か        | 三 |
| 取引所の發生         | 三 |
| 取引所では何を取引するか   | 五 |
| 取引所の賣買取引       | 六 |
| 投機とは何か         | 七 |
| 取引所の投機取引       | 九 |
| 財界に於ける本所の地位と使命 | 五 |
| 證券市場と國民生活      | 七 |



|              |   |
|--------------|---|
| 本所の創立より現況へ   | 四 |
| 本所の機構        | 五 |
| 組織           | 五 |
| 機關           | 五 |
| 取引員          | 六 |
| 本所市場及び賣買取引   | 七 |
| 立會の光景        | 七 |
| 賣買取引の種類      | 八 |
| 市場の種類        | 八 |
| 取引員の種類       | 九 |
| 前場・後場・立會時間   | 九 |
| 呼値・賣買單位      | 九 |
| 受渡は本所を経て行ふこと | 九 |
| 本所の四市場       | 七 |

|             |    |
|-------------|----|
| 長期清算市場      | 七  |
| 短期清算市場      | 八  |
| 實物市場        | 九  |
| 國債市場        | 九  |
| 四市場の上場額と賣買高 | 九  |
| 賣買證據金       | 一〇 |
| 賣買手數料       | 一〇 |
| 賣買の委託       | 一〇 |
| 本所の建築及び施設   | 一〇 |
| 兜町商業學校      | 一〇 |
| 統計          | 一〇 |
| 本所資本金變遷表    | 一〇 |
| 同上場資本金表     | 一〇 |



|                       |    |
|-----------------------|----|
| 同 賣買高表 .....          | 三  |
| 同 早受渡高表 .....         | 二六 |
| 同 最高記錄表 .....         | 二七 |
| 同 株價指數表 .....         | 二八 |
| 同 長期取引上場株式時價總額調 ..... | 三〇 |
| 東京株式取引所株式相場高低表 .....  | 三三 |
| 鐘淵紡績株式會社株式相場高低表 ..... | 三四 |
| (附) 全國取引所一覽表 .....    | 三四 |



## 兜町

東京市の中心、日本橋區鐙・兜兩橋間に聳ゆる、希臘古典式の大白亞館は、我が東京株式取引所でありまして、其の周圍に軒を連らぬる商賈は、取引員の店舗であります。謂ふ所の兜町とは、本所を中心とする、此の邊り一圓の區域を指し、數千數萬の市人は縱横に馳驅し、日々、數千萬圓の取引が行はれ、英國のロムバルド、米國のウォール・ストリート等と並び稱せらるゝ、世界屈指の一大有價證券市場街であります。

## 本所の目的

然らば、抑も取引所とは何ぞや、株式取引所とは何であるかといふと、詳しいことは後述しますが、一口で言へば、取引所とは、所謂市場の組織だつたものであり、株式取引所とは、有價證券を取引する取引所であります。本所は其の定款に

本所ハ取引員ヲシテ有價證券ノ賣買取引ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

と定め、完備せる市場を設け、專屬の取引員をして有價證券の賣買取引を行はしむるを以て業



務として居るのであります。即ち取引員は、本所の市場へ集まつて来て、客の注文による賣買や、自分達自らの賣買を行ひ、本所は其の資産に於て、此の取引の安全確實を保證すると共に、賣買に關する一切の計算整理の事務に任じ、其の代償として取引員から賣買手数料を徴收するといふ仕組であります。

### 有價證券に就いて

此處で、少しく本所の賣買物件たる、有價證券の概念を述べて置きませう。有價證券にも色々ありますが、本所で賣買に上らせて居るのは、株券と債券とであります。此等は賣るも買ふも甚だ自在であつて、轉帳流通するのみならず、銀行へ持つて行けば、之を擔保として金を貸してくれるといふ、誠に重寶な品物であります。

#### (一) 株 券

抑も、株式會社の資本は、多數の株式に均分されて居り、多くの場合、一株式の金額は五十圓であります。故に例へば、或る會社の資本金が一千萬圓とすれば、其の一千萬圓は二十萬株に均分されて居るのであります。株主といふは、かうした株式の名義人でありませんが、僅かに

一株を有つて居る株主もあれば、數千數萬の株式を有つて居る株主もあつて、其の持株數は千差萬別であります。即ち株主は、此の持株の數に應じて、會社に對して權利を有し、義務を負ふて居るのであります。會社に對する權利とは、株主總會に於て、議決や投票を行ふ權利とか、利益配當を受くる權利とか、會社の解散の場合に於ける、殘餘財産の分配を受くる權利とかを云ひ、義務とは、株金の拂込等を云ふのであります。株券とは、かうした株主の權利義務の一切を表象する有價證券でありまして、會社が資本金を募集した場合に、應募者に交付するものであります。勿論、募集の場合でなくとも、後になつて、株主から之を譲り受けることによつても、株主となることが出来ます。

尙ほ、株式は、新株と舊株とに分かれ、又、普通株と優先株とに分かれて居ります。新株とは、會社が資本金を増加するとか、或は他會社を合併するとかに依つて、新しく發行する株式であつて、従前からの株式、即ち舊株とは拂込金を異にして居ります。然し乍ら、新株も段々拂込金を徴收され、其の他の條件も舊株と等しくなると、新舊の別は無くなる譯であります。

次に、普通株、優先株の別に就いて言ふと、前述の如く株式會社の株主は、會社から利益配當を受け、殘餘財産の分配を受くる權利を有つて居りますが、會社は、時として、此等の權利



に就き優先権を附した株式を發行することがあります。之を普通の株式に對して優先株と稱して居ります。即ち優先株は、普通株に先んじて、利益配當や殘餘財産の分配を受くことが出来るのであります。

優先株は、會社が資本金を増加する場合に限り、發行を許されるものであつて、會社が經營難に陥つた場合等には、新しく資本を増加募集せんとしても、引受ける者がないので、かうした優先株なるものを發行して、資金を求めするのであります。

#### 株式の例

一株額面

一株拂込

#### (イ) 東京株式取引所

舊株式

五〇、〇〇

五〇、〇〇

新株式

五〇、〇〇

三七、五〇

#### (ロ) 日本銀行

舊株式

二〇〇、〇〇

二〇〇、〇〇

新株式

二〇〇、〇〇

五〇、〇〇

#### (二) 債券

債券には公債、社債の別があり、公債はまた、國債と地方債とに分かれて居りますが、本所では、外國が發行した國債をも取引することになつて居ります。

國家や道府縣市町村等の公共團體が、何か大きな事業を起したり、或は又非常の事件が起つて、巨額の資金を必要とするに方り、租税等の収入では支辨し得ない場合に、國家は國家の、道府縣市町村は道府縣市町村の信用に於て、此の資金を募集します。此の際に發行して應募者に交付する證券が公債であつて、つまり、國家や道府縣市町村等が、公衆から借金をした借入證券であります。而して國家が發行するものが國債で、道府縣市町村等の地方團體が發行するものが地方債であります。

次に、社債であります。之れも其の建前は公債と同じやうなものであります。會社又は銀行が事業を行ふには、之れ亦巨額の資金を要し、往々、現に有して居る資本金だけでは不足する場合を生じます。勿論、かうした場合に、會社は未拂込の株金があるならば、之を株主から徴收するとか、之れが無ければ、更に資本金を増加するとか、或は又銀行なり保險會社なりから借入金をするとか、色々の方法がありますが、會社の營業狀態、資産狀態、又は一般金融界の情勢等、其の時の事情に鑑みて、此等の方法に依らず、前記の公債と同じ方法に依つて一般公衆から資金を募集することが、始終行はれて居ります。此の場合に、應募者に交付する證券が社債であつて、矢張り、純然たる借金の證券であります。公債と異なる所は、借主が、彼にあ



つては公共團體であり、此にあつては會社であるといふ點であります。

上述の如く、公債は國家其の他の公共團體が発行するものであり、社債は會社や銀行が発行するものでありますが、此等債券の所有者は孰れも毎年一定の利子の支拂ひを受け、償還期限が來れば、額面金額の償還を受くるのであります。此の元金償還の期限は色々で、短期のものは數年、長期のものは數十年に達するものがあります。利率に就いて云へば、公債は、國家や其の他の公共團體が発行するものであつて、信用が厚く、従つて利率は低く、大抵年五分位であります。之に反し、社債は會社の發行に係り、公債に比べて信用が薄いのでありますが、其の代り、利率は公債よりも一二分高いといふやうな譯で、二者の間、互に一得一失があるのであります。債券の利率は、大抵此の位のものではありませんが、然し債券は多くの場合、券面額よりは幾分安い値段で買ふことが出来るから、結局、利廻りは規定の利率以上になるのであります。尙ほ、公債にせよ社債にせよ、一回の發行高は巨額に上るのであつて、中には數億圓のものさへありますが、成る可く廣い範圍から集めて、巨額の資金をつくりたいふのが、債券發行の本旨であるから、券面の種類も色々に分類し、何萬といふ數に分割して、發行するのであります。左に二三、債券の例を舉げて見ませふ。

(イ) 國債の例

(未償還額は昭和六年十月末日現在、以下同じ)

| 甲號五分利公債後號 | 發行總額                     | 現在未償還額                    | 利率                 | 利拂期   | 發行年次 | 償還期限 | 券面種類   |
|-----------|--------------------------|---------------------------|--------------------|-------|------|------|--|
|           | 四三、二七四 <small>千円</small> | 三五五、〇五三 <small>千円</small> | 五 <small>厘</small> | 六・十二月 | 四十二年 | 卅八年  | 50 <small>円券</small><br>100<br>500<br>1,000<br>5,000<br>10,000 |

(ロ) 地方債の例

|                |        |        |   |      |     |     |                              |
|----------------|--------|--------|---|------|-----|-----|------------------------------|
| 東京市第三回電氣事業公債イ號 | 一五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 | 六 | 四・十月 | 十五年 | 卅一年 | 100<br>500<br>1,000<br>5,000 |
|----------------|--------|--------|---|------|-----|-----|------------------------------|

(ハ) 社債の例

|                |        |        |   |       |    |    |                              |
|----------------|--------|--------|---|-------|----|----|------------------------------|
| 日本電力株式會社社債第十一回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 七 | 六・十二月 | 四年 | 九年 | 100<br>500<br>1,000<br>5,000 |
|----------------|--------|--------|---|-------|----|----|------------------------------|

(ニ) 外債の例

|          |                           |                           |   |       |      |      |  |
|----------|---------------------------|---------------------------|---|-------|------|------|--|
| 四分利付佛貨公債 | 四五〇、〇〇〇 <small>千法</small> | 四三六、七三五 <small>千法</small> | 四 | 六・十一月 | 四十三年 | 四十五年 | 500 <small>法</small><br>2,500<br>5,000 |
|----------|---------------------------|---------------------------|---|-------|------|------|--|

(三) 株式と社債の別



然らば、株式と社債とは、何處が異ふかと言ふと、先づ株式は會社の資産であつて、株主は會社の持主でありますが、社債は會社の負債であつて、社債権者——社債の所有者——は會社に對する債権者であります。次に株主は、會社が利益を擧げた時には、利益配當を受けます。今日では、不景氣の爲めに、年一割以上の配當を行ふ會社は稀でありますが、大正七八年頃の  
大景氣時代には、實に十割以上の配當を行つた會社は幾らもあつたのであります。然し乍ら、  
會社が損失を招いた場合には、株主は此の利益配當を受けることが出来ぬは勿論、場合によつては、持株の全部を會社の爲めに失はねばなりません。然しまた、株主は自分の持株の範圍に於てのみ義務を負ふものであるから、それ以上の損失を被ることはないのであります。之に反して、社債権者にあつては、會社が幾ら不況の状態にあらうとも、一定の利子の支拂ひを受け、償還期限が來れば、元金を償還してもらへます。然しまた、幾ら會社が巨利を博しやうとも、之れ以上のものを受くることはないのであります。且つ又會社の解散の場合に於ても、會社に殘餘財産があれば、株主は、自分の持株以上に、資産の分與を受くることありますが、社債権者にあつては、此のことがありませぬ。要するに、株主は會社の持主であり、社債権者は會社の債権者なのであります。

#### (四) 有價證券の相場が變動する理由

先づ、株式から始めませふ。言ふまでもなく、株式會社は營利を目的として資産を有し、之を運轉して夫々の事業を營んで居るのであります。利益が擧がれば、之を株主に配當するのみならず、會社の資産が増大すれば、それは即ち株主の資産が増加したことであり、従つて、株主の表象である株式の價值は高くなるのであります。反對に會社の事業が思はしくなく、損失を招いて利益配當もなく、資産状態も不良だといふ事になると、其の會社の株式の價值は低くなる道理であります。然し乍ら、是れのみが、株式の相場を動かす原因ではなく、一般財界の景氣不景氣、社會上の大事件、需要供給の關係、人氣の如何等によつて、上りもし、下りもするのであります。即ち會社自身の事情と、一般的事情とによつて、動き且つ定まるのであつて變轉常に極まりなきものであります。

斯ういふ次第で、同じ一株五十圓拂込の株でも、甲會社のは百圓も二百圓もして居るのに、乙會社のは一圓か二圓しかして居らぬといふやうな譯であります。又毎日のやうに激しく變動するものもあれば、殆んど變らぬやうなものもあります。本所株（東株と稱す）は市場の花形株であつて、賣買も多く、相場もよく動く株でありますが、世界大戰後の大景氣時代には、一



株五十圓拂込のものが五百四、五十圓もしたことがあり、今日では一般財界の不況に伴ふて低落しては居りますが、それでも尙ほ百八十幾圓の相場を示して居ります。左に昨年中に於ける同株の相場表を掲げて、毎月の相場の變化を見ませふ。

東京株式取引所株式相場 (昭和六年中)

|     | 最 高    | 最 低    |
|-----|--------|--------|
| 一 月 | 一二二、五〇 | 一一五、四〇 |
| 二 月 | 一二八、四〇 | 一二二、二〇 |
| 三 月 | 一三九、八〇 | 一二五、三〇 |
| 四 月 | 一三三、九〇 | 一二三、三〇 |
| 五 月 | 一三二、八〇 | 一二四、〇〇 |
| 六 月 | 一四七、九〇 | 一二九、一〇 |
| 七 月 | 一五八、〇〇 | 一三九、六〇 |
| 八 月 | 一四三、八〇 | 一三七、〇〇 |
| 九 月 | 一四五、〇〇 | 一〇七、一〇 |

次は債券であります。債券の所有者は、毎年一定の時期に、一定の利子の支拂ひを受け、償還期が来れば、額面通りの金額の返還を受けますが、而かも此等の権利は法律の保護する所であつて、極めて確實なものであります。従つて債券類、殊に公債に於ては、値段の騰落は株式のやうに激くはないが、然し、金利や需給の關係に因つて僅かながら動くのであります。即ち一般金融が緩漫となり、金利が安くなつて、銀行に預金して置くよりも債券を買つて置く方が有利だとなれば、需要が増加して、相場は騰貴し、反對の場合は下落するのであります。左に甲號五分利公債の昨年中に於ける毎月の相場を掲げて見ませふ。

甲號五分利公債相場 (昭和六年中)

|               | 最 高   | 最 低   |
|---------------|-------|-------|
| 自 一 月 十 一 日   | 九一、九〇 | 九〇、一〇 |
| 自 二 月 一 日     | 九一、九〇 | 九〇、一〇 |
| 自 二 月 二 十 一 日 | 九二、九五 | 九一、四五 |



|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 自二月二十二日 | 九三、八〇 | 九二、六〇 |
| 至三月十一日  | 九五、四〇 | 九三、三〇 |
| 自四月十二日  | 九四、四〇 | 九三、五五 |
| 至四月二十一日 | 九四、六五 | 九三、七〇 |
| 自五月十一日  | 九六、二五 | 九四、六五 |
| 至五月十二日  | 九七、一五 | 九六、二五 |
| 自六月二十一日 | 九八、四五 | 九六、七五 |
| 至七月十一日  | 九八、〇五 | 九四、六五 |
| 自八月二十二日 | 九五、六五 | 九三、六〇 |
| 至八月三十一日 | 九五、三五 | 九四、一五 |
| 自九月十一日  | 九五、一五 | 八八、〇〇 |
| 至九月十二日  | 八九、六〇 | 八六、六〇 |

### 取引所とは何か

#### 取引所の發生

昔、經濟がまだ發達しなかつた時代にあつては、市場も、極めて不完全なものでありまして、種々雑多の品物を秩序もなく持ち寄つて取引を行ひ、而かも、悉く、直ぐ其の場で交換を行つたものであります。それも毎日取引が行はれるといふやうなことはなく、多くは、神社佛閣の祭日等に、其の境内に市(イチ)が立つたのであつて、今日、到る處に見る縁日は此の名残りであります。

然るに、分業の發達と共に、各種の生産は、次第に大量的、世界的となり、之れに伴ふて、市場も次第に其の形態を整へ、取引する所の品物も、漸く専門的となり、穀物の市場とか、糸類

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 自十月二十二日 | 八八、六〇 | 八七、一五 |
| 至十一月十一日 | 八八、八〇 | 八六、〇五 |
| 自十二月十二日 | 八八、二五 | 八五、八〇 |



の市場とかいふやうに、分かれて來たのであります。而かも取引は、段々、大量的になつて來た結果、取引すべき品物を現實に市場に持つて來るやうなことはなく、標準物や銘柄（メイガラ）に依つて取引を行ふやうになつて來ました。此の如くして、其の市場へ行きさへすれば、何時でも欲する所の取引が、自由に出來るやうになつて來たのであります。

然し乍ら、廣汎なる範圍から集中して來る需要供給の渦巻きの中にあつて、巧みに流通媒介を行ふて行くには、専門の知識、慣熟せる技術を有する商人に依らねばならなくなつて來ました。是れ今日の取引員に當るものであります。商人は、需給の間に取引の媒介をなすを業とするものであつて、安きに買ひ高きに賣つて、其の差益金を利得するを以て目的とするものであります。故に、昨日の買手は今日の賣手となり、今日の賣手は明日の買手となるのであつて、其處に將來の相場を豫想して行ふ先物取引（サキモノトリヒキ）が生れ、先物取引は差金決済を生ずるに至りました。此處に至れば、最早、立派に取引所としての形態を具へて居るのであります。即ち取引所なるものは、經濟界の必要に應じて自然に生れ、自然に發達して來たものであることを知ると共に、所謂市場の極度に發達したものであることを知るのであります。勿論、此の間、貨幣の出現、信用經濟の發達が、先物取引への機運を促進し、取引所の達成に重

要なる力となつたことは、當然の次第であります。

#### 取引所では何を取引するか

然らば、取引所に於ては如何なる物件でも、之を取引することが出來るかといふと、さうは行かぬのであつて、取引所取引の性質上、一定の條件を具有する物件たることを要するのであります。即ち、取引所に於ける取引は、比較的長期に亘り、且つ大量の取引をなすを以て本旨とするが故に、其の取引物件は、耐久性があると共に、大量に生産せらるゝものなることを要し、直ぐ腐敗又は變質したり、或は生産の少いやうな物は不適當であります。且つ又、取引所に於ては、標準物や銘柄によつて取引をなすのみならず、契約の時と履行の時とを異にするが故に其の取引物件は代替性のあるものなること、即ち幾らでも同種同質のものが得られるものでなければなりません。更に又、取引所の取引物件たるには、吾々生活上の日用品として、需要廣汎に亘るものたるを要するのであります。若しも一部特種階級のみ需要に止まる物件だとか、又は日常の必需品でない物件等ならば、必ずしも大市場に於て取引をなすの必要もなく、且つ後述する所の公定相場を作成するの必要もないのであります。

取引所の取引物件たるの要件は大體右の如くであつて、而かも此等の内、其の一を缺くも、



取引所の取引物件として不適當であります。即ち例へば、魚介、骨董品等の如きは不適當に屬し、米や生糸や綿糸や有價證券、就中、有價證券は殆ど理想的の取引物件であります。

### 取引所の賣買取引

我々が、商人の店頭にパンを買ひ、書物を購ふ場合には、賣買を約定すると同時に、品物と代金の受渡（ウケワタシ）を履行するのであつて、是れ賣買取引の最も普通の形式であります。此の如く、必ず品物の授受を履行せねばならぬ取引を、取引所では實物取引と稱し、實物市場で行つて居ります。

然るに、今日賣買の約定をしても、數日若くは數十日の後の受渡期限の來た時に、始めて受渡を履行する取引があります。前記の先物取引とは之れであります。所が取引所の賣買物件は、始終、相場が變化するものであつて、此の受渡期限の到來前に上つたり下つたりします。其處で、最初に買ふ約定をしたものを賣りに轉じ、或は最初に賣る約定をしたものを買ひ戻し、所謂、轉賣買戻（テンバイカヒモドシ）を行ひ、之によつて賣と買とを相殺し、値段の差額を授受するだけで、品物の授受を行はずに取引を結了してしまふのであります。取引所では之を清算取引と稱し、清算市場で行つて居ります。

此くの如くして、取引所に於ては、一般商取引に於けるが如き、必ず實物の受渡を行ふことに依つて、始めて利益を得ることが出來るといふやうな煩雜な手續を要せず、轉賣買戻を行ふことに因つて、容易に市價の變動に因る差金を利得することを得るのみならず、而かも其の取引は、最も敏速と正確とを期することが出來るのであります。蓋し取引所取引を以て商取引の極致と爲す所以であります。

然し乍ら、清算市場に於ける取引の全部が、差金決済に終るのではありませぬ。受渡期限の到來により、又は其の他の場合に、實物の授受を行ふて、取引を結了することも無論行はれます。つまり清算取引でも實物取引でも、自由に之を行ふことが出來るのであります。

### 投機とは何か

取引所と云へば投機を、投機と云へば取引所を聯想する位、此の兩者は密接の關係を有つて居ります。然し乍ら、取引所には、單に投機取引ばかりが行はれて居るのではなく、投資を目的とする取引も並び行はれて居るのであつて、實物取引が之れであるは勿論、一般に投機取引としてのみ目さるゝ清算取引と雖、また、投機を目的とするものゝみではないのであります。

然らば、抑も、投機とは何であるかと言へば、之を極めて廣義に解釋すれば、凡そ、人生一



切の行爲は、殆ど投機的色彩を帯びざるは無く、或る危険を冒して或る利益を收めんとする行爲は、總べて投機であります。然し乍ら、之れは餘りに空漠たる觀念を有つた投機でありますから、茲には投機の觀念を、經濟的範圍に局限して説明することにします。即ち、例へば漁夫が、風波や獲物の有無の危険を冒して海に漁るが如き、農夫が天候や豊凶の危険を冒して地に耕すが如き、或は又、商人が商品を外國から輸入して之を需要者に販賣するが如きは、何れも投機でありまして、或る經濟上の危険を冒して、經濟上の利益を收めんとするものであります。然し乍ら、之れもまだ廣義に於ける投機であつて、之を一層、狹義に解釋すれば、投機とは、商品市價の變動に因つて其の差額を利得せんとする取引を言ふのであります。例へば將來、値段が騰貴したならば、賣却して其の差額を利得することを目的として、商品を買ふが如きは是れであります。

次に、投機は投資と、どう異ふのかといふことが、よく論議されますから、之に就いて簡単に説明を試みませう。前記の如く、投機は商品市價の變動に因る差額を利得することを目的とするものであります。投資にありては則ち然らず、寧ろ市價の變動を悦ばずして、元本の維持を第一とし、之れから生ずる、確實なる収益を目的とするものであります。例へば、株券を

買入れて、長く毎期の利益配當を受くことを目的とするもの、或は債券を買ひ入れて、長く利子の収益を目的とするもの、如きは投資であります。之に反して、同じ株券や債券を買ふにしても、利益配當や利子の収益を目的とせず、此等株券や債券其のものを賣買することに依り、此等の市價變動に因る差額を利得せんとするものは投機であります。

此の如く、投機と投資の區別は理論上は之を明かにすることが出来ませんが、實際上に於ては容易に之を明かにすることは出来ませぬ。假令、最初は投資であつても、結果に於て投機に終ることがあり、又之と反對に最初は投機であつても、結果に於て投資となることもあり、或は又、投機であると同時に、投資である場合もあるといふやうな次第であります。

以上投機とは何であるかに就き、大體の説明をした譯であります。之れ然し乍ら、一般的の投機の説明であつて、取引所に於ける投機は、更に一層狹義の投機であります。次に項を更めて説明しませふ。

#### 取引所の投機取引

一般的の投機は、前述の如くであります。之れには必ず實物の受渡しを伴ふのであります。然るに取引所の投機取引に於ては、實物を受渡しするといふ觀念は初めから無く、最初に



行つた賣買の約定に對して轉賣買戻を行ひ、此の間に於ける値段の差額の授受のみに依つて、取引を決済してしまふのであります。例へば、甲會社の株一株の値段は、今百圓して居るが、受渡期限までには、もつと高くなるだらふから、其の時に轉賣して差金を儲けやうといふ見込みで、百株を一萬圓で買ふ約定をします。所が、果して受渡期限までに一株の値段は百五圓に上つた。其處で、最初に行つた買約定に對し百株一萬五百圓で轉賣を行ひ、一萬圓と一萬五百圓との差金五百圓を利得して、此の取引を決済してしまふのであります。而して、此の間、株券を受渡するといふ觀念は、少しもないのであります。

又之と反對に、最初に賣る約定をなし、後にそれを買ひ戻して差金を利得することも、出来るのであります。例へば、乙會社の株は、今一株百圓の相場であるが、受渡期限までには、もつと安くなるだらふから、其の時に買戻して差金を利得しやうといふ見込みで、百株を一萬圓で賣る約定をします。所が果して受渡期限の到來前に九十五圓に下落した。其處で、初めに行つた賣約定に對し九千五百圓で買戻を行ひ、一萬圓との差金五百圓を利得して、此の取引を決済してしまふのであつて、矢張り、株券の受渡しといふ觀念は無いのであります。

以上は、見込みが適中して儲かつた場合であります。相場が反對に動いたならば、損失と

なるは勿論であります。

然し乍ら、前述したやうに、取引所清算市場の取引が、悉く差金決済に終るといふ譯ではなく、實物の受渡を行ふ場合も無論あるのであります。然るに、一般的投機の項で説明したやうに、最初は實物を受渡しする考で、賣約定若くは買約定をしたのに、結果に於て差金決済に終る場合があります。例へば(イ)受渡期限が来たならば、實際に實物を渡す考で、或る株を百圓で賣る約定をした所が、期限の到來前に、値段が九十五圓に下つて来た。其處で期限まで待つて居て賣り渡すことは止めて、最初の賣を買戻して五圓の差金を利得するといふ場合、(ロ)反對に、最初は實際に株を引取る考で買約定をした所が、期限の到來前に、株の値段が上つて来た。其處で引株を取るとは止め、最初の買を轉賣して其の差金を利得するといふ場合は是れであります。

然るにまた、最初は差金取引を行はんとしたのが、結果に於て實物取引に終る場合があります。即ち差金決済の目的で、買若くは賣の約定をなし、値段が有利に動いて来たならば、轉賣若くは買戻を行つて差金を利得しやうとした所が、思つたやうに動いて來ぬので轉賣買戻を行はず、買の場合ならば、代金を拂つて品物を引取り、賣の場合ならば品物を渡して代金を受取



るといふのは是れであります。

此の如く、取引所に於ける取引は、實が實を生じ、虚が虚に終り、虚が實を生じ、實が虚に終るといふやうに、縦横無盡でありますから、買ふも賣るも、極めて自在であつて、爲めに大量の取引が容易に行はれ、従つて極めて公正なる相場を現すことが出来るのでありますが、是れ全く投機取引の効用に外なりません。其他、投機取引は價格の變動や不平準を調節し、或は價格の變動によつて被ることあるべき損失を保險するなど、一般財界に於て極めて重要な役割を有つて居りますが、此等に就いては後に詳述することに致します。

世には、投機とさへ言へば、一も二もなく、罪惡か何かのやうに思ふて居る者が無いではありませんぬが、嗤ふべきでありまして、投機取引が一般財界に於て、如何に必要不可欠の要件であるかは、思ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。

唯だ茲に、一應、奇異の感を懐かせるのは、實物を有たぬのに、最初から賣約定をすることでありまして。謂ふ所の空賣り（カラウリ）とは是れであつて、從來、種々の批難を受けた跡が尠くないのであります。然し乍ら、現に實物を所有せずとも、或る一定の時期までに之を調べて來て渡すといふ約定は、世上、到る處に之を見るのでありまして、假令、賣約定をした時

に、實物を持つてゐなくとも、受渡期限までに何處かで調べて來て渡せば、何の差支もないのであります。之れは、最初、買約定をした時に、代金を持つてゐなくとも、受渡期限までにそれを調べて來れば差支ないのと同じであります。唯だ品物には自ら制限があつて、幾ら資力があつても、之を調へることが出来ぬ場合がありますが、然し取引所に於ける賣買物件の如きは、殆ど無限に存在するものであるから、何等支障を生じないのであります。茲に此の空賣りの説明に關して、よく引用される次の如き挿話があります。昔、佛國の奈破翁三世が、此の空賣りを甚だ怪しからぬ事であるとして、大藏大臣に對して之れが禁止を命じました。すると大藏大臣は之に答へて「陛下は毎日セーナ河から水を汲んで巴里の町へ賣りに來る小娘を御存じあらん。彼の娘が今日は水一荷しか持ち合せがないから、後の一荷は明日持つて参りますといふ約束をして立ち去つたならば、之は咎むべき行爲でせうか、將た取締るべき行爲でせうか」。奈破翁三世之に答へて「夫のセーナ河には幾らでも水が流れて居るのであるから、今日一荷の水の缺くる所を明日の一荷に依つて補はんことを約するは少しも差支ない」。大藏大臣は之に應へて「有價證券の流れはセーナ河よりも更に大なる流れである、空賣りを爲したる者は何時にても此の流れより有價證券を汲み來りて引渡すことが出来るから少しも違法ではない」と云つ



たといふことであるが、空賣りを説明し得て頗る妙であります。

空賣りとは、大略此の如きものでありますが、此の空賣りが行はれるからこそ、需要供給の投合が自由に行はれ、従つて取引は、益々大量的となり、爲めに買占め、賣崩し等は不可能となり、益々公正適切なる相場が生れる譯であります。加之、此の空賣は實物取引とも密接の關係を有するものであつて、實物取引が圓滑に行はれるのは、此の空賣が出来るからこそでありませう。例へば、或る會社の株式を手に入れたいと思つても、若しも實物市場しかなかつたならば、需給の出合ひが自由でないから、容易には賣手がないのみならず、値段も極めて不適切ならざるを得ぬのであります。然るに、清算市場では盛に空賣買が行はれる結果、容易に相手を見付けることが出来、且つ又、値段の競合が行はれる結果、極めて適切な相場で取引することが出来ます。かうして、契約をしてしまへば、相手方が實際に株券を渡す意思があらうが無からうが、一向、考慮するの必要なく、賣方の中には空賣を目的として居る者もあれば、實際に受渡をする者もあるから、買方は受渡期日に代金を支拂つて、容易に所期の目的を達することが出来るのであります。是れ實に投機取引の效用であります。

## 財界に於ける本所の地位と使命

### 本所の地位

以上、取引所とは何であるか、取引所に於ては如何なる物件が、如何なる方法で取引されるかに就いて、其の概要を述べた次第であります。然るに、現在我國に存在する取引所は、内地だけで三十六ありますが、本所は此の間に伍して如何なる勢力を有し、一般財界に於て如何なる地位にあるかを記述したいと思ひます。

抑も、取引所といへば、昔から必要があるとか無いとか、色々論議されて來たのであります。が、そんな論議がどうであらうと、取引所は經濟界の必要に應じて自然に發生し、經濟界の發達に伴ふて、自然に生長して來たものであることは、既述した所の如くであります。又從來、世間ではよく、取引所を以て賭博場となし、或は其處に出入する者は之を相場師として、蔑視して來たのでありますが、此の如きは、最早過去の思想であつて、今日では此のやうな事を口にする者は、其の經濟常識を疑はれるであります。彼の紐育株式取引所の會員は、國會議員と社會上の地位名望を等しくして居ると言はれて居ますが、本所の取引員の如きも、日一日と此の



域に急いで居ることを知るのであります。

近來、各方面に於ける取引所研究は非常なる勢であつて、各大學に取引所の講座があるは勿論、本所に於ても、毎日各方面からの參觀人が、引きも切らぬ有様であつて、女學校や小學校の生徒さへ參觀に来るの實情であります。

世界大戰の勃發するや、獨逸のツエツペリンは長驅して、倫敦株式取引所を衝いたと傳へられて居りますが、其れは何の爲めであつたか、言ふまでもなく、倫敦株式取引所を破壊するとは、直に大英帝國の全財界を混亂に陥らしむることであるからであつて、獨軍は株式取引所なるものが、國家經濟上、如何に重要な地位にあるものであるかを知つて居たのであります。蓋し、株式取引所が、現代社會に於て必要缺くべからざる機關であり、財界の中樞に居るものであることは、最早議論の餘地なく、今や、之れなくしては一日も經濟活動は不可能であることは、取引所發展の事實が、雄辯に説明して居るのであつて、尙ほ益々、隆盛の一路を邁進して行くであらふことは、資本主義經濟社會に於ける必然的な道程であります。現在、我國の取引所中、有價證券を賣買する取引所は、十指を以て數ふる事が出来ませんが、本所は實に此の間に王座を占むるものであつて、それは取りも直さず、我國財界の中樞に位するものである

と言つて少しも差支ないのであります。

昔は、有價證券と云へば、單に一部有産階級の人々の所有に限られ、一般國民とは、全然没交渉でありましたが、輒近、資本主義經濟の發展につれて、産業の大部分は株式會社組織によつて經營せられるのみならず、債券類の發行と相俟つて、有價證券は逐日増加し、今日に於ては、實に約三百二、三十億圓の巨額に達して居るのであります。三百餘億圓の額は、蓋し、我國富に對して偉大なる勢力と云はねばなりません。米國の如きは、國富の約半分が有價證券化されて居ると云はれて居りますが、我國亦、近き將來に於て此の域に達するであらふことは、容易に推察することが出来るのであつて、其の分布は、次第に高きより低きに、一部より全般に流れ、普遍的に大衆的になつて來たのであります。此の様な次第で、假令、株券や債券其の物を所有せずとも、其の價格の變動に因つて、大なり小なりの利害關係を有たぬ者は殆ど無いといふやうになつて來たのであります。

株式取引所は、實に以上の如き有價證券を取引する機關であつて、若しも、今日に於て、此の株式取引所なるものがないと假定したならば、株式や債券は暗夜を彷徨するが如く、其の流通は全く不可能となり、従つて、各種事業會社は發展するに由なく、産業は荒廢するといふ結



果になることは、疑ひもなき道理であります。以て株式取引所なるものが、一國の産業上、如何に重大なる使命を有ち、國民生活上、如何に必要な經濟機關であるかを知るのであります。

此のやうな次第で、株式取引所なるものは、今や昔日の所謂相場師の輸贏壇場でもなければ、一部の人々の特種機關でもありません。全國民が共同に利用すべき公共機關として天下に公開せらるゝ、國民必須の經濟機關であります。就中、全國取引所中の王座に位する本所が、非常なる發展を遂げ、前途益々、洋々たるものあるは、蓋し自然の勢であります。即ち之を昨年度（昭和六年）の業績に徴するも、一般財界の不況甚しき時なるにも關らず、本所市場に上場された有價證券は、株式債券を合せて、實に約二百億圓を計上して、我國有價證券有高の約六割に達して居り、其の賣買高は株式に於て七千四百萬株、債券に於て十二億圓であります。然るに本所を除く全國各取引所の賣買高は全部を合計して、株式に於て一億七千三百萬株、債券に於て十三億五千八百萬圓であります。故に全國各取引所の賣買高合計に對する本所の賣買高は、實に株式に於て四割三分、債券に於て八割八分に當つて居るのであります。以て本所が我が財界に於て、如何に重要な地位にあり、如何に偉大なる勢力を持して居るかを知る

に足るのであります。

全國有價證券現在高と本所の上場資本金（昭和六年度）

外貨は圓に換算

|           |          |    |              |
|-----------|----------|----|--------------|
| 全國有價證券現在高 | 三、六七三萬圓  | 株式 | 一九、七五一、〇〇〇千圓 |
|           |          | 債券 | 一三、九三三、七三〇千圓 |
| 本所市場上場資本  | 一九、〇七六萬圓 | 株式 | 九、三八七、三〇〇千圓  |
|           |          | 債券 | 九、六八八、七六〇千圓  |

全國取引所の賣買高と本所の賣買高（昭和六年度）

外貨は圓に換算

|       |                |            |                |
|-------|----------------|------------|----------------|
| 本所を除く | 全國取引所賣買高合計     | 本所賣買高      |                |
| 株式    | 一七三、四〇、四八株     | 七四、一四七、五五株 |                |
| 代金    | 一八、六〇、〇三、七五圓   | 代金         | 七、三二、〇八九、四一六圓  |
| 債券    | 一、三五八、一三九、一〇〇圓 | 代金         | 一、二〇〇、九〇一、〇〇〇圓 |
| 代金    | 一、三三六、七四、〇七圓   | 代金         | 一、〇七五、三三三、六三圓  |

蓋し、斯くの如く本所が全國取引所の王座に位し、財界の中樞機關として居る所以のものは、本所が我國の中央—帝都にあつて、廣汎なる範圍、つまり全國からの需給を、此の一箇所に集



中させることが出来、従つて全国的に最も統一した相場を作成することを得て、よく取引所本  
來の使命を全うすることが出来るからであります。

### 本所が取引所たるの使命

取引所が其の業務を営むことによつて、一般財界に對し、如何なる作用を與へて居るかは、  
最も重要なことでなければなりません。學者の所謂、取引所の機能とか、官能とかいふのは是  
れであつて、取引所本來の大使命は實に之に存するのであります。

然らば、此の取引所の機能とか、官能とかは何であるかといへば、普通に(イ)大量取引(ロ)  
迅速確實の取引(ハ)公定相場の作成(ニ)價格の平準作用(ホ)價格の保險作用等が擧げられて居  
ります。然し乍ら、此くの如きは、本所の如き實力ある大取引所にして、始めて理想的に所期  
される作用でありまして、本所が、財界に樞要の地位を占むる所以のものは、實に此の大使命  
を全うして居るからであります。次に順次、之れが説明をしませふ。

先づ第一に、取引所に於ては、大量の取引が行はれるといふことであります。法律は取引所  
の地區を定めて、同一地區内に同種の取引所を二以上設立するを許さず、取引所の獨占權を認  
めて居るのみならず、取引方法は需給の投合を容易ならしめ、大量の取引が出来るやうな仕組に

なつて居るから、自然、取引が多くなる譯であります。就中、取引所本來の目的からして、  
取引は大量取引を便利とする大市場に集中する性質を有つものであります。此くの如くにし  
て、本所に於ては、今日の如き不況時代なるにも關らず、よく日々、數千萬圓の取引が行は  
れ、全國各取引所の賣買合計を凌駕せんとするの勢を示して居るのであります。殊に昨年十二  
月十八日の如きは、株式だけで實に九十四萬餘株の賣買高を計上し、此の代金一億二百餘萬  
圓、實に本所創立以來の最高記録であります。

第二に、取引所に於ては、思ふやうな取引が、容易に、迅速且つ確實に出来るのであります。  
今假りに、或る會社の株券を、一千株でも二千株でも買ひ度いと思つても、何處へ行つたとこ  
ろで、賣手を見出すことはなか／＼困難であります。然るに、取引所へ行けば、容易に此の目  
的を達することが出来るのであります。蓋し、取引所に於ては、大量の取引が行はれる結果、  
常に賣物、買物の出合ひが多く、従つて容易に此の目的を達することが出来る譯であつて、而  
かも、取引は確實であり、値段は公正であります。蓋し先物取引の受渡は、一定の時日を経過  
した後に行はれるから、其の時になつて、賣方が品物を持つて來なかつたり、買方が代金を持  
つて來なかつたりするやうなことが、ありはせぬかと思はれるのであるが、取引所に於て賣買



に従事する取引員は、最も信用あり、資力ある者が政府の免許を受けて成るのであつて、加之、取引所に對して身元保證金を積み立て、賣買に方つては賣買證據金を納入するのであるから、其の取引は最も信用を置くに足るのであります。然かも、尙ほ且つ、本所は豊富なる資金を擁して居て、若しも、取引員間の賣買契約が不履行になるやうなことが惹起した場合には、取引員に代つて損害を完全に賠償するの責に任じて居るのでありまして、其の取引は最も安全確實なものであるといふことが出来るのであります。

第三に、公定相場と財界のパロメーターといふ事に就いて説明しませふ。よく、世間では取引所は財界のパロメーターであると言ふのでありますが、之れは實に取引所が公定相場を作成する事に依存するのであつて、法律は取引所に對し、公定相場を決定して、之を公示すべき旨を規定して居るのであります。然しながら、取引所は別に公定相場を作らんとして作るのではなく、取引所に於て決定される相場は、其のまゝ公定相場たるの要件を具へて居るのであります。取引所は値段の決定毎に之を公定相場として市場に公示するのみならず、相場表を發行して之を公開して居るのであります。

既に記述したやうに、取引所の取引に従事する者は、賣買物件の需給状態に最もよく精通し

て居る取引員であり、廣汎なる範圍から集中して來る所の大量なる需給を、衆人環視の公開市場に於て、十分なる競合をさせて値段を決定し、之によつて賣買を契約するのであるから、高過ぎるとか、安過ぎるとかいふやうな事は、絶対になく、高ければ直に賣手が現れ、安ければ直に買手が付くのであります。之は、取引所では代金を持つてゐなくても、買付けることが出來、品物を持つてゐなくても、賣付けることを得るが故に、賣りに出るも買ひに出るも、極めて自由なるが爲めであつて、競合は一層、完全に行はれるのであります。此くの如くして、相場は落ち着くべき所に落ち着き、最も公正適切なる相場を以て、取引することが出来るのであります。換言すれば、此の相場たるや、雨に、風に、政治に、經濟に、外交に、社會に、人氣に、凡そ、一切の事象が、悉く敏感に作用して成立するものであつて、つまり、財界一般の大勢と云はんよりは、大觀すれば、自然と人生の反映に外なりませぬ。是れ、取引所の公定相場が、財界のパロメーターと云はれる所以であります。殊に本所に於ては、日々、有らゆる種類の債券と株式が、取引されて居り、恰も、全國産業の縮圖たるの觀を呈し、財界の動向を、如實に反映して居るのでありますが、此の内、本所の新株式即ち新東は市場の花形株であつて、一般財界の事象は、最も敏感に之に反映すると共に、新東の情勢は各株に影響し、各株の情勢



はまた新東に影響するを以て原則として居ります。之を以て觀れば、新東はパロメーター中のパロメーターであるといふことが出来るのであつて、即ち、一新東の商勢を以て、財界一般の動向を察することが出来るのであります。

證券相場に影響を及ぼす一般財界なるものが、頗る廣い意味に於けるものであることは、前述したる所によつて明かでありますが、而かも、これは我國だけの諸事象が然る譯ではなく、遠く、海外の諸事象も、亦同じく影響を及ぼし來たるのであります。是れ、今日は國際經濟の時代であり、本所市場が世界的になつて來たからであつて、例へば米國のフーヴァ大統領が戰債の支拂猶豫を提唱すれば、我が市場は直に活況を呈して、所謂フーヴァ景氣なるものを現出したるが如く、又英國が金本位制を停止したといふ電報がはいれば、恐怖人氣市場に充ち、諸株一齊に暴落したるが如く、又最近に於ては、米國の金本位停止説が、我が市場に一抹の暗影を投げたが如くであります。然し乍ら、此の如き特種の事件でなくとも、倫敦銀塊相場の如何とか、紐育市場に於けるスチール會社株の騰落等は、日々、我が市場に影響を及ぼして居るのであります。此の如く、國內の事象たると、海外の事象たるとを問はず、本所市場は敏感に其の影響を受けて居るのであります。結局、本所市場は、獨り我國財界のみならず、廣く、世

界の大勢を反映して居ると言つても、過言ではないのであります。

有價證券を賣買する者や、又は之を擔保に取る銀行等は、常に取引所の公定相場を標準として居るから、世間では、よく、之を以て公定相場の效用と稱へて居るのであります。無論、之れに間違ひはないのであります。若しも、此の公定相場が無かつたならば、何を標準として證券を賣買し、何を標準として證券の擔保價格を決定すべきか、頗る困る事になるでありませふ。然し乍ら、公定相場に對する觀點を、此處に置いて論ずるは、未だ公定相場の大を知らざるものであつて、矢張り、財界の大勢を反映し、其の動向を指して居るといふ所に、高き意義があるのであります。加之、取引所取引は、前途を豫想しての賣買であり、取引員は、財界の變動を豫知すること、極めて敏感でありますから、取引所の相場の動きは、一般財界の動きに先行して現はれ來たり、常に一般財界に對して警戒を與へて居るのであります。是れ、取引所が、また、財界の指針であると云はれる所以であります。

尙ほ、株式取引所の機能の一として、企業を刺戟し、資本を誘導するといふことが、擧げられて居りますが、之れ亦、公定相場に依存する所に外なりません。抑も、株式取引所なるものが、有價證券の流通を圓滑ならしむる爲めに生れたものであることは、既述した所の如くであ



りますが、有價證券は、其の流通が圓滑になればなるほど、價格の騰貴と賣買の隆盛を來たすのであつて、此の事は一般企業界を刺戟せずには置かぬのであります。而かも、前述の如く、株式取引所の公定相場は、財界の大勢を反映し、事業界の動向—各會社の消長を、如實に示現して居るのであります。即ち或る會社の成績が舉り、内容が良好になつて來れば、其の會社の株式の相場は騰貴し、反對の場合は下落するのであります。また、假令、會社の當局者が、内容の不良を隠蔽して、外觀を取り繕らふやうな事をして、そんな事は、直に相場に顯れて、正體を暴露してしまふといふやうな譯であつて、投資家をして、如何なる事業に投資すべきか又如何なる事業から手を引くべきかを指示し、常に金融界を有利に誘導して過誤なからしめて居るのであります。

取引所の公定相場は、此の如く、重大なる意義と使命とを有つて居るのであります。法律は、二三の規定を設けて之れが嚴正を確保して居ります。

左に、本年一月に於ける本所市場の商況を掲げました。此の商況は、日々の市況を逐次的に書いたものではなく、一箇月間の市況を、概括的に取扱つたものでありますから、餘り、些細な事は書いてありませぬが、それでも尙ほ、各方面、各種の事業が、如何によく、市況に反映して居るかを窺ふに足るのであります。

『本月の市況を概観すると、上旬大發會の活況を高値に主力株は急落波瀾を演じて、中旬へ互り低迷を續けたが、下旬初頭、衆議院の解散を動機として反騰するに及び、折柄の雜株高と相俟ち、買氣は茲に横溢し、諸株は一齊に奔騰を重ねて、何れも新高値を現し、商内も亦連日股振を極めて、長期取引は二十六日、四十一萬七千株、實物取引は二十九日、七萬六千株と、近年の最高記録を作つた。然るに三十日、短期本所新株は百七十九圓九十錢と、復々、新高値を示現するや、上海事件突發の報を入れ、買方の投物山積して、主力株の崩落を來し、人氣動搖裡に納會した。今、諸株の月末相場を、月初と比較するに、雜株は日魯漁業株の二十七圓高、日本産業株の十五圓高を始め、概ね大幅の暴騰をして居るが、主力株は鐘淵紡績株の七圓安を始め、僅少なから低落して居る。

株價指數は、價格指數七二・七、數量指數一五三・七を、又花形株價指數は、一二四・九を現し、前月に此して、夫々一三・九高、一九・二高、二九・九高と之亦大幅變動を示し、前記の活況を物語つて居る。

斯の如く、主力株の高値波瀾に反して、雜株の穩健裡に昂騰したのは、主として爲替相場



暴落の効果が、主力株から漸く一般雑株に普及したのを示すもので、即ち年末年始の休會中に於ける對米爲替三十五弗示現、我軍の錦州占據等の好感に、大發會の諸株躍進となつたが、其後主力株は上旬政局の動搖に急落波瀾を演じ、次いで中旬、對米爲替三十七弗回復、米國金輸出禁止説等の嫌氣に、更に軟化した。又下旬初頭に斷行された衆議院解散は、直に政府黨必勝、景氣政策實施を期待して、諸株の棒上の急騰を見たが、下旬末上海事件の突發、國際聯盟其他外交關係の惡化に脆くも瓦落する等、主力株は屢々暴騰暴落の大波瀾を演じて警戒人氣を反映した。之に反し雑株は時局關係株を始め、何れも上旬から循環的に買進まれて、昂騰の一途を辿り、下旬末主力株の慘落も影響少く、前記の如く依然高値を持續して注目を牽いて居る。』

第四は、價格の平準作用であります。上述の如く、取引所の公定相場は、極めて公正適切な値段であります。然し乍ら、公定相場が公正適切であるのは、或る時に於てのみ—極端に言へば、値段が決定した瞬間に於てのみ、然りと云ふを得るのであつて、相場に影響すべき凡べての事象は、刻々に變化して行くから、公定相場も之に伴ふて變轉極まりないのであります。然し乍ら、此の公定相場は原則として急激なる變動を來たすことはありません。何となれば、

取引所取引は價格を平準する作用を有つて居るからであります。

抑も、物の相場が、僅かの中に非常に變化するとか、或は甲地と乙地とでは、大變に違ふとかいふが如きは、國民生活上、好ましからざるは論なく、反對に此等が平準せられることは、最も大切なことでなければなりません。然るに、取引所の取引は、此の貴重なる平準作用をなすのであつて極めて重要な機能であります。

此の平準作用は、主として鞘取々引(サヤトリトリヒキ)なるものから來る結果であつて、特に證券取引所に於て、理想的に行はれるのであります。勿論、之れとても、平準相場を作らんが爲めに、鞘取々引を行ふのではなく、取引員が利益を得んが爲めに、鞘取々引を行ふ結果、自然に平準作用が行はれるのであります。然らば、鞘取とは如何なるものかといふと、之れには場所による鞘取と、時間による鞘取とがあります。例を以て説明させよ。

先づ場所による鞘取から説明すれば、例へば甲會社の株の相場が、時を同じくして東京市場では百圓、大阪市場では百二圓してゐるとします。茲に於て、東京で買ふ約定をなし、大阪で賣る約定をします。即ち百圓で買つて、百二圓で賣るのであるから、百圓と百二圓の差、二圓の鞘を利得することが出來ます。此の場合、東京で買った株を大阪へ送ればよいのであります。



(實際は此の差額から金利、郵送料、手数料等を控除した残額が純利益であります)

然し乍ら、此の如く、同じ物が東京では安く、大阪では高いのであるから、自然、東京に買物が集まり、大阪に賣物が集まる。結果、段々東京の方の値段が上つて、百一圓となり、大阪の方の値段が下つて、百一圓となり、茲に兩地の相場が平準に歸するのであります。既にかうなつて來れば、東京で買約定をした者も、わざわざ大阪へまで株券を送る必要なく、東京では百一圓で轉賣し、大阪に於ては百一圓で買戻せば、兩方で一圓づゝの差金、合計二圓を利得することが出来る譯であります。此の鞘取買は倫敦市場と紐育市場との間に於て、盛に行はれ、英米間の海底電信は主として此の爲めに利用されて居るといふことであります。即ち大西洋を挟んで、兩市場間の値段を取るのであります。

次に、時間による鞘取を説明しませう。前述の如く、取引所には、實物取引と清算取引とがありますが、清算取引中の長期取引といふのは、同じ或る日の取引であつても、其の受渡を、其の月の末に履行するもの、翌月末に履行するもの、翌々月末に履行するもの、三種に分かれて居て、之れを順に當限(トウギリ)、中限(ナカギリ)、先限(サキギリ)と稱して居ります。例へば、今日は三月五日であるが、同じ今日賣買を約定しても、三月末を受渡履行期とする賣買(當限)、四月末を履行期とする賣買(中限)、五月末を履行期とする賣買(先限)の三

種があるのであります。而して原則として、同じ株券でも、當限よりは中限、中限よりは先限が高値であります。之れは期限が長くなるにつれて、それに相當する金利だけ、高くなる譯であります。然るに、需要供給の關係だとか、人氣だとか、一般商勢だとか、色々の關係で、屢々、此の金利以上に、値段の開きを生じ、茲に鞘取が行はれるのであります。例へば、乙會社の株が、當限で百圓、先限で百五圓して居るとします。此の場合、當限で買ひ、先限で賣ればよいのであります。此くして、當限の受渡日が來た時に、代金を拂つて株券を受取り、先限の受渡日が來た時に、之を相手方に渡して代金を受取れば、五圓の利鞘を得ることが出來ます。然るに、此の如く、當限に買物が集まり、先限に賣物が集まれば、其の結果は、場所による鞘取の場合と同じやうな具合に、段々、値段が寄つて來て、當限は上つて百二圓五十錢となり、先限は下つて百二圓五十錢となり、茲に相場が平準に歸するに至ります。斯くなれば、最早、受渡日待つて履行を行はずとも當限で轉賣し、先限で買戻せば、矢張り、兩方を合せて五圓の利鞘を得ることが出來るのであります。此の時間による鞘取は、主として長期取引の先限と當限、若くは短期取引(後述)、若くは實物取引との間に行はれて居ります。

第五は、價格の保險作用であります。有價證券の相場は、始終變動しますから、之を有つて



居る者は、何時、其の値下りによつて、損失を招くか分かりませぬ。然るに、此の手持ちの有價証券の相場が、下落する虞れがあるやうな場合には、之を其の時の相場を以て、株式取引所で賣繋いで置けば、此の危険から免れることが出来るのであります。之を掛繋（カケツナギ）と稱します。即ち、かうして置けば、何の不安もなく、假令手持ちの證券が如何に暴落しても、取引所に賣繋いであるものを、買ひ戻せば、此の方で、下落したゞけの差額を利得することが出来るから、何等損失を被ることなくして済む譯であります。

銀行だとか、保險會社だとか、信託會社だとかは、常に巨額の有價証券を所有して居りますから、其の相場の下落は、會社銀行の資産状態に、非常な影響を齎すのであります。故に、此等の會社銀行に於ては、始終、株式市場の動きに留意し、盛に此の掛繋取引を利用して居るのであります。

普通には、以上述べた所の如きを以て、株式取引所の保險作用として居るのであります。實物を買ひ又は長期取引の當限で買ひ、先限で賣つて置くといふ仕方は、蓋し色々の場合に、保險作用として利用されて居るであらふと思ひます。民間の會社が、何か政府の事業を請負ふ場合には、保證金として、公債を政府に提供しなければなりません。之れは早晚、返還を受

けて、賣却するものでありますから、若しも其の場合に、相場が下落して居たならば、其の損害は尠からざるものがあるでありませぬ。茲に於てか、該會社は株式取所の掛繋取引を利用して、此の損害を保險するのであります。無論、株式取引所の掛繋取引は、必ずしも手持ちの有價証券を保險するといふに止まらず、廣く、一般商品の市價下落に因る損失を保險する場合にも利用されるのであります。蓋し、世には生命保險あり、損害保險ありで、偶然に起ることあるべき、經濟上の損害に對しては、之れを保險する制度がありますが、商工業者が、其の取扱ふ所の物件の値下りに因つて、被ることあるべき損害を保險する機關は、實に此の取引所に於ける掛繋取引であります。

無論、此の商品の掛繋取引は、商品取引所に於ても行はれて居りますが、然かも、商品取引所にあつては、其の商品取引所に上場されて居る、數種の物件に就いてのみ、此の目的を達するを得るに過ぎざるに反し、株式取引所の掛繋取引は、頗る多方面の物件に就いて、利用することが出来、且又、甲會社の株式を賣繋ぐことによつて、乙會社の株式を保險するといふやうな事も出来るのであります。

抑も、商工業者が、手持ちの荷物や有價証券の値下りに因る損失を、取引所に依つて保險す



るといふことは、取りも直さず、自分等が被ることなるべき損失を、取引所に轉嫁することでありまして、換言すれば、取引所は各方面の事業上の危険を負擔して居る譯であります。此の如き重要な作用が行はれるといふのも、畢竟、取引所に於ては、大量の投機取引が圓滑に行はれて居るからに外ならぬのであります。

### 金融界と株式取引所——本所の早受渡手形

由來、我國に於きましては、銀行は勤儉貯蓄の思想の上に樹ち、取引所は乗るか反るかの一勝負を試みる所かのやうに思はれ、此の二者は、氷炭相ひ容れざるものとして、考えられて居たのであります。實は此の二者は切つても切れぬ關係であつて、株式取引所今日の發達は、金融界の發達に俟つものであると共に、株式取引所が金融界に貢獻して居る所も、決して少くはないのであります。前述の如く、近代産業の大部分は證券化され、我國には約三百二、三十億圓の有價證券があるのであります。此の有價證券が、銀行の擔保物として、重要なものであることは、勿論でありまして、従つて之れが流通機關である取引所が、銀行と密接の關係を有つことは當然であります。試みに、銀行の資産状態を検するならば、其處に巨額の有價證券が存在することを見るのであります。即ち、銀行は證券を擔保に取つて貸付を行ひ、遊金を以て

證券に投資すると共に、取引所の清算取引を利用して、財産の安固を保全して居るのであります。即ち、銀行は、自らの業務を營む上に於て、既に株式市場を度外視することは出来ぬのであります。以上は、觸り銀行だけではありません。保險會社、信託會社等皆然りであります。

早受渡手形制度。次に證券金融の一制度として、財界の注目を牽いて居るのは、本所の早受渡手形制度であります。之れは株式の長期取引に就いてのみ行ふ制度でありまして、受渡期限に先んじて、賣方は代金を受取り、買方は株券を受取ることを得る制度であります。例へば、某會社の株を先限で賣付けたとすると、受渡期限は翌々月末であつて、其の時にならなければ、代金を受取ることが出来ませぬが、其の受渡日の到來前に、代金が欲しくなつた時には、何時でもかまはず、賣約定をした株券を本所に提供して、早受渡の手續をすれば、本所は賣付當日の帳入値段を手形金額とし受渡日の翌日を支拂日とする約束手形を發行して、交付しますから、之を銀行で割引してもらへば、直に現金を手に入れることが出来るのであります。一方、買方の方でも受渡日に先んじて、株券が欲しい場合には、代金を本所に提出すれば、何時でも本所から其の株券を受取ることが出来るのであります。但し、此の場合に於ては、買方が欲すると同一銘柄の株券が、必要の數量だけ、矢張り此の制度によつて、既に賣方から本所に振り



込まれてある場合でなければ、目的を達することは出来ませぬ。無論、委託者は直接、取引所に此の制度の手續を申込むことは出来ぬが、取引員に依頼すれば、容易に出来るのであります。

既述の如く、長期取引に就いては、本所は完全賠償の責任を有つて居ります。故に此の取引は極めて安全な取引であつて、本所は實に四千七百萬圓の資本金を傾けて、此の責に任じて居る次第であります。早受渡手形の制度は、實に此の完全賠償制度の活用以外ならぬのであつて、本所が発行する此の手形の日々の現在高は、常に數千萬圓に達して居るのであります。然かも、凡そ、取引所の資産状態ほど、公明正大なるはなく、且つ此の手形の支拂ひは、買方が受渡日に取引所へ振り込む受渡代金を以て之れに充てるのであるから、支拂日の前日に於て既に其の準備が出来て居る譯で、信用の極めて大なる手形であります。若し、假りに、買方が此の受渡代金を振り込まぬ場合があつたとすれば、此の時に於ては、例の完全賠償で、本所が代つて相手方の損害を完全に賠償しますから、何の不安をも存せず、従つて、今や一流の手形として、金融業者は争つて之れに放資するといふ状態であります。

斯様な次第で、早受渡手形制度は長期の清算取引を實物取引化すると共に、證券を資金化し

て、金融を便し、資金を證券化して、遊金を運用するの機能を有するのであつて、金融界に貢獻する所甚大なるものがあります。

### 證券市場と國民生活

株式だとか、取引所だとか言へば、何か特種の世界のものであつて、自分等とは、何の關りもないものゝやうに思ふ者が、今日と雖、無いではありませんが、此くの如きは、現代社會組織の下に生活して居ることを自覺せざるものであります。

若しも、毎日の相場の上り下りが、單に證券業者、金融業者、乃至、一部有産階級者流の、一喜一憂を招くに過ぎぬものであるならば、それこそ、我等民衆と何の關はる所もないのであります。然るに、株式取引所なるものは、上來、縷々説明して來た所の如き大使命を有する、天下公共の最高經濟機關であつて、其處に千變萬化する所の數字は、單なる數字ではなく、刻々に變化する所の、政治、經濟、外交、社會、思想、人氣、自然等、凡そ一切の事象を以て、織り成されて居るものであると見れば、株式市場の情勢は、實に我等一般民衆の實際生活と、最も緊密の關係を有つものであつて、寧ろ、我等は自ら進んで、之れに深き關心を有たざるを



得ぬのであります。若しも、一般民衆が取引所なるものに、一層の理解を有ち、有價證券が、一層、普遍的に民衆の手に移り、各家庭に藏されて居る所の、零碎でもの資金が、事業資金として出廻るやうになるならば、我が産業界が、鬱然として興隆するであらふことは、疑ひもない所であります。佛國人は、勤儉貯蓄の精神に富む國民でありますが、其の家庭の主婦にして、取引所の相場に關心を有たぬものは無いと云はれて居ります。蓋し、消費經濟を預る責任者として、寧ろ、當然の次第であると共に、勤儉貯蓄の精神と少しも矛盾する所がないのであります。

抑も、株を賣るとか、買ふとか云ふことも、賣買を行ふ者それ自身は、唯だ單に、之れによつて、幾何かの利得をしやうと思ふてやるのでありませふが、大きな眼で觀れば、實は、株を買ふといふことは、其の事業に参加することであり、株を賣るといふことは、其の事業から手を引くといふ事に外ならぬのであります。此くの如く、容易に事業に参加したり、事業から手を引く事が出来るのは、全く、今日の産業が、株式會社組織によつて營まれて居るからであつて、僅少の資金を以てしても、大企業に参加することが出来ると共に、巨額の資金を要する大企業と雖、一般から少額づゝの資金を集積することに依つて、之を興すことが出来るのであります。

ます。之れ然し乍ら、有價證券の流通が、圓滑でなければ、出来ぬことでありまして、畢竟、株式市場の發達と相俟つに非ずんば、到底、不可能のことでもあります。以て、株式取引所の財界に於ける重要さを知るに足るべく、就中、斯界に王座を占むる本所が、如何に樞要の地位に居り、如何に絶大なる貢献をなして居るかを知るのであります。

世間には、よく、相場に手を出して、祖先の田畑を棒に振つたとか、或は、一家離散したとか、色々悲惨な話が傳へられて居りますが、此くの如きは、取引所に對する認識不足の致す所であつて、謂ふ所の、一攫千金を夢見た結果に外ならぬのであります。何んぞ知らん、取引所なるものは、さうした棚ぼた式な考を有つ者の爲めに、準備されてある所では、決してないものであつて、一般民衆の眞面目なる生活に即した、最高必須の經濟機關なのであります。

### 本所の創立より現況へ

我國に於ける、取引所の制度は、遠く、源を徳川幕府時代の帳合米制度に發し、夙に、商業の中心地であつた大阪に於て、發達してゐたのであります。有價證券の取引所は、明治になつてから、始めて出來たのであります。即ち、明治六年以來、政府は各種公債を發行し、民間



また、銀行や商社を設立するもの相ひ踵ぎ、漸く有價證券の増加を來したので、政府は、之れが流通を圓滑ならしむる爲め、範を倫敦株式取引所に採り、之れに我國の事情を參酌し、七月、株式取引條例を發布し、東京、大阪に、各一箇所の取引所を設置するやう、勸奨したのであります。此處に於て、東京の豪商中、取引所の必要なを思ふて、之れが設立を計畫した者が、一、二ありましたが、時機未だ熟せず、殊に、諸條例中、仲買人身元保證金を五百圓とし、賣買約定實價に對し、四分の一の證據金を徴收するといふ規定の如きは、殆ど實行不能なので、此の計畫は遂に功を奏しなかつたのであります。然るに、爾來、公債證書の賣買は、日一日、其の數を増加し、九年八月以降、國立銀行が各地に續々設立せられ、銀行紙幣發行の爲めに、抵當として公債證書の需要が多くなり、加之、西南戦争の爲めに、公債の發行高が俄かに増加したので、此等の證券を圓滑に賣買することの出来るやうな公開市場の必要を感じ、東京の實業家深川亮藏、澁澤榮一、三井養之助、三井武之助、益田孝、三野村利助、小室信夫、小松彰、福地源一郎、澁澤喜作の諸氏等が、相胥つて、一方には株式取引條例の改正意見を政府に具申すると共に、他方、同志を糾合して株式取引所創立の事を計畫し、十年十二月廿六日、東京府第一大區十五小區兜町六番地に株式取引所設立のことを、東京府廳を経て大藏

省に出願した所、同月二十八日、大藏卿から創立の允准がありました。但し、其の時に立案作成した定款並に申合規則は、詮議の次第ありとして、他日の指令を俟つ可き旨を達せられたのであります。

斯くして、明治十一年五月、新に株式取引所條例の公布せらるゝや、大藏省は、曩の出願者に對し、新條例に據つて更に出願するやう諭達したので、發起人等は、更に、定款及び申合規則を議定し、同月十日、之を創立願書と共に東京府廳を経て大藏省に提出し、同月十五日、創立の允許を得、二十二日開業免狀の下附あり、六月一日營業開始、三日から賣買を開始しました。是れ本所の濫觴であります。當時資本金は二十萬圓、役員は頭取の小松彰、肝煎の小室信夫、福地源一郎、澁澤喜作、小林猶右衛門の五氏であつて、仲買人（現在の取引員）は七十六名でありました。

爾來、五十年の星霜を経て、今日の隆盛を見るに至つたのであります。無論此の間、順風滿帆の勢のみを以て、進んで來たものではありませぬ。一般財界の情勢に伴ふて、浮沈あるを免れず、且つは、政府の取引所政策如何、一般世人の無理解等に、受難の幾春秋を経て來たのであります。然し乍ら、株式取引所は竟に必要不可欠の經濟機關でありました。時代の進運、經



濟界の發展は、必然的に本所の隆盛を促し、資本金を増加すること八回、大正十年には、現在の四千七百萬圓となり、創立當時に比して、二百三十五倍に當り、資産充實して、取引員の賣買をして毫も不安なからしめ、建物は輪奐の美を極め、諸設備整然として調ひ、従業員約六百天下公共の機關たる、取引所本來の使命を遂行する上に於て、萬遺漏なきを期して居るのであります。

一方、取引状態を見るに、開業當初に於て取引せられたものは、新・舊・秩祿の三國債だけで、翌月からは、本所株の賣買を開始し、次いで、金祿・起業の兩國債、米商會所株に及びました。が、株券の賣買は極めて少く、國債の方が遙かに優勢でありました。越えて、西南の亂後、金銀の賣買を開始した所、投機熱の流行と相俟つて、市場活氣を帯び來たり、從來、不振であつた株式の賣買も、著しく増加して來ました。然るに、金銀の賣買は、數年にして廢止となり、其の後は、専ら、株式債券を賣買して、今日に至つたのでありますが、日清、日露、世界大戰を經る毎に、躍進的發展を遂げ、殊に日露戰役後は、各種企業の勃興と共に、漸く、財界に重要な歩武を進め、取引所本來の機能を發揮するに至つたのであります。世界大戰後は、所謂、財界の黄金時代でありまして、本所市場また、未曾有の盛觀を呈したるのみならず、我が國力の

發展に伴ふて、漸く世界の財界に交渉を有つやうになつて來たのであります。即ち、彼の大正九年春から起つた世界的大恐慌に、先驅をなしたものは、實に本所市場であつたのであります。當時、尙ほ舉世滔々、空前の好況に酔ふて居たのでありますが、既に、背後には、暗黒の蔭が、歩一步と忍び寄つてゐたのであつて、三月に入るや、我が市場の形勢は、漸く、大反動來の危機を孕み、十五日、遂に急轉直下、慘憺たる光景を現出するに至りました。之れより、恐慌は、米國、英國、歐洲大陸へと波及したのであつて、我々は、本所が何時の間にか、世界の財界に伍して、重要な役割を有つて居ることを知つた次第であります。

爾來、我が財界は、時に、所謂、中間景氣はありましたが、大勢は、各國と共に、長年月に亘る不勢を繼續して來たのであつて、最近は沈衰殊に甚しく、本所市場も之を反映して、年々不活潑なる商勢を辿り、證券市價の低落著しく、例へば、之れを株價に就いて見るに、本所設計に係る「株價指數」によれば、昨年度（昭和六年）の株價は、大正十年一月の一〇〇に對して、五〇―六〇の間を低迷してゐたやうな状態であります。然かも賣買高に至ては、年々、漸増の勢を示し、前記財界の黄金時代當時に比するも、遙かに多額に上つて居るのであります。試みに昨年度の上場資本金及び賣買高を創立當時（明治十二年度）に比較すれば、上場資本金



は約九十倍に當り、株式の賣買高は六千二百八十九倍、債券の賣買高は十三倍に上つて居るのであります。債券賣買の増加率が、株式のそれに比して非常に低いのは、創立當時は、債券の氾濫時代であつて、而かも、未だ株式の發行は極めて少く、従つて債券の賣買が、非常に盛であつたが爲めでありませぬ。然るに、其の後八年を経たる、明治二十年には、急激の減少を來たし、二十一年には、僅かに一千二百圓の賣買があつたに過ぎませぬ。所が、其の後は、年毎に増加して來て居りますから、此の二十一年度の賣買高に比較して見ると、昨年度の賣買高は、實に、十萬倍に達して居るのであります。

此の如く、本所に於ける賣買高は、近年の不況時代を以てしても、尙ほ且つ、此の情況であります。若し夫れ、景氣順調に向かはんか、一層、盛んな取引があるであらうことは、想像に難くはないのであります。

(参照) 卷末資本金變遷表

上場資本金表

賣買高表

株価指數表

## 本所の機構

### 組織

我國の取引所には、法律の定むる所により、會員組織のものと、株式會社組織のものとあります。會員組織取引所は、其の市場で賣買取引を爲す者（會員と稱す）が、組織して居るのであつて、全國三十七取引所の内、六取引所は之れに屬し、他の三十一取引所は、悉く株式會社組織であります。本所は此の株式會社組織の取引所であつて、會員組織取引所のやうに取引所に於て取引する者が、之れを組織して居るものではなく、株主の所有に屬するものであります。勿論、取引員は其の屬する取引所の株主たることを得るのでありますが、取引所の株主たる人格と、取引員たる人格とは、素より別のものであります。

### 機關

本所も、株式會社たる以上、株式會社としての機關を具備して居るのは勿論であります。即ち、意思決定の機關として株主總會あり、業務執行の機關として理事者あり、監督の機關として監査役ありであつて、理事や監査役等の所謂役員は、矢張り株主總會の選舉する所でありま



すが、然し之れが就任には、政府の認可を要することになつて居ります。蓋し、取引所なるものは、上來、縷々記述して來た所の如く、其の使命の重大なる、普通一般の商事會社と、日を同じうして語ることは出來ませぬ。故に、之れが經營の任に當る者は、取引所に關して、十分なる知識經驗あるを要するは勿論、高き人格と識見を有し、信用に富み、經營の才ある者でなければ、到底、取引所をして其の本來の使命を全うせしむることは出來ぬのであります。是れ、政府が特に、法律を以て其の就任に關し、認可を必要とする旨を規定した所以であります。尙ほ、法律は二三の規定を設けて、取引所役員が業務上、よく公平嚴正ならんことを期するのみならず、役員たるの資格に就き、詳細なる制限規定を設けて居ります。以て、取引所の役員が、如何に重大なる責任を有して居るかを知るに足るのであります。

次に、商議員會なるものがあります。法律上一の諮問機關であつて、重要な事項に關しては之に諮問しなければならぬことになつて居ります。之れは、取引所と取引員との間を、圓滿ならしむるを以て、目的とするものであつて、兩者、共存共榮の精神の上に、樹つて居るものであります。斯ういふ譯で、商議員會は取引所の役員が互選したものと取引員が互選した者から成り立つて居ります。現在に於ける、本所の役員及び商議員の氏名は左の如くであります。

(一) 役員

|         |        |
|---------|--------|
| 理事長     | 岡崎國臣   |
| 理事      | 長滿欽司   |
| 理事      | 藤山雷太   |
| 理事      | 織田昇次郎  |
| 理事      | 松本孫右衛門 |
| 理事兼支配人  | 三上良兼   |
| 理事兼市場監督 | 高橋正衛   |
| 監査役     | 關谷兵助   |
| 監査役     | 窪田四郎   |
| 會長      | 長滿欽司   |
| 總代理     | 三上良兼   |

(以上取引所役員互選)

|     |          |
|-----|----------|
| 副會長 | 德田商會     |
| 同   | 沼間敏朗     |
| 同   | 片岡辰次郎    |
| 同   | 公森太郎     |
| 同   | 田口重一     |
| 總代理 | 小布施新三郎   |
| 同   | 藍澤彌八     |
| 同   | 中島政治郎    |
| 同   | 山中清兵衛    |
| 同   | 今井安太郎    |
| 同   | 内田茂吉     |
| 同   | 山一證券株式會社 |
| 同   | 望月乙彦     |



鈴木圭三  
堀川忠三郎  
株式會社 丸水渡邊商會  
由利龜一  
株式會社 川島屋商店  
山田平次郎  
黒野福太郎  
吉田伊太郎  
金万證券株式會社  
(以上取引員の互選)

歴代理事長(舊頭取)

(イ) 頭 取  
第一代 小松 彰  
第二代 澁澤 喜作  
第三代 井關 盛良  
第四代 小松 彰  
第五代 河野 敏鎌  
第六代 谷元 道之  
第七代 大江 卓

(ロ) 理事 長

第一代 大江 卓  
第二代 金子堅太郎  
第三代 中野 武營  
第四代 郷 誠之助

(本表=限り昭和七年十一月末現在)

取 引 員

(一) 取引員のみ取引所に於て取引をなす。

本所は、有價證券の賣買取引を行ふ所ではありませんが、取引所法は、取引所に於ては其の取引所の取引員(會員組織取引所では會員)に限り賣買取引を爲すことを得る旨を規定し、本所の定款にも、取引員をして有價證券の賣買取引を爲さしむるを目的とする、と定めて居るのであります、本

所々屬の取引員に非ざるよりは、何人と雖も、本所で取引を行ふことを得ぬのであります。故に本所の市場で賣買しやうと欲する者は、必ずや本所々屬の取引員に、其の欲する所の賣注文なり買注文なりを委託しなければなりません。此の賣買取引を取引員に委託する者を、委託者又は客と稱して居ります。

此の如く、取引員は取引所に於て、委託による賣買取引を行ふと共に、一方、取引員自らの賣買をも、之を行ふことが出来るのであります。取引員の側から見て、此の委託による賣買を、他人の計算を以てする賣買、取引員自身の賣買を、自己の計算を以てする賣買と稱して居ります。他人の計算を以てするとは、賣買による損益の計算が、委託者に歸屬することであり、自己の計算を以てするとは、それが取引員自身に歸屬することであり、然し乍ら、取引員は取引所に對しては、他人の計算を以てする賣買なると、自己の計算を以てする賣買なるとを問はず、等しく、自己の責任に於て取引するのであります、換言すれば、取引所は此等の賣買を、等しく取引員自身の賣買として取り扱ふて居るのであります。

(二) 取引員たるの資格

取引員となるには、政府の免許を受くることを要し、法律は、其の資格に關して、取引所の



役員に對すると略ぼ同様の制限を付して居るのであります。

本所の、取引員免許出願の順序は、先づ取引員二名以上の紹介を以て、出願に關する一切の書類を本所に提出すると、本所は、之を商議員會の諮問に附した上で、商工大臣に出願し、此くして、免許があつたならば、始めて取引員たることを得るのであります。此の如く、慎重の審議を要する所以のものは、要するに取引員が、其の業務上、財界に於て重大なる責任を有するがためであつて、資産信用の十分な者でなければ、取引員たるを得ぬは言ふまでもありません。而かも、取引員には、定員がありますから、幾人でも取引員になれるといふ譯には行かぬのであります。但し、取引員の権利の賣買は許されて居るから、現在取引員たる者から、其の権利を買ふ事が出来れば、此の代金をシート料と稱す一目的を達することが出来ます。勿論、此の場合にも、政府の免許を得なければなりません。

尙ほ、取引員に關しては、取引所の役員になることが出来ぬとか、身元保證金を取引所に納入せねばならぬとか、その他、業務上、かうした場合には除名とか、あつた場合には過怠金を出さねばならぬとか、法律や取引所の定款を以て數多の、規定や罰則が設けてあるのであります。本所取引員の身元保證金は左の如くであります。

|       |      |
|-------|------|
| 一般取引員 | 十五萬圓 |
| 短期取引員 | 十萬圓  |
| 實物取引員 | 三萬圓  |
| 國債取引員 | 三萬圓  |

短期取引員又は實物取引員が、國債取引員を兼ねる場合、及び國債取引員が、實物取引員を兼ねる場合に於ては、各別に身元保證金を納入することになつて居ります。

註、一般取引員、短期取引員、實物取引員及び國債取引員の別に就いては次章で説明します。

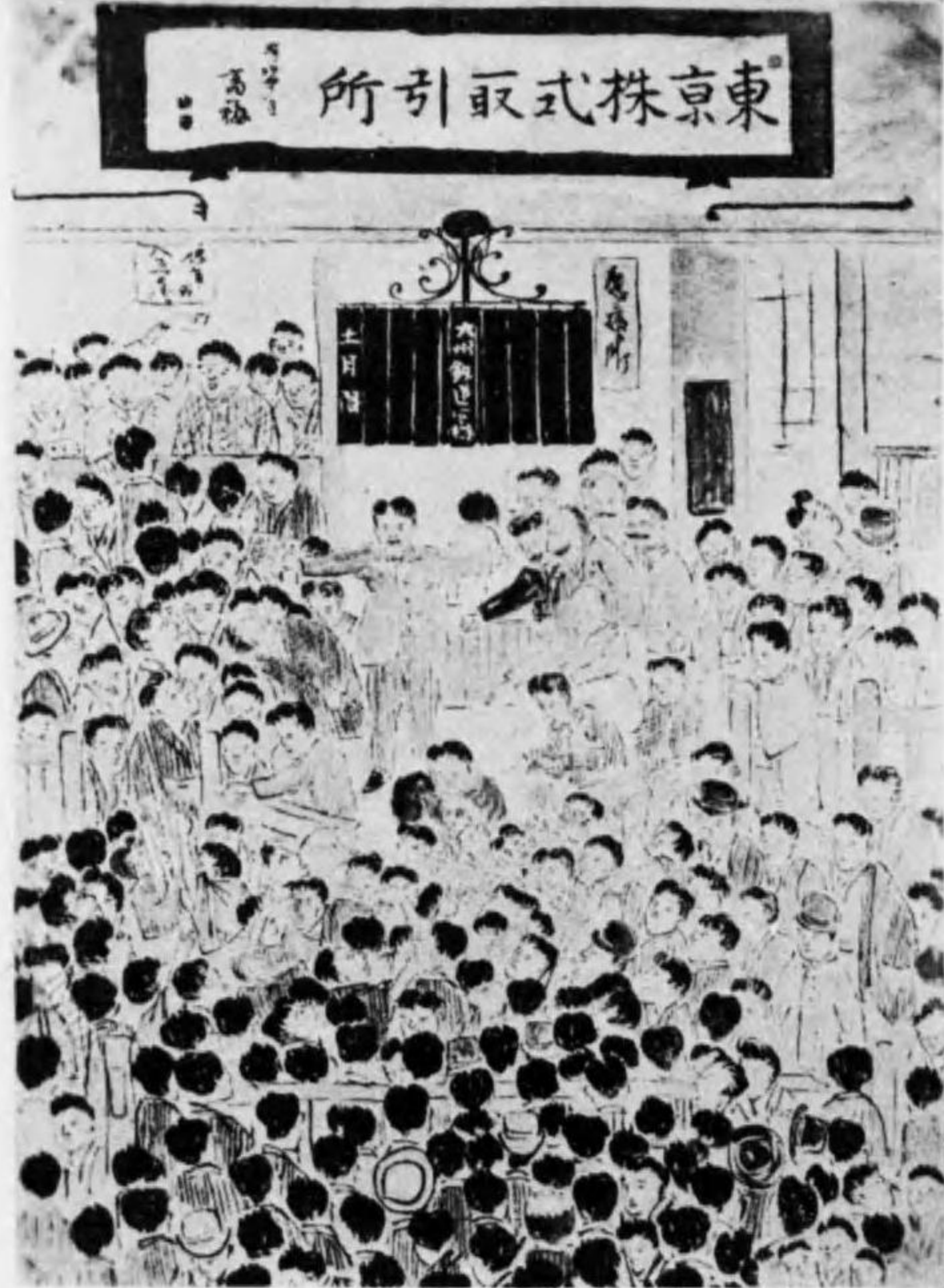
取引員のシート料に就いて云ふと、今日のやうな不況の時代に於ても、一般取引員のシート料は、七萬五千圓から十萬圓もして居り、好況時代には二十萬圓にも騰貴したのであります。

### (三)員 數

本所々屬の取引員の定員は、一般取引員は八十一名、短期取引員及び實物取引員は各百名、國債取引員は五十名を超ゆることを得ぬのであります。一般取引員は短期取引員、實物取引員及び國債取引員を、短期取引員は實物取引員及び國債取引員を兼ねることが出来、實物取引員と國債取引員とは互に相兼ねることが出来るのであります。但し、兼業の場合には、本所



立會の光景



上現在  
下明治二十年頃

理事長の承認を要することになつて居ります。  
 現在(昭和六年十二月末)に於ける實在員數は、右の定員に満ちて居らぬのでありまして、一般取引員は六  
 七名、短期取引員は五十三名、外に兼業六十五名、實物取引員は全部兼業で百十四名、國債取  
 引員は八名、兼業四十名であります。尙ほ兼業の場合に於ては、其の員數は定員に算入せぬ規  
 定であります。

|       | 定員  | 現在員 | 兼業                              |
|-------|-----|-----|---------------------------------|
| 一般取引員 | 八一名 | 六七名 | 一名                              |
| 短期取引員 | 一〇〇 | 五三  | 六五 一般取引員ノ兼業                     |
| 實物取引員 | 一〇〇 | 一   | 六四 一般取引員<br>四九 短期取引員<br>一 國債取引員 |
| 國債取引員 | 五〇  | 八   | 四〇 一般取引員                        |



## 本所市場及び賣買取引

本所の市場建物は、本館に隣接した、壯麗なる四階建の大建築でありまして、建坪合計二千七百餘坪、市場として、最も適切なる建築であるは勿論、本館と共に、凡そ近代建築術の粹を蒐め、一切の設備は間然する所もないのであります。

### 立會の光景

賣買の立會場は、市場建物の中央五百九十七坪、天井の高さ四十九尺の大ホールでありまして、定刻を告ぐる電鈴と共に、ホールの周囲にある高臺（タカダイ）と稱する、一段高い所には、本所々員の撃拆（ゲキタク）、見張（ミハリ）、帳付（チャウツケ）等、値段の決定、賣買の見張り、賣買の登録等に関する諸係員が、數十名づらりと居並び、各取引員店からは、數千人の店員が續々と流れ込み、參觀席には、委託者が一杯に詰めかけて來ます。

既にして、取引は開始されました。丁々たる撃拆の響き、賣と呼び買と應ずる叫び、手を振り掌を拍つ音は、轟々として耳も聳せんばかりであつて、賣の一團と、買の一團は、眞黒になつて、渦を卷いて居ります。是れ然し乍ら、徒らに、喧囂を極めて居るのではありませ

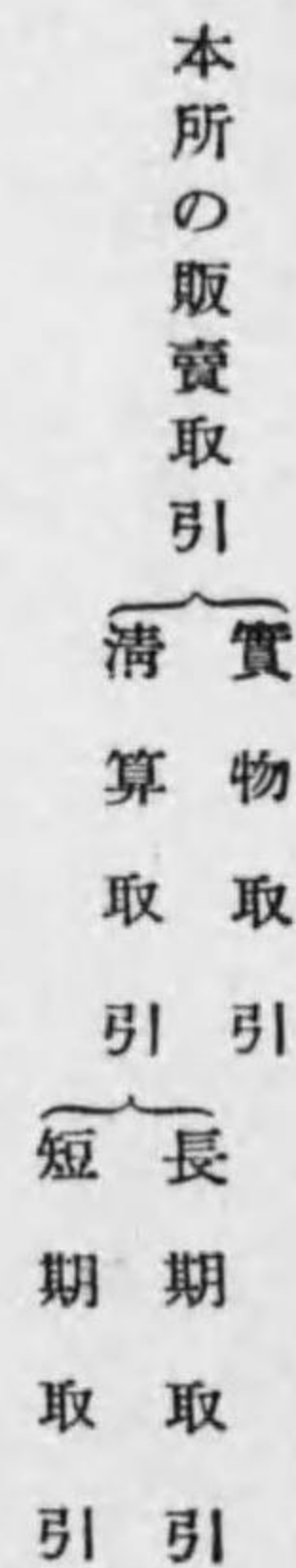


ぬ。此の間整然たる統制あり、練達せる技術あり、何の澁滞もなく賣買の契約は次から次へと、迅速に締結されて行くのであります。此くして、A株からB株、B株からC株へと、刻々、成立する値段—公定相場—は、直に市場に掲示され、チツカーは小刻みの響きを立て、各取引員店に相場を通報し、場の中央にある、取引員専用二百の電話は繋ぎ放しで、市場と各取引員店との連絡を取り、各新聞社所屬の電話も、一齊に活動を開始して、市況は直に各社に報せられ、其の日の夕刊の商況欄となつて現はれ、一方、ラヂオは本所と連絡を取り、午前と午後、に相場の放送を行ひ、此くして、本所の市況は、電光の如く、全國に傳へられるのであります。尙ほ、電話の設備としては、大阪株式取引所及び名古屋株式取引所と本所との間に、直通電話があつて、東西の市況が互に交換通報されて居ります。凡べてが、人間神経と機械官能の最高度の活動であります。

#### 賣買取引の種類

先づ、賣買の種類からいふと、既述したやうに、本所には實物取引と清算取引とありますが、清算取引はまた長期取引と短期取引とに分かれて居ります。長期取引といふのは、所謂、三ヶ月の期限を以て履行期とする賣買であり、短期取引といふのは、七日以内の期限を以て履行期

とする賣買であります。



#### 市場の種類

此のやうな次第で、市場も賣買の種類によつて、夫々、區別されて居り、長期取引は長期清算市場に於て、短期取引は短期清算市場に於て、實物取引は實物市場に於て行ひます。但し債券には短期取引はなく、長期取引と實物取引とだけであつて、二つとも國債市場で行ひます。此等の四市場は、悉く前記の大ホールに於て開かれるのであります。

#### 取引員の種類

取引員が、一般取引員、短期取引員、實物取引員及び國債取引員の四種に分かれて居ることは既述した所でありませんが、一般取引員は株式の長期取引を、短期取引員は株式の短期取引を、實物取引員は株式の實物取引を、國債取引員は債券（國債、地方債、社債）の長期取引及び實物取引を爲す取引員であります。



以上の三項を、表記すれば、左の如くであります。

- (一) 長期清算市場……………株式の長期取引……………一般取引員
- (二) 短期清算市場……………株式の短期取引……………短期取引員
- (三) 實物市場……………株式の實物取引……………實物取引員
- (四) 國債市場……………債券の(長期取引)……………國債取引員

### 前場・後場、立會時間

市場の立會は、毎日、之を前場(ゼンバ)及び後場(ゴバ)の二回に分ち、左の時刻に開市します。

|                 | 前場           | 後場           |
|-----------------|--------------|--------------|
| (一) 長期清算市場…………… | 午前九時……………    | 午後一時……………    |
| (二) 短期清算市場…………… | 午前八時五十分…………… | 午後零時五十分…………… |
| (三) 實物市場……………   | 午前九時三十分…………… | 午後一時……………    |
| (四) 國債市場……………   | 午前九時……………    | 午後一時三十分…………… |

### 呼値、賣買單位

賣買取引の呼値(ヨビネ)は

株式に付ては

一株

國債、地方債、社債に付ては

額面百圓若くは最少額面

英貨同 上

額面百磅

佛貨同 上

額面五百法

米貨同 上

額面百弗

即ち、取引員が、市場で幾らで賣らふ、幾らで買はふと呼んで居るのは、株式ならば、一株に就いての値段を云つて居るのであり、國債以下、各種の債券類に就いても、前表の通りであります。

清算取引の賣買單位は

株式

十株

國債、地方債、社債

額面一萬圓

英貨同 上

額面五百磅



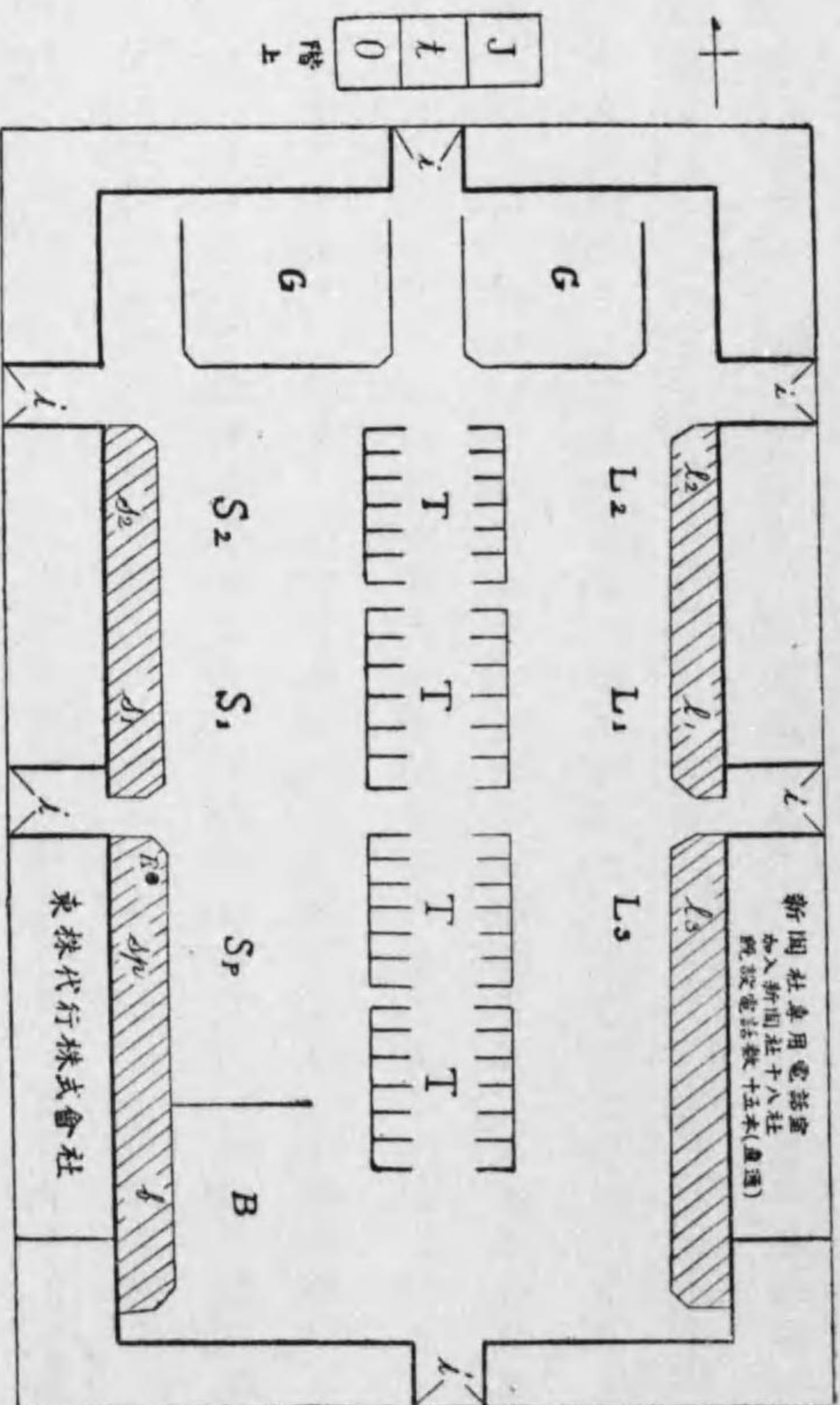
佛貨同上 額面一萬法  
米貨同上 額面千弗

即ち、例へば、株式に就いて言へば、實物取引ならば一株でも二株でも賣買することが出来るが、清算取引に於ては單位が十株でなければならぬ規定でありまして、十株未満の端數とか、十株以上でも、十株未満の端數の附いた株數の賣買は出来ませぬ。つまり、十株若くは其の倍數たることを要するのであります。國債以下、各種の債券に就いても、同じ次第であつて、清算取引に於ては前表の單位若くは其の倍數でなければならぬことになつて居ります。

受渡は本所を経て行ふこと

賣買が成立して受渡期限が來ると、取引員は受渡を履行するのであるが、勅令は受渡、其の他の決済及び其の繰延は、取引所を経て爲すべき旨を規定して、取引員同士の間で、直接、受渡を爲すを許さず、必ず、取引所を経由しなければならぬのであります。之れは、受渡のみならず、各種の差金の授受や、受渡の繰延（クリノベ）等皆然りであります。此の如く、取引所を経由することを要する所以のものは、此等のものが確實に行はれんことを期するからであります。

市場俯瞰圖



L<sub>1</sub> 株式長期取引第一部市場  
L<sub>2</sub> 株式長期取引第二部市場  
L<sub>3</sub> 株式長期取引第三部市場  
S<sub>1</sub> 株式短期取引第一部市場  
S<sub>2</sub> 株式短期取引第二部市場  
S<sub>p</sub> 株式實物市場  
B 國債市場  
R 短期取引繰延口歩次定席

T 取引員専用電話室(無蓋耐子張り)、電話數108本  
(收容數288本)  
G 一般參觀席(定員1,000人)  
I 入口  
T 東京放送局電話室  
t 事務所  
O 大阪株式取引所電話室

1<sub>1</sub> 高臺  
1<sub>2</sub> 高臺  
1<sub>3</sub> 高臺  
s<sub>1</sub> 高臺  
s<sub>2</sub> 高臺  
s<sub>p</sub> 高臺  
b 高臺



## 本所の四市場

### (一) 長期清算市場

長期清算市場は、株式の長期取引を行ふ市場であつて、一般取引員が此の取引を行ひます。上場株式の條件。此の市場では、如何なる會社の株式でも、賣買するといふ譯には行かぬのであつて、一定の條件を具備して居る株式でなければなりません。即ち出來たばかりで、海のものとも山のものとも分からぬやうな會社や、又古い會社でも、内容不良の會社の株が不當であるの言ふまでもなく、假令、内容が良くても、餘り小資本の會社や、又株式が、少數の大株主に獨占されて居るやうな會社の株式は不當であります。何となれば、此等は少數の人によつて、買占めだの、賣崩しだのが出來、従つて、穩健公正なる相場が出來ないからであります。次に、株主が固定して居るやうな會社の株式は、浮動性がないから、自然、賣買が少く、之れ亦不適當であります。此様な次第で、本所は、長期清算市場の上場株(市場で賣買する株式といふ意)たるには、(イ)其の會社が、設立後二箇年を経過したること、公稱資本金三百萬圓以上(拂込資本金百萬圓以上)たること、株式數六萬以上たること、(ロ)既に上場されて居る會社が、増

資による新株をも上場せんとする場合には、其の増資額は二百萬圓以上(拂込額五十萬圓以上)、株式數四萬以上たることを要すとし、且つ其の會社の内容が、良好で株式は一方に偏在することなく、各方面に分布されて居て、浮動性に富むものなること等を條件として居ります。故に、新しく、或る會社から其の株式を、此の長期清算市場に上場方を請求して來た時には本所は、當該會社の株式が右の各條件によく適して居るか否かを、慎重に調査して、商議員會の諮問に付し、其の上、商工大臣に申請するのであつて、其の認可があつて、始めて、上場することが出来るのであります。故に、此の長期清算市場に、株式が上場されるやうになつたといふことは、其の會社が優良であるといふ證左でありまして、即ち、其の會社は一般財界に對して信用高まり、株式の値段も騰貴して來るのであります。

現在、長期清算市場の上場株は、百三十四社、二百三十銘柄(一會社の株式でも舊株と新株とあつて兩方とも上場されてゐる場合は二銘柄とあります)であつて、各事業に於ける我國一流の會社は、殆ど此の内に網羅されて居るのであります。但し、此の内、賣買中止中のもの十八社、二十六銘柄であります。

賣買期限。長期取引の賣買期限は最長三箇月であります。つまり、三箇月先きの或る一定の日を、受渡履行期とするのであります。然し乍ら、法律は、また有價證券の賣買取引の期限



は、三箇月を超ゆることを得ざる旨を規定して居り、之れ以上の期限を許さぬのであります。

限月制度。 然らば、此の三箇月の先物取引を、どういふ具合にして行くかといふと、限月制度と云つて、此の三箇月を、更に一箇月づゝの三期―三限月と稱す―に區別して、各限月の末日を受渡期限とする三通りの賣買を行ふのであります。例へば、今日は三月一日でありますが、同じ今日、賣買を行ふにしても、三月即ち當月の末日を受渡期限とする賣買と、四月即ち翌月の末日を受渡期限とする賣買と、五月即ち翌々月の末日を受渡期限とする賣買と、此の三通りがあり、之を、近いものから順に、當限（トウギリ）の賣買、中限（ナカギリ）の賣買、先限（サキギリ）の賣買と稱します。所が、三月が経過してしまふと、三月限即ち當月限の賣買は、受渡の終了と共に消滅してしまひ、従つて、順に四月限が當限となり、五月限が中限となり、新に、六月末日を受渡期限とする先限の賣買が、開始される譯であります。之を新甫（シンポ）と稱します。

茲に、新甫が始まるのは、月の第一日に限りますが、此の三限月の賣買は、月のうちの何日に於ても、之を爲すことを得るは言ふまでもありません。つまり、一日であらふと、十五日であらふと、當限の賣買でも、中限の賣買でも、先限の賣買でも、自由に、之を爲すことが出来るのであります。

以上三通りの賣買を、表記すれば左の如くであります。

當限の賣買……………賣買約定をした月の末日に受渡をなす賣買

中限の賣買(又は中物)……………賣買約定をした月の翌月末日に受渡をなす賣買

先限の賣買(又は先物)……………賣買約定をした月の翌々月末日に受渡をなす賣買

長期取引の決済。 此くして、各限月の賣買は、其の受渡期限の到來と共に、買約定をした者は代金を支拂ひ、賣約定をした者は株券を渡して、賣買を決済するのであります。然し乍ら、多くは、受渡期限の到來前に轉賣買戻を行ひ、差金の授受を行つて賣買を終了させてしまふのであります。之を手仕舞（デジマヒ）又は仕舞ふといひます。

此くの如くして、長期取引の賣買は、數量に於て多少の差こそあれ、受渡か轉賣買戻かに依つて決済されることになるのであります。然るに、受渡期限が近いて來ても、相場が有利に動いて來ない、然し、も少し経過したならば、有利に働いて來るといふ見込みをつけた場合には、受渡期の來た當限の玉（ギョク）（賣買約定なし）  
（た數量の意）を、轉賣若くは買戻して、同時に先限で買約定又は賣約定をなし、受渡を延期して、更に相場の變動を待つといふ方法があります。之を乗



換へ（ノリカへ）と稱して居ります。

早受渡。長期取引に於て賣買の約定をした者が、受渡期限の到来前に、約定の代金を手に入れ、若くは約定の株券を手に入れることが出来る制度でありまして、之に就いては、既に説明した所の如くであります。

長期取引の賣買方法。二百三十銘柄の株式の賣買を、一箇所で、順々に、行つて居たのは、多くの時間を費しますから、長期清算市場を、第一部、第二部、第三部の三つに分ち、毎日、午前九時から、三部一齊に賣買を開始し、所定の順序により、次の銘柄から次の銘柄へと、順次に賣買を行つて行くのであります。

而して、此の二百餘銘柄の株式を、全部、一銘柄毎に當限、中限、先限、の賣買を順に行つて、各々値段を決定し、之れが済むと引續き、もう一度、當、中、先の賣買を繰り返して、再び各々の値段を決定します。前の場合を寄付（ヨリツキ）、後の場合を大引（オホビケ）と稱します。而して、之れだけのことを午前一回（前場と稱す）、午後一回（後場と稱す）行ふのであります。結局、一銘柄に付き、一日に十二箇の値段が出来る譯であります。當限の前場寄付値段とか、先限の後場大引値段とかいふのは是れであつて、例を挙げると次のやうになります。

ます。

一例

|          |       |       |       |       |       |          |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| 甲會社株     |       |       | 前場    |       |       | 後場       |       |       |
| 當限       | 中限    | 先限    | 當限    | 中限    | 先限    | 當限       | 中限    | 先限    |
| 寄付 一七八、七 | 一八〇、一 | 一八二、六 | 一七八、四 | 一八〇、八 | 一八二、一 | 大引 一七九、二 | 一八〇、九 | 一八二、三 |
|          |       |       |       |       |       | 一七八、六    | 一八〇、六 | 一八二、一 |

競賣買。次に、此の長期取引は、如何なる方法を以て取引するかといふと、本所は、清算取引は競賣買の方法によると規定して居り、前記十二箇の値段は、皆之に依つて決定される譯であります。然らば、競賣買とは何ぞやと云ふと、多數の賣手と多數の買手が一所に集まつて、同時に値段を競り合つて、決定する賣買方法であります。次に、市場に於ける賣買の模様を記述させよ。



今、或る株式の賣買が始まつたとします。高臺の下には、取引員の市場代理人は、各々二三人の店員を伴ひ、多勢集合して、賣團體と買團體とが互に入り亂れて、幾らで賣らふ、幾らで買はふと、値段を手振り（手の指の形で示す）で示しつゝ、呼び合つて、相手を見付けて居ります。高臺の上では、撃拆係が此の形勢を見てゐて、最も適當とする値段を、百圓なら百圓と矢張り手振りと發聲とで示して居ります。すると、下では、百圓でよいと思ふ者は、賣手も買手も互に相手を見付けては、何株賣つた、買つたと指を以て表示します。高臺では、見張り係が之を見てゐて、誰が賣つたとか、買つたとか、次から次へと成立する商内（市場では手合ひといふ）を、帳付係に知らせると、帳付係は之を目にも留らぬ早技で場帳に登録します。此の場合、場帳には、賣買者の記號と賣買せられた株數とを登録するだけで、値段は登録せぬのであります。然るに買手が多いとか賣手が多いとか、或は其の他の理由で、市場の形勢は變化を來し、今まで百圓で商内が成立してゐたのに、次には或は百圓十錢とか、百圓二十錢とかに騰貴し、或は反對に九十九圓九十錢とか、九十九圓八十錢とかに下落します。撃拆係は始終市場の氣配を見てゐて、賣手が多ければ値段を下げ、買手が多ければ値段を上げて之を指示します。無論、其の時の情勢に因つて、値段は上る一方の時もあれば、下る一方の時もあり、或は

上下に動搖する時もあれば、チツと動かぬ時もあります。何れにしても、愈々、値段も落ち着く所に落ち着き、買はんとする者は買つてしまひ、賣らんとする者は賣つてしまふ——換言すれば、需要供給の一致を見た瞬間、撃拆係は拆（柏子木）を一撃して（拆がはいるといふ）賣買の終了を宣します。此の時の値段が、決定値段でありまして、それが百圓二十錢であつたとすれば、拆がはいるまでに、成立した總べての商内は、假令、それが百圓で成立したにせよ、百圓三十錢で成立したにせよ、悉く此の決定値段たる百圓二十錢に變更して、賣買を約定したことに決定されてしまふのであります。之を約定値段と稱し、公定相場であります。此様な次第であるから、既に商内を行つた者も、決定値段が自分の欲せざる値段になりさうな形勢が見えた時には、拆のはいらぬうちに前の商内に對して反對賣買を行ひます。すると、自分の行つた賣と買とは相殺されて、場帳から抹消され、最初から賣買せざりし事になつてしまひます。此の様な譯で、値段が氣に入れば商内をなし、又假令、一旦商内をしても値段が氣に入らなくなれば、之を抹消することも出来るのであるから、最後の決定値段なるものは、其の時に於ける總べての約定者に取つて、一樣に満足された相場に外ならぬのであります。此の如く、長期取引に於ては、賣買約定者の記號、賣買株數を場帳に登録し、撃拆によつて値段を決



定した時に、賣買が成立するのであります。

茲に、清算取引の競賣買に於ては、競賣中の、賣らふ、ヨシ買った、といふ取引員間の商内は總べて場帳に登録して行くのであるが、誰れと誰れとの商内であるかは、少しも分かりませぬ。商内をする瞬間に於ては、お互に相手が分かつて居るであらふが、然し、そんなものは直ぐ、後から變化して行つてしまふのであります。例へば、甲は乙と商内をしても、何時の間にか、乙は反對賣買をして、先きの商内から退いてしまひ、其の代りに、其の相手方となつた丙が現れて居るといふやうな次第であつて、要するに、誰と誰との賣買であるかは、全然不明であります。然し乍ら、多數の賣買者が、夫々約定した賣玉と買玉の總計は必ず一致するのであつて、結局、賣團體と買團體との間の賣買といふことになるのであります。故に、買った者個人から見れば、何某から買ったのではなくて賣團體から買ったのであり、賣つた者個人から見れば、何某に賣つたのではなくて買團體に賣つたのであります。此様な譯で、自分が商内をした相手方が誰であらふと、少しも關する所に非ず、賣つた者は株券を、買つた者は代金を、本所に振り込めばそれでよいのであります。本所は、責任を以て、一方から株券を、一方から代金を取つて双方に引渡すのであります。此様に申すと、相手方が分からなくなつてしまふ

やうでは、賣買契約の履行は甚だ不安なものではないかと、思はれますが、さういふ心配は決してなく、若しも、契約を履行しないやうな取引員があれば、本所は之れに代つて相手方の損害を完全に賠償するの責に任じて居るのであつて、本所が擔保制度を採つて居る所以であります。

次に、一例を掲げて、此の競賣買の方法を明瞭にしたいと思ひます。

某市場代理人は、甲會社の株を先限で五十圓まで百株買へ、といふ委託者の注文を持つて市場に臨み、甲會社株先限の立會が始まるのを待つて居ります。すると、其のうちに、甲會社株の先限の立會をするぞといふ札が現れる。彼は之を見て始めて商内をするのであります。然し乍ら、彼はいきなり、五十圓で百株買ふぞといふ表示はしませぬ。何となれば、五十圓といふ値段も、百株といふ數量も、彼に取つては商機の秘密であります。此の秘密をいきなりさらけ出す馬鹿はありませぬ。五十圓といふ注文があつても、五十圓キツカリといふのではありませぬ。十錢でも二十錢でも、安く買ふといふことは、彼の商内をする手腕でなければなりません。従つて、市場に出て、今の氣配はどうか、少し國際聯盟の雲行が悪い、支那の騒動も、まだなか／＼納まりさうもない、新聞で見ると、今日は海外の情報も悪いから、きつと相場は悪いで



あらう、昨日の午後の立會を五十圓とすれば、今日もつと安いだらふ、といふ氣配を窺ふのであります。そこで、彼は其の氣配によつて、先づ四十九圓五十錢位に手を振ります。四十九圓五十錢で買はふといふ懸引に出るのであります。然るに四十九圓五十錢では、賣る者が無い仕方がないから、六十錢で買はふと言ふ。まだ賣る者が無い、そこで七十錢で買はうといふ。其の時、ヨシ五十株賣つた、といふ賣方が出たと假定します。此の場合、市場の慣習として、苟くも値段が一致したならば、數量が合はぬからと云つて拒むことは出来ませぬ。數量は低きに取決められるといふ慣習になつて居ります。従つて、彼は相手から四十九圓七十錢で五十株買ふ事になるのであります。所で、彼は、値段に於ては、五十圓のものを四十九圓七十錢で買つたのだから、三十錢だけ有利な状態に置かれて居るけれども、數量に於ては、百株買へといふ注文なのであるから、尙ほ五十株買ふ責任がある。所が、四十九圓七十錢では外にもう賣る者が無い。そこで、彼は四十九圓八十錢を出す。まだ賣る者が無い。仕方がなく、四十九圓九十錢で買はふといふ。すると、第二の賣方が五十株賣つたと言ふ。ヨシ買つたと云つて、彼は四十九圓九十錢で買ふ。即ち彼は四十九圓七十錢で五十株、四十九圓九十錢で五十株、合計百株を買ふことが出来たのであります。かくして、もう彼の外に買方もない、賣方もないといふ場

合に、撃拆係は四十九圓九十錢を以て拆を撃ち、之れが、公定相場として發表されます。一旦、公定相場が決定された以上、其の場合に於ける値段は全部、此の公定相場に統一されることになつて居るから、彼が最初に四十九圓七十錢で買つた五十株に就いても、公定相場たる四十九圓九十錢に引直され、全部、此の値段を以て契約したことになるのであります。然し乍ら、此の場合、彼は五十圓で買へといふ注文を、四十九圓九十錢で買つたのであるから、尙ほ一株に就いて十錢だけ安く買ふことが出来たのであります。

然し乍ら、凡べての取引が、いつもかういふ具合に都合好く行けば、申分はありませぬが、さうは行かぬ場合が生じて來るのであります。例へば、前例に於て、彼は四十九圓九十錢で第二の賣方から買ひ、都合百株買つてしまつたから、ヤレ安心だと思つてゐたら、彼以外に五十圓十錢で買ふといふ買手が出て來たとします。そこで、彼は警戒しなければなりません。何となれば、許された値段は五十圓だからであります。然らば、どうしたらよいかといふに、此の場合、彼は反對賣買をすればよいのであります。詰り、今までの買方から賣方に廻つて、ヨシ、五十圓十錢なら賣るぞといふ態度に出る。すると、新しい買方が五十圓十錢で買はふ、百株買つたと言へば、彼は其の者に向つて百株賣つてしまひます。かくして、もう外に買手も賣手も



出なければ、拆を撃つて公定相場は五十圓十錢と決定される譯であります。即ち彼は折角四十圓九十錢で決まるべかりし百株を、新しい買方が出て来た爲めに、それを五十圓十錢で轉賣し、彼の取引は差引零となつて場帳から抹消され、最初から其の賣買に参加しなかつたものとして脱退してしまふのであります。而して取引所帳簿の上には、四十九圓七十錢で賣つた賣方と、九十錢で賣つた賣方と、五十圓十錢で買つた買方との取引として記入されることになり、所謂、賣方の一團と買方の一團とが出来るのであります。

こんな風に、書き流して來ると、長たらしくなりますが、總べては、電光石火の如く行はれ賣買の少い銘柄の場合の如きは、一二分間で済んでしまひ、次から次へと進んで行くのであります。然し、花形株の如きは、なか／＼五分や十分間では済まず、三十分も一時間もかゝることは珍らしくありませぬ。而かも、此の三十分か一時間内には、實に數萬株の賣買が成立するのを見れば、凡べてが、如何に迅速に處理されて行くか、又此の競賣買なるものが、如何に卓絶した賣買方法であるかを知るに足るのであります。

計算整理。 さて、此のやうにして、一日の内に一銘柄に付き各限月共、四箇の約定値段が出来るのであるが、之れでは計算が非常に複雑になりますから、一日を以て一計算區域となし、

此の區域内に於ける最後の約定値段、即ち後場の大引値段を以て帳入値段（チャウイレネダ）と定め、其の他の三箇の約定値段は、之に對して差金の計算をなし、全部、此の帳入値段に引き直して、之を以て賣買値段として居ります。例へば、或る株の賣買が左の如き約定値段を以て成立したとします。

|     |     |     | 一 計 算 區 域 |        |
|-----|-----|-----|-----------|--------|
|     |     |     | 前 場       | 後 場    |
|     |     |     | 寄付        | 寄付     |
|     |     |     | 約定        | 同上     |
|     |     |     | 値段        | （帳入値段） |
| 先 限 | 中 限 | 當 限 | 同 上       | 同 上    |
| 一〇七 | 一〇二 | 九八  | 一〇八       | 一〇七    |
|     |     |     | 一〇三       | 一〇三    |
|     |     |     | 一〇〇       | 九九     |
|     |     |     |           | 一一〇    |

即ち、此の場合に於て、帳入値段は、當限が一〇二圓、中限が一〇五圓、先限が一一〇圓であつて、當限の九八圓、一〇〇圓及び九九圓は一〇二圓に、中限の一〇二圓、一〇三圓及び一〇三圓は一〇五圓に、先限の一〇七圓、一〇八圓及び一一〇圓に引き直され、之を以て賣買約定をしたこととしてしまひます。而して、各約定値段と帳入値段との差額は、差金の



計算をなし、其の差金は、損方と利方との間に授受されるのでありまして、之を帳入差金と稱します。前例に於て、買方は買った株が騰貴したのであるから、利方であつて、従つて帳入差金を受取り、反對に、賣方は損方であるから、帳入差金を支拂はねばなりません。此くして、此の賣買は、當限は一〇二圓、中限は一〇五圓、先限は一〇〇圓で契約したことになります。其の後に於て、轉賣買戻するか、又は受渡するまでは、此の値段の下に、賣玉又は買玉として存積する譯であつて、之れが建玉（タテギョク）であります。

尙ほ、前例に於ては、總べての値段を圓位を以て表しましたが、之れは、説明の便宜上かうしたのであつて、實際は錢位のあるのが普通であります。而して、此の錢位に就いては、最終約定値段の二十錢以下は之を切り捨て、三十錢以上七十錢以下は之を五十錢となし、八十錢以上圓位未満は之を圓位に繰り上げたものを以て帳入値段とするのであります。

此くの如く、一月月の賣買に就き、毎日一箇づゝの帳入値段が出來ますから、一箇月では二十四五箇（一箇月の營業日数は二十四五日）、三箇月分を合すると、七十箇以上の帳入値段が出來る譯であります。然し乍ら、此の七十以上もの帳入値段を以て、一々、受渡をするのは甚しき手数であるから、此處にも、一計算區域内の約定値段を帳入値段に引直すと同様の便法を設

けて居ります。即ち、受渡限の最終帳入値段を以て受渡標準値段となし、其の前日まで出來た、七十幾つの帳入値段は、各々、之に對して差金の計算をなし、損方と利方との間に授受を行ひ、此の受渡標準値段によつて、株券と代金の受渡を履行するのであります。

擔保。本所は、株式の長期取引に關しては、一切擔保の責に任じ、所謂、完全賠償の制度を採つて居ります。即ち、取引員にして、賣買契約の履行をせぬとか、或は取引員たるの資格を失ふとかいふ場合には、本所は、之に代つて、相手方の被つた損害を、假令、何百萬圓あらふとも、完全に賠償することになつて居ります。之れが爲めに、取引員は、賣買に方つて、相手方の個人的の資産信用などに關しては何の顧慮する所もなく、ドン／＼賣買を契約すること出來るのであつて、我國の競賣買が世界に完絶する所以のものは、實に此の擔保制度に負ふ所に外なりません。

## (二) 短期清算市場

短期清算市場は株式の短期取引を行ふ市場であり、短期取引員が此の取引を行ひます。此の短期取引は、大正十一年、取引所法の改正によつて創始されたものであつて、勅令に、所謂七日以内の期限を以て履行期となすべき取引に當るものであります。然かも、本所では、此の期



限を一層短縮して、前日の後場と當日の前場とを以て一計算區域となし、此の區域内に於て行はれた賣買約定は、當日の午後二時迄に受渡をすることに定めて居ります。つまり、昨日の後場と今日の前場で行はれた賣買約定は、今日の午後二時迄に、受渡しを履行せよ、といふ取引であります。

上場株式。短期清算市場の上場株式は、此の取引の性質上、最も活動性に富む株式たるを要し、現在の市場株式は十六銘柄(内に賣買中止のもの二銘柄)、悉く長期清算市場の花形株であつて最も賣買の多いものであります。勿論、上場株たるの條件を缺くやうな事になれば、賣買の中止や、上場の廢止を行ふこと、長期清算市場に於けると同様であります。

賣買方法。短期取引も、長期取引と同様、賣の一團と買の一團とが、一箇所に集合して、取引を行ふのでありまして、寄付は、前場も後場も、長期取引より十分間早く始め、大引は、前場も後場も、長期取引の終了直後に之を行ひます。然るに、短期取引にあつては、寄付と大引との間に於て、ザラバと稱する取引を行ひます。寄付の値段が決定すると、直ちに之に移り、大引の立會が始まる迄、休みなく、連続的に之を行ひます。即ち前場は、午前八時五十分になると、所定の順序により、各銘柄に付き寄付値段を決定し、之れが終ると、何れもザラバ

取引に移り、十四銘柄共一齊に大引まで立會を繼續して行くのであつて、後場も、午後零時五十分から、之と同様の事を行ふのであります。而して、寄付及び大引に於ては、長期取引と同様の競賣買の方法を以て取引を行ひ、ザラバに於ては歩み賣買の方法による競賣買を以て取引を行ふことになつて居ります。

ザラバに於ては、次々に成立する個々の商内を、順次に場帳に登録し、其の度毎に、賣買が成立して行きます。此の一つ一つ、順次に賣買が成立して行く形態から見て、歩み賣買と稱するのであつて、長期取引に於ては商内中の種々の値段は、總べて一の決定値段に統一され、之を以て公定相場としますが、短期取引に於ては、此の一つ一つの値段が、悉く公定相場であります。此の如く、歩み賣買に於ては、相對賣買の形式を採つて居りますが、然し、矢張り競賣買なのであるから、無論、値段の競合が行はれるのでありまして、例へば、同時に百圓で賣らふと云つて居る者があるのに、それを願はずして百圓十錢の賣手と約定することは、出来ませぬ。然し乍ら、其の次の瞬間には、之と異つた値段で、賣買が成立するのでありまして、即ち甲は乙と百圓二十錢で約定したかと思へば、次には丙は丁と百圓十錢で約定し、其の次に乙と戊とが百圓二十錢で約定するといふやうな具合に、次から次へと、種々雑多の値段で、約定が



成立して行きます。高臺では、此の約定毎に、賣買者の記號、銘柄、株數及び値段を場帳に登録し、此の登録を爲した時に、賣買が成立したものとす規定であります。此の様にして、取引を續けて行くうちに、長期取引の方が終りを告げますから、其處で、ザラバの取引を打ち切り、寄付の場合と同様、競賣買の方法を以て大引値段を決定し、此處に立會を終るのであります。

次に、例を擧げて、短期取引一日中(一計算區域に非ず)の値段の變化を示しませふ。

短期東京株式取引所新株式相場 (昭和七年一月六日)

| 前場         |            |
|------------|------------|
| 90         | 165.00(寄付) |
| 70         | 4.90       |
| 40         | 80         |
| 30         | 70         |
| 60         | 50         |
| 90         | 40         |
| 5.00       | 10         |
| 20         | 4.00       |
| 40         | 20         |
| 50         | 70         |
| 70         | 50         |
| 80         | 5.00       |
| 6.00       | 4.90       |
| 20         | 80         |
| 5.80       | 80         |
| 50         | 70         |
| 20         | 60         |
| 5.00       | 40         |
| 4.80       | 30         |
| 70         | 4.00       |
| 60         | 3.90       |
| 50         | 70         |
| 164.50(大引) | 60         |
| 受渡標準値段     | 50         |
|            | 70         |
|            | 4.00       |
|            | 10         |
|            | 20         |
|            | 30         |
|            | 50         |
|            | 20         |
|            | 3.90       |
|            | 80         |
|            | 60         |
|            | 40         |
|            | 50         |
|            | 60         |
|            | 80         |
|            | 4.00       |
|            | 10         |
|            | 50         |
|            | 70         |
|            | 40         |
|            | 50         |

| 後場         |            |
|------------|------------|
| 20         | 164.80(寄付) |
| 5.00       | 5.00       |
| 4.80       | 4.80       |
| 70         | 70         |
| 50         | 60         |
| 40         | 50         |
| 30         | 30         |
| 20         | 40         |
| 10         | 60         |
| 4.00       | 80         |
| 3.90       | 90         |
| 80         | 5.00       |
| 60         | 10         |
| 70         | 30         |
| 50         | 40         |
| 163.50(大引) | 60         |
|            | 70         |
|            | 80         |
|            | 6.00       |
|            | 20         |
|            | 30         |
|            | 6.00       |
|            | 5.80       |
|            | 60         |
|            | 50         |
|            | 5.00       |
|            | 4.90       |
|            | 5.00       |
|            | 30         |
|            | 40         |
|            | 20         |
|            | 5.00       |
|            | 4.90       |
|            | 80         |
|            | 60         |
|            | 50         |
|            | 40         |
|            | 30         |
|            | 50         |
|            | 70         |
|            | 80         |
|            | 5.00       |
|            | 30         |
|            | 40         |

此の如く、個々の銘柄に就き、長時間に亘り、連続的に立會を行ふといふことが、短期取引の重要な特徴であります。長期取引に於ては、前場、後場に一度づゝ行はれる、頗る短時間の立會を逸してしまつたならば、如何に必要に迫られやうとも、又如何に重要な材料があらふとも、翌日にならなければ、賣ることも買ふことも出来ませぬ。然るに短期取引に於ては、長時間に亘つて、立會を繼續して居りますから、此の十四銘柄のうちならば、何時でも賣買が出来る譯であります。

賣買の決済。短期取引に於ては、一銘柄に付き、一計算區域内に於ても、無数の異つた約定値段が出来ますから、之を以て、一々、受渡を行ふことは極めて煩雜な譯であります。故に



一計算区域内に於ける最終約定値段（前場の大引値段）の、二十錢以下を切り捨て、三十錢以上七十錢以下は之を五十錢とし、八十錢以上圓位未滿は之を圓位に繰り上げたものを以て、受渡標準値段（之は同時に帳入）とし、其の区域内に於て出来た總べての約定値段は、全部、之に引き直し、之を以て受渡を行ふことになつて居ります。而して、各約定値段の、受渡標準値段に對する差額は、長期取引の場合に於けると同様、之を計算して、賣買者間に授受せられるのであります。

然し乍ら、短期取引は清算取引であるから、前記のやうに受渡を行はず、多くは、反對賣買を行つて賣買を相殺し、差金の授受によつて、賣買を決済してしまふことは言ふまでもありません。

此の如く、一計算区域内に於て行つた賣買は、受渡をなすか又は差金決済をなすのが原則であります。勅令は、短期取引に限り、受渡を、賣買成立の日から一箇月以内繰延をなすことを得る旨を規定して居るのであつて、本所も、賣買成立の日から三十日間を限度として、受渡を繰延べることを許して居ります。即ち、今、受渡をするのは都合がわるい、さればとて、反對賣買を行つて決済するのも困る、といふやうな場合には、右の期間内に於て、自分の都合

のよいだけ、一日一日と幾日でも、受渡を後日に繰延べて行くことが出来る譯であります。換言すれば、此の期間内に於て、勝手な時に受渡を申出で、代金を支拂つて株券を受取ることも出来れば、株券を渡して代金を受取ることも出来るのであります。尙ほ、受渡の處で説明したやうに、一計算区域内に出来た約定値段は、全部、受渡標準値段に引直すのであります。此の繰延によつて、前日から繰延べられて来たもの—即ち繰延玉も、同時に、其の日の受渡標準値段に引直して差金の授受をなし、受渡するものは受渡をなし、又更に繰延べるものは繰り延べて行きます。

此の如く、自分勝手な時に、受渡を申込むことが出来る結果、賣方の渡株數と買方の受株數とは、一致しないのが常態であつて、受渡株に過不足を生じ、従つて取引の圓滑を缺く恐れを生ずるのであります。然るに、茲に、此の賣方買方間に於ける受渡株の過不足を調節する代行機關として、東株代行會社なるものがあり、何の差支も起らぬやうな仕組になつて居ります。例へば、賣方の渡株數が、買方の受株數に比し一萬株多いとすれば、買方はどうでもして、此の一萬株に對する代金を調へて來て、受渡を履行しなければなりません。此の場合、代行會社は買方に代つて代金を支拂ひ、此の一萬株を引取るのであります。之を代引（ダイビ



キ)と稱します。此の反對に、買方の受株数が、賣方の渡株数より多い時があります。例へば、買方が株を引取り度いといふのに、賣方がそれだけの株を有つて居らぬといふやうな場合であります。此の場合には、代行會社は賣方に代つて買方に株を渡してやるのであります。之を代渡(ダイワタシ)と稱します。此の如くして、假令、賣買者間に受渡株の過不足があらふとも、何の支障もなく、取引が行はれて行くのであります。

次に、繰延でありますが、繰延を行ふには、普通、相手方に繰延料を支拂ふことになつて居ります。若しも、賣買者間の受渡数が一致し、従つて繰延数が一致するならば問題はありませぬが、此の如きは稀に見る場合であつて、前述の如く、賣買者間に於ける受渡数には過不足があり、従つて繰延数も一致しないのが普通であります。其處に、繰延をなすには、繰延料を相手方に支拂はねばならぬといふことになる譯であります。即ち、賣方の渡株数が、買方の受株数より多い時は、繰延料は買方が支拂ふことになり、之を順日歩(ジュンヒブ)と稱します。反對に、買方の受株数が、賣方の渡株数より多い時は、繰延料は賣方が支拂ふことになつて、之を逆日歩(ギャクヒブ)と稱します。又若しも、賣方の渡株数と買方の受株数とが一致する時は、繰延料の問題は起らず、之を無日歩(ムヒブ)と稱します。抑も、繰延

料とは何であるかといふと、順日歩の場合ならば、買方が、賣方に對して支拂ふべき代金を後日に延期するのであるから、賣方は此の代金の利息を損する譯であつて、其處で、買方は之れに相當する日歩を賣方に支拂ひ、反對に、逆日歩の場合ならば、賣方が、買方に對して渡すべき株券を渡さず後日に延期するのであるから、恰度、賣方は買方から株券を借りて居るやうなものであつて、所謂、品借料に當るものを買方に支拂ふのであります。繰延料とは、此の日歩や品借料を云ふのであつて、其の率は、受渡や繰延の多少や、一般金利等によつて、毎日決定されるのであります。

代行會社が、此の代引又は代渡を爲すには、必ずバイカイ(同一取引員が同一銘柄、同一値段の賣と買を同時に付出すこと)を付出し、其の買建若くは賣建の一方の受渡を履行して、株券を引取り、若くは渡すのであります。例へば賣方の渡株希望数が、買方の受株希望数に比し、一千株だけ過剰とすれば、代行會社は之に就いて一千株のバイカイを付出し、其の買の方の受渡を履行し(賣方の過剰數一千株を引取ること)、賣の方の一千株は之を翌日に繰延べます。此くすれば、其日の受渡は圓滑に行はれ、且つ、繰延數も賣方買方一致するのであります。此の如く、代引若くは代渡を爲すと共に、一方、取引所の帳簿には、之と同數量の反對の建玉が残るのであつて、完全なる保險作用をなし



て居り、爲めに、代行會社は此の代引代渡を爲すことによつて損失を蒙ることは決してありませぬ。

此の如くにして、受渡數の過不足は調節され、賣方も買方も、欲する所の受渡、繰延を爲すことが出来、大量の取引も頗る圓滑に行はれて行くのであります。抑も、代行會社は、此の代行業務を行ふを目的として設立された本所の特定短期取引員でありまして、其の取引員たるの資格に於て前記の如く建玉を爲すの方法に依つて、賣方買方双方をして、受渡、繰延數に關する希望を満足せしめて居るのであつて、取引員として、相手側から繰延料を收むると共に、調節機關として、取引員組合から調節料を徴して居ります。然し乍ら、此の業務を營む爲めには、豊富なる資金と株券の融通力が無ければならぬのでありまして、即ち同社は一千万圓の資本金を有し、上場株會社の大株主との間に、株券融通の諒解を得て置き、其の業務を營んで居る次第であります。

擔保。 長期取引と異り、受渡の不履行が起つても、本所は之に因つて生ずる相手方の損害に對し、賠償の責に任することなく、唯だ、現に納入してある、取引員の身元保證金及び賣買證據金の限度に於て辨濟をすることになつて居ります。

### (三) 實物市場

實物市場は、株式の實物取引を行ふ市場であつて、實物取引員が此の取引を行ひます。此の取引は、賣買を約定したならば、必ず受渡を履行しなければならぬのであつて、勅令は差金の授受によつて賣買を決済することを禁じて居ります。

上場株式。 實物市場では、清算市場に於けるが如く、上場銘柄に何の條件も附してなく、出合ひさへあれば、何會社の株式でも、自由に取引することが出来るのであります。且つ、清算市場に於ける賣買の單位は、十株であります。實物市場に於ては、一株でも二株でも差支ありません。

賣買方法。 相對賣買と入札賣買とありまして、前者は前場は午前八時五十分、後場は午後零時五十分に、立會を開始し、後者は毎月二回之を行ひます。

相對賣買といふのは、清算取引に於ける競賣買の如く、賣團體と買團體とが、値段の競合を行つて賣買するのではなく、甲と乙とが相對で、任意に値段を決めて賣買を約定するのであつて、丙丁等が異つた値段をつけやうとも、それに牽制されなくてもよいのであります。

入札賣買は、豫め、賣買に付すべき銘柄と、其の個數、及び賣入札か買入札かを、市場に掲



示して、一定の日時に取引員に、記名式で入札賣ならば買値、入札買ならば賣値と所要の個數とを入札させ、開札の上、入札賣ならば最高の買値段をつけた者を買主に、入札買ならば最低の賣値段をつけた者を賣主に決定するのであります。

實物取引に於ける賣買方法は、以上の二つであります。相對賣買ならば取引員の申出により、入札賣買ならば開札によつて、本所の市場係が、場帳に賣買者の記號、銘柄及び値段を登録した時に於て、賣買が成立するものと定めてあります。

受渡期限。 實物取引の受渡期限は、賣買約定の當日から十五日といふことになつて居りますが、賣方は其の期限到來前でも受渡を請求することが出来ます。無論、此の場合、買方は直に代金を支拂はねばなりません。元來、實物取引にあつては、賣買契約と同時に、受渡を履行するのが本旨であつて、買方が代金を用意して居るのは當然であります。賣方に於ては、株券が手元にならない場合があるので、之を送つて來る爲めに、十五日の猶豫期間を設けた譯であります。

#### (四) 國債市場

國債市場は、大正九年、政府が日本銀行其の他の輿論により、本所内に創設せしめたもので

あります。國債、地方債、社債及び外國々債等の債券類を取引する市場であつて長期取引と實物取引があり、國債取引員が之に従事して居ります。但し、長期取引は大正十四年から之れを始めたのであります。

#### (イ) 長期取引

上場債券。 長期取引に上場する債券は、償還期限が三年以上、現在額が、國債ならば二千萬圓以上、地方債ならば一千五百萬圓以上、社債ならば一千万圓以上なることを要し、且つ國債及び地方債に就いては、上場した旨を主務省に届出すればよいが、社債に就いては、商工大臣の認可がなければ上場することが出来ませぬ。現在に於ける上場銘柄は四十種であります。

賣買方法其他。 長期取引は、言ふまでもなく清算取引であつて、賣買方法及び其の效力、其他計算整理、受渡、決済等に就いては株式の長期取引と同様であるから、此處には主として株式の場合と異なる點に就いて説明するに止めます。

立會開始時間。 既述の通りであります。(六七頁參照)

賣買期限。 二箇月であつて、株式の長期取引に比し、一箇月短いのであります。然し乍ら、矢張り、此の二箇月を一期二十日づゝの三期に分ち、當限、中限及び先限の賣買を行ひ、受



渡日は奇数月（一、三、五、七、九、十一月）は十五日、偶数月（二、四、六、八、十、十二月）は五日及び廿五日と定めてあります。

裸相場。 國債市場では、裸相場（ハダカサウバ）で賣買することになつて居ります。裸相場で賣買するといふのは、其の債券に附いて居る利子といふものを、全然、離れた相場で賣買することでありませぬ。然らば、利子に就いては如何にするかといふと、賣方に受取るべき分がある場合には、買った方から之だけの分を、代金とは別に賣方に支拂つてやればよいのであります。例へば

額面百圓、年六分利付、利拂期六月・十二月

といふ債券を、四月一日に甲が乙に賣つたとすれば、乙は一月から三月までの三箇月分の利子一圓五十錢を甲に支拂へばよいのであります。但し、債券の所有者は利拂期に、利札金額から一定の税金（國債ならば資本利子税を、地方債や社債ならば資本利子税及び所得税を）を差引いた残額が這入るのであるから、前例に於ても、乙から甲に渡される實際の金額は、利子の一圓五十錢から此等の税金を差引いた残額であります。

擔保。 本所に納入してある、取引員の身元保證金及び賣買證據金の限度に於て辨濟する

規定であります。

(ロ) 實物取引

賣買方法、受渡等、株式の實物取引と同様であります。唯だ、特種の三十銘柄に就いては第一立會、第二立會に分かれ、左の時間に立會を開始します。

前 場 後 場

第一立會 午前十時 午後一時三十分

第二立會 午前十時二十分 午後一時五十分

(五) 四市場の上場額と賣買高

本所の長期清算市場、短期清算市場、實物市場及び國債市場の説明は、大略、以上の如くであります。左に此の四市場に於ける昨年度の上場額及び賣買高を掲げて見ませふ。











す、市場を提供し、取引員の爲した賣買に關する一切の計算整理の事務に任じ、其の代償として、所定の率により、市場で爲した賣買に就き取引員から賣買手数料を徹收するのであります。

### 賣買の委託

本所々屬の取引員に非ざるよりは、何人と雖、本所に於て賣買取引をすることが出来ぬから、本所によつて賣買せんと欲する者は、是非共之を取引員に委託せねばならぬことは、既に述べた所の如くであります。而して、此の取引員に委託するには、希望する所の銘柄、數量、値段を明かにして賣注文若くは買注文を爲すのであるが、何圓何十錢以上とか、以下とかいふやうに、委託者の方から値段を指定するものあれば、其の日に市場で出来た値段でよろしいといふのもあります。前者を指値（サシネ）、後者を成行（ナリユキ）と稱します。成行注文は相手方さへあれば必ず目的を達することが出来ませんが、指値注文では目的を達することが出来ぬ場合がある道理であります。

委託の方法としては、直接、取引員の店舗に赴くとも、或は電報、電話、手紙等によつても、何れにしても委託の意思を通ずることが出来ればそれでよいのであります。此くして、註

文を受けた取引員は、市場代理人を本所の市場に派して、委託者の注文による賣買を行ふのであるが、委託者は、取引員が本所に對して賣買證據金や賣買手数料を納入するやうに、取引員に對して委託賣買證據金を預け入れ、委託賣買手数料を支拂ふことになつて居ります。委託賣買證據金の種類は、前述賣買證據金の種類と同様であります。尙ほ短期取引に就いては現在本所は取引員から賣買證據金を納入させて居りませぬが、取引員は委託者から委託賣買證據金を納入させて居ります。

### 賣買手数料・委託手数料表

#### (一) 債券ノ部

| 長 期 取 引 地 方 債 | 種 別 | 額 面     | 賣 買 手 数 料 |     | 委 託 手 数 料 |
|---------------|-----|---------|-----------|-----|-----------|
|               |     |         | 本 建       | 現 落 |           |
| 國 債           | 邦 貨 | 一〇、〇〇〇圓 | 一・一〇      | 八〇  | 一・二五      |
| 佛 債           | 邦 貨 | 一〇、〇〇〇法 | 四四        | 三二  | 五〇〇       |
| 地 方 債         | 債   | 一〇、〇〇〇圓 | 一・八〇      | 三〇  | 一七・五〇     |



| 短 期 取 引 |     |     |     |     |     | 取 引 |       |       |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|
| 二〇〇     | 一七五 | 一五〇 | 一〇七 | 一〇五 | 五〇〇 | 三〇〇 | 二五〇   | 二〇〇   | 一五〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| "       | "   | "   | "   | "   | "   | "   | "     | "     | "   | "   | "   |
| 三二二     | 二二九 | 二二六 | 二二四 | 二二二 | 一九一 | 二二五 | 一六九   | 一四五   | 一二五 | 一〇五 | 八八  |
| 二三三     | 二二一 | 一九九 | 一七一 | 一六一 | 一四一 | 一八  | 一二三   | 一〇五   | 九一  | 七六  | 六四  |
| 四〇〇     | 三五〇 | 三〇〇 | 二五〇 | 二〇〇 | 一六〇 | 二〇〇 | 一、二〇〇 | 一、〇〇〇 | 八〇〇 | 六三〇 | 五三〇 |
|         |     |     |     |     |     |     |       |       |     |     |     |

三百圓以上は五十圓又は其端數を増す毎に下記のみだけ増す

| 長 期 取 引 |     |     |     | 實 物 取 引 |         |         |         |
|---------|-----|-----|-----|---------|---------|---------|---------|
| 七五〇     | 五〇〇 | 二五〇 | 一〇〇 | 社 債     | 地 方 債   | 國 債     | 種 別     |
| "       | "   | "   | 未滿  | 債       | 債       | 費 貨     | 債       |
| 七六      | 六七  | 五五  | 三八  | 一〇、〇〇〇圓 | 一〇、〇〇〇圓 | 一〇、〇〇〇圓 | 一〇、〇〇〇圓 |
| 五五      | 四九  | 四〇  | 二八  |         |         |         |         |
| 三二〇     | 二七〇 | 二一〇 | 一五〇 | 一・二〇〇   | 一・〇〇〇   | ・二〇〇    | ・五〇〇    |
|         |     |     |     | 一・二〇〇   | 一・五〇〇   | 四・〇〇〇   | 一・〇〇〇   |

(一) 株式ノ部



二百圓以上は二十五圓未満  
を增す毎に下記分を増す

二  
本建率の二割七分五厘減

五〇

| 徵收標準                       | 買賣手數料 | 委託手數料 |
|----------------------------|-------|-------|
| 二五〃                        | 七厘    | 八〇    |
| 五〇〃                        | 一〇    | 一〇〇   |
| 一〇〇〃                       | 一四    | 一二〇   |
| 一五〇〃                       | 一八    | 一四〇   |
| 二〇〇〃                       | 二二    | 一七〇   |
| 二五〇〃                       | 二六    | 二〇〇   |
| 三〇〇〃                       | 二九    | 二五〇   |
| 三百圓以上は五十圓未満を<br>増す毎に下記分を増す | 三     | 五〇    |

入札賣賣委託は一株に付二十五錢増

### 本所の建築及び施設

本所は、明治十一年一月十九日、東京府下第一大區十五小區兜町六番地、即ち現行市制の東京市日本橋區兜町六番地に在つた第一銀行の所有家屋を購入し、同年六月一日から、此處で營業を開始しましたが、後、同町四番地に在つた元兜町米商會所の建物を讓受け、明治十六年九月三十日、之に移轉しました。

然るに、此の建物は既にして老境に入り、且つ日清戦後の好況の爲め、著しく狹隘を感ずるに至つたので改築することとなり、明治三十一年一月末、先づ事務所の竣工を見、次いで、翌三十二年三月末には市場の完成を告げました。然るに、此の事務所は、大正六年十二月十日、失火の爲め焼失しましたが、市場の方は明治四十二年に大増築を施し、大正十二年の大震火災まで存続しました。

前記焼失事務所は、直に復舊建築を行ひましたが、大正十二年三月十七日、再び祝融の難に遭ひました。然し乍ら、此の時は、幸にも一階の大部分は災厄を免るゝを得たので、直に之を修理し、應急の用に供しましたが、間もなく九月一日の大震火災に因り、全部、烏有に歸してしまつたのであります。

然るに、之より先き、大正五六年の交から本所將來の發展に備ふる爲め、改築を行はんと



議起り、案を樹つること數次、其の規模、建築費の如きも幾多の變遷を経て、大正十一年に至り、漸く成案を得たので、同年九月二日、先づ市場の建築工事に着手しましたが、工程半にして大震災に遭遇し、一時、工事を中止するの已むなきに至りました。然るに、其の後、區劃整理による環境の變化並に大震災の經驗に鑑み、設計の變更に迫られたので、既に工事に着手した市場に對しては大變更を加へ、工事未着手の本館は、根本的に設計の建直しを行ひ、殊に當時擡頭したる本所の移轉問題の解決策として、別に取引員店舗に充當する爲め東株ビルヂングを建築することに決し、大正十五年三月十日、再び市場の建築に着手、次いで、東株ビル及び本館の建築を行ひ、昭和六年四月末を以て全工程を竣りました。是れ即ち、現在鐵橋及び兜橋の兩橋畔に跨る、三千坪に垂んとする廣大なる地域に約七百萬圓の建築費と時價四百萬圓に上る借地權とを擁し、總延坪一萬坪に及ばんとする現存建物であります。規模及び工事概要左の如くであります。

位 置

東京市日本橋區兜町六、八番地

建物の名稱及び用途

本所の建物は三館より成り本館は事務室、市場は立會場、東株ビルは取引員店舗に賃貸するものとす

| 敷地面積         | 階數               | 建築面積         | 建物高             | 室の配置 |
|--------------|------------------|--------------|-----------------|------|
| 二千五百六十二坪七合二勺 |                  |              |                 |      |
| 本館           | 地下一階 地上前部七階、後部五階 | 一千〇五十五坪八合八勺  | 七階パラベット上端迄地盤上百尺 |      |
| 市場           | 同 同 三階           | 一千百二十坪       | 切妻飾上端迄同 八十尺     |      |
| 東株ビル         | 同 同 六階           | 三百八十六坪八合四勺   | 六階パラベット上端迄同 八十尺 |      |
| 建築面積         |                  | 九千四百四十五坪九合二勺 |                 |      |
| 本館           |                  |              |                 |      |
| 市場           |                  |              |                 |      |
| 東株ビル         |                  |              |                 |      |



本館

一階は計算課、第二市場課、日本橋郵便局分室、供待等。二階は第一市場課、工務係、帳調室、再調室、眞人會幹事室等。三階は受渡課、株式係、會計課、銀行、各種會議室、取引員俱樂部室、電話交換室等。四階は理事長室、理事室、支配人市場監督室、監査室、文書係、秘書係、調査係、大講堂、各種會議室、役員應接室、役員食堂、圖書室及び閱覽室等。五階は醫務室、所員俱樂部、兜町商業學校教室等。六階は來賓室、同附屬室、七階は柔劍道々場。地階は宿直員室、雇員室、所員食堂、貸食堂、女子俱樂部、金庫、書庫、自動車庫、機械室等

市場

一階は立會場、參觀席、喫煙室、東株代行株式會社、新聞記者室、新聞社専用電話室。二階は見學席、札場整理室、入札賣買室、見學人休憩室、兜俱樂部室、共和會懇和會及び實株會の各幹事室等。三階は取引員組合事務室及び同會議室、豫備事務室等。地階は機械室、電氣室、電話分線盤室、チツカー機械室、金庫、書庫、物置等。

東株ビル

一階乃至六階に貸事務室合計六十八室。此の外六階に貸講堂、地階に貸食堂、貸金庫、貸倉庫等を置く

様式

構造

外部仕上

本館

正面全部及び南北兩側面の三階までは花崗石、三階以上は花崗擬石、西側は人造石塗とす。尙ほ正面圓形部の八基の石柱上に齋藤素嚴氏の原作に係る、商、工、農、交通を表徴せる高さ八尺の座像を配す

市場

南北兩正面は花崗石、東西の兩側面は花崗擬石仕上げとす

東株ビル

花崗擬石及び人造石塗

内部仕上

本館

正面玄関は花崗石磨出し、其の他の出入口、ホール、階段、廊下等は壁全體又は腰羽目を大理石若くはセラゾーの貼付。壁は特別室はチーク、檜、楢、鹽地等を以て造作し、又は壁紙張若くはベンキ塗仕上げとし、其の他は漆喰塗とす。天井の仕上げは種々にしてフヂテツク、ス、裂張、ベンキ塗、漆喰塗、石膏仕上げ等。床は玄関は花崗石磨出し又は大理石モザイク、廊下及び便所等はタイル、室内はリノリアム敷又は檜若くはチークのフローアーパーツカー敷とす。玄関出入口はブロンズ製扉、其の他の出入口及び室内建具又はサツシユ類は總て鋼



## 市場

鐵製とし、外部主要箇所のみシャッターを附す。

南北玄關は龍王萬成石の磨出し、其の他の出入口、立會場の周壁及び各階の階段、主要廊下等の腰廻りは總て大理石張とす。立會場の天井は採光二重天井にして、其の周圍はシーリングメタル及びセロテックスの格組天井とし、其の他の壁及び天井は漆喰又はドロマイド塗とす。床は出入口は花崗石磨出し、立會場はチークの網代張、各階の事務室はリノリアム敷、廊下並に便所等はタイル張仕上げとす。扉及びサッシ類は内外共に鋼鐵製にして、外部出入口はメタリコン仕上げとす、又外部窓及び出入口には總てシャッターを附し絶對的防火裝置と爲せり。

## 東株ビル

玄關の壁及び床は花崗石磨出し、ホール、階段廻りは大理石、其の他の壁は漆喰塗、床は廊下、便所等はタイル、室内はリノリアム敷とす。一階の外部出入口及び各階の窓サッシを鋼鐵製とし其の他は多く木製とす。

## 立會場

立會場は市場建物の中央樞要部を占め、延長二百五尺幅員百五尺此の坪數五百九十七坪餘、上部採光天井まで四十九尺、此のホール内に一本の支柱もなく全くの大伽藍にして、其の東西兩側の壁に沿ひ相對して幅員二間の高臺を設け、東側を長期、西側を短期、實物、國債の各市場に當つ。従來の區劃式高臺を延べ式に改めたるは、賣買取引の變遷又は立會場の増減

に伴ひ、伸縮自在にせんが爲めなり。

立會場の中央に幅員九尺の通路を貫通せしめ、其の兩側に取引員専用電話室を配し、其の何れよりも立會場の全體を一眸の裡に置く、此の電話收容力二百八十八個現在架設百九十六個。二階の參觀席の中央にチツカー、發信所、本所と大阪株式取引所との豫約専用電話並に放送局専用電話を置き、對外的通信施設を此所に集中す。此の外又會場内を連絡する無數の直通電話並に一階の新聞記者室には新聞社及び通信社に通ずる専用電話二十個を包容す。札場は上場全銘柄の一般的札場を二階廻廊に設置し、値札は三角形廻轉式にして之に數字カードを挿入する仕組と爲し、外に長期市場には廻り萬灯式札場、其の他の各市場にも夫々特設札場を設けたり。

立會場の最大收容力は約五千人にして、常時に在りては取引員の従業員約一千六百人、本所所員約二百人、來客參觀人約八百人合計二千六百人。參觀席は階上階下の二箇所此の延坪八十二坪にして、階下は一般來客に充て、階上は見學參觀用に供し、其の收容人員は階下千二百人、階上五百人

尙ほ、金庫、書庫、圖書室、煖房及び冷房裝置、保健設備、昇降機、電氣設備、電話設備、チツカー、郵便施設、消火設備、その他、主要設備に就いて述べなければ、説明を盡さぬので



ありますが、餘り長くなりますから省略することにしました。

## 兜町商業學校

兜町商業學校は本所内に在り、主として本所及び取引員店の少年従業員を收容し、商業上必要な實務的教育を施し、併せて證券取引に關する知識を授けると共に、質實眞摯なる人物を養成するを以て目的とし、昭和三年九月の本所創立五十年記念事業の一として、設立を計畫せられたものであつて、六年三月二十日、文部大臣の認可あり、同年四月六日、開校、次いで十月一日、田中文字部大臣及び櫻内商工大臣等臨場の下に嚴肅なる開校式を擧げ、以て今日に及んで居ります。

現在本校に學ぶ生徒二百五十名、其の受業時間は夜間であるが、生徒は總べて晝間繁激なる勤務に服して居るに關らず、向學の志旺にして、勉學怠らず、教員は悉く斯界の大家であつて、よく本校設立の趣旨を體して、熱心、其の任に當り、役員はまた悉く本所理事及び取引員であり、各般の事務を司る學務員は本所々員及び取引員店員から選ばれて、献身的に力を竭すといふやうな譯であつて、一校を擧げて渾然たる一大家族の如き觀あり、授業科や教科書等の

如きも、校則としては生徒自ら之を負擔することになつて居るが、事實は、本所の生徒に對しては本所が、取引員店の生徒に對しては店主が、各々、之を支給してやるといふやうな譯で、生徒には經濟的の負擔は少しもないのであります。

本校の特色の一は、生徒は例外なく、卒業後の職業が確實に約束されて居ることでありませす。生徒は、現在、既に本所若くは取引員店に勤務して居る者であるが、卒業後は、無論、引き續き、其處に所員又は店員として勤務することになる譯であつて、所謂就職問題に就いては何等の悩みなく、専心、學業にいそしむことが出來、前記役員、教職員等の熱心なる指導と相俟つて、着々、成績を擧げて居るのであります。

要覽、學科課程、役員氏名左の如くであります。

### 要覽

設立者 財團法人兜町商業學校

文部大臣認可 昭和六年三月二十日

位置 日本橋區兜町六番地

定員 三百名







評議員會長 杉野喜精  
 評議員 岡崎國臣 織田昇次郎 望月軍四郎 小山正之助  
 (理事及監事ハ評議員ヲ兼ス)

統計表

(一) 所本 資本金變遷表

|       |           |        |                 |
|-------|-----------|--------|-----------------|
| 明治十一年 | 110,000円  | 大正 四十年 | 11,000,000      |
| " 廿六年 | 100,000   | " 九 年  | 10,000,000      |
| " 廿九年 | 600,000   | " 十 年  | 45,000,000      |
| " 三十年 | 1,250,000 |        | 47,000,000 (現在) |
| 卅九年   | 4,000,000 |        |                 |

(二) 所本 上場資本金表

|      |               |      |               |
|------|---------------|------|---------------|
| 長期取引 | 4,707,975.75円 | 長期取引 | 5,033,069.85円 |
| 短期取引 | 61,622,000    | 實物取引 | 5,143,055.95  |
| 計    | 67,323,975.75 | 計    | 10,176,125.80 |

(外貨は圓に換算)  
 (昭和七年末現在)

(イ) 株式ノ部 (三) 所本 賣買高變遷表

|                      |           |        |           |
|----------------------|-----------|--------|-----------|
| 明治十一年度(此年ハ下<br>半年ダケ) | 三三        | 廿一年度   | 97,779    |
| " 十二年度               | 二,799     | " 廿二年度 | 2,038,579 |
| " 十三年度               | 七,960     | " 廿三年度 | 1,599,330 |
| " 十四年度               | 9,433     | " 廿四年度 | 1,300,399 |
| " 十五年度               | 3,601     | " 廿五年度 | 1,039,641 |
| " 十六年度               | 5,701     | " 廿六年度 | 2,657,288 |
| " 十七年度               | 104,088   | " 廿七年度 | 1,841,630 |
| " 十八年度               | 5,883     | " 廿八年度 | 2,819,600 |
| " 十九年度               | 703,366   | " 廿九年度 | 4,768,810 |
| " 二十年度               | 1,276,579 | " 三十年度 | 5,199,388 |



(口) 債券の部

|        |            |     |           |
|--------|------------|-----|-----------|
| 明治十一年度 | 三六、五五、四〇〇  | 長實  | 一七、八七、三〇〇 |
| " 五年度  | 三三、六三、三五   | 長延實 | 一、八六、〇八   |
| " 六年度  | 二八、一八〇、六五〇 | 長延實 | 三、八四六、三〇〇 |
| " 七年度  | 二六、五三三、四九  | 長延實 | 二、三七一、七〇  |
| " 八年度  | 四〇、三三、五四七  | 長實  | 五、三九九、三三七 |
| " 九年度  | 四三、二二、八四六  | 長實  | 三、〇三三、一六〇 |
| " 十年度  | 四八、八六、〇七六  | 長實  | 四、七八五、〇六六 |
| " 十一年度 | 四〇、四九、一五   | 長實  | 三、七四六、七〇〇 |
| " 十二年度 | 四一、六四、一八   | 長短實 | 九、五八六、九一六 |
| " 十三年度 | 三七、〇三、七〇   | 長短實 | 三、三八一、一六〇 |

|        |            |     |           |
|--------|------------|-----|-----------|
| " 十四年度 | 六六、〇四三、五〇〇 | 長短實 | 六、七三三、四〇〇 |
| " 十五年度 | 九、六五五、五三三  | 長短實 | 三、三六四、三〇〇 |
| 昭和二年度  | 六八、三六六、〇三三 | 長短實 | 三、五〇四、七〇〇 |
| " 三年度  | 五七、九三六、九四  | 長短實 | 七、五五五、三三三 |
| " 四年度  | 五、九四六、九三三  | 長短實 | 三、一四四、五〇〇 |
| " 五年度  | 三、四一、六四六   | 長短實 | 七、七三三、三九四 |
| " 六年度  | 七、一七四、五五   | 長短實 | 二、〇七六、三五〇 |
| " 七年度  | 九、四〇八、八九   | 長短實 | 三、九一八、三三〇 |
| " 十二年度 | 八九、八三三、四〇〇 | 長實  | 三、五〇五、七〇〇 |

|        |           |     |           |
|--------|-----------|-----|-----------|
| " 卅一年度 | 四、四八、五〇九  | 長延實 | 五、九四、三〇七  |
| " 卅二年度 | 六、五五、三六四  | 長延實 | 三、八七、七九三  |
| " 卅三年度 | 四、八七一、三九〇 | 長延實 | 一、一五四、五九四 |
| " 卅四年度 | 三、四七、六九八  | 長延實 | 五、四〇〇、七七〇 |
| " 卅五年度 | 三、〇二五、七八八 | 長延實 | 一、一九〇、七九五 |
| " 卅六年度 | 三、〇二五、七八八 | 長延實 | 三、六八〇、五九五 |
| " 卅七年度 | 三、七四一、〇六〇 | 長延實 | 五、九七、四二三  |
| " 卅八年度 | 七、八三三、五九〇 | 長延實 | 二、五五〇、三九五 |
| " 卅九年度 | 一四、一三三、四三 | 長延實 | 七、三、九九    |

|         |            |     |           |
|---------|------------|-----|-----------|
| " 四十年度  | 一四、九六六、六七  | 長延實 | 二、三九、三一   |
| " 四十一年度 | 一一、〇三四、三六  | 長延實 | 一、五八、四五〇  |
| " 四十二年度 | 一五、六三一、六七  | 長延實 | 一、五五四、二六  |
| " 四十三年度 | 一七、六五六、七五六 | 長延實 | 九、四九〇、一〇〇 |
| " 四十四年度 | 一三、七九〇、一三七 | 長延實 | 三、八三二、九九七 |
| " 四十五年度 | 一三、九九、〇七   | 長延實 | 一、七九九、六四〇 |
| 大正二年度   | 一〇、一五八、一六  | 長延實 | 六、六七、三六   |
| " 三年度   | 九、三七〇、九九   | 長延實 | 二、〇三九、三八〇 |
| " 四年度   | 一八、七七一、五〇  | 長延實 | 三、三九九、六四七 |



|       |            |     |           |
|-------|------------|-----|-----------|
| 卅五年度  | 一三七,四九六    | 長延實 | 一三七,四九六   |
| 卅六年度  | 五一,九九〇     | 長延實 | 四八,九九〇    |
| 卅七年度  | 四三三,三四     | 長延實 | 三,〇〇〇     |
| 卅八年度  | 一,九八,六七三   | 長延實 | 一,九八,六七三  |
| 卅九年度  | 三六,三五,〇九   | 長延實 | 三六,三五,〇九  |
| 四十年度  | 三,九一,九〇〇   | 長延實 | 一七,七五,九〇〇 |
| 四十一年度 | 八,九四,六六七   | 長延實 | 一四,一六,〇〇〇 |
| 四十二年度 | 四〇,四八四,二八〇 | 長延實 | 一六,一〇〇〇   |
| 四十三年度 | 六二,三〇,〇〇〇  | 長延實 | 六二,三〇,〇〇〇 |

|       |            |     |            |
|-------|------------|-----|------------|
| 四十四年度 | 一四,一六,〇〇〇  | 長延實 | 一三,六八,〇〇〇  |
| 四十五年度 | 四,九九,〇〇〇   | 長延實 | 一,四三三,〇〇〇  |
| 大正二年度 | 四,七三,八二〇   | 長延實 | 四,七三,八二〇   |
| 三年度   | 四,二〇,五九〇   | 長延實 | 四,二〇,五九〇   |
| 四年度   | 三九,〇一五,五〇〇 | 長度實 | 三九,〇一五,五〇〇 |
| 五年度   | 四三,七六,二〇〇  | 長延實 | 四三,七六,二〇〇  |
| 六年度   | 五二,八七一,二〇〇 | 長延實 | 五二,八七一,二〇〇 |
| 七年度   | 三七,七七三,五〇〇 | 長延實 | 三七,七七三,五〇〇 |
| 八年度   | 四,五〇三,四五〇  | 長實  | 四,五〇三,四五〇  |

|      |           |    |           |
|------|-----------|----|-----------|
| 十三年度 | 一五,五三,九〇〇 | 長實 | 七,六〇,〇〇〇  |
| 十四年度 | 二七,九九,三〇〇 | 長實 | 一三,六一,九〇〇 |
| 十五年度 | 八八,四七,三〇〇 | 長實 | 二七,九九,三〇〇 |
| 十六年度 | 五三,五〇,三〇〇 | 長實 | 八八,四七,三〇〇 |
| 十七年度 | 三五,六三,〇〇〇 | 長實 | 五三,五〇,三〇〇 |
| 十八年度 | 一八,〇三,五〇〇 | 長實 | 三五,六三,〇〇〇 |
| 十九年度 | 一七,四五,二〇〇 | 長實 | 一八,〇三,五〇〇 |
| 二十年度 | 三四,四五     | 長實 | 一七,四五,二〇〇 |
| 廿一年度 | 一,二〇〇     | 長實 | 三四,四五     |
| 廿二年度 | 九,五五〇     | 長實 | 一,二〇〇     |
| 廿三年度 | 二九,七〇〇    | 長實 | 九,五五〇     |
| 廿四年度 | 三〇〇,三三〇   | 長實 | 二九,七〇〇    |
| 廿五年度 | 七九,九七五    | 長實 | 三〇〇,三三〇   |

|      |            |     |            |
|------|------------|-----|------------|
| 廿六年度 | 八七,四〇〇     | 長延實 | 七,四〇〇      |
| 廿七年度 | 三四,〇〇〇     | 長延實 | 二,九〇〇      |
| 廿八年度 | 一七,一三六,三〇〇 | 長延實 | 三四,〇〇〇     |
| 廿九年度 | 二,八二六,一〇〇  | 長延實 | 一七,一三六,三〇〇 |
| 三十年度 | 二,三九五,三〇〇  | 長延實 | 二,八二六,一〇〇  |
| 卅一年度 | 一,八四九,九〇〇  | 長延實 | 二,三九五,三〇〇  |
| 卅二年度 | 一,〇五三,七五〇  | 長延實 | 一,八四九,九〇〇  |
| 卅三年度 | 九〇,九〇〇     | 長延實 | 一,〇五三,七五〇  |
| 卅四年度 | 三二一,〇〇〇    | 長延實 | 九〇,九〇〇     |



|      |          |    |          |       |            |    |            |
|------|----------|----|----------|-------|------------|----|------------|
| 九年度  | 三、四三、七五  | 長實 | 三、四三、七五  | 昭和二年度 | 五九、五一、五〇   | 長實 | 四六、〇九、七五   |
| 十年度  | 二七、一五、三五 | 長實 | 二七、一五、三五 | 三年度   | 一、四九、八三、九五 | 長實 | 一、〇七、五八、九五 |
| 十一年度 | 一七、九四、三〇 | 長實 | 一七、九四、三〇 | 四年度   | 八三、三二、五五   | 長實 | 三九、九七、五五   |
| 十二年度 | 一四、六一、三五 | 長實 | 一四、六一、三五 | 五年度   | 六五、四三、四九   | 長實 | 五九、三六、〇〇   |
| 十三年度 | 一六、六八、八〇 | 長實 | 一六、六八、八〇 | 六年度   | 一、二〇、九二、〇〇 | 長實 | 三六、六三、〇〇   |
| 十四年度 | 三〇、九〇、四五 | 長實 | 三〇、九〇、四五 | 七年度   | 一、〇九、八二、四〇 | 長實 | 三三、八三、四〇   |
| 十五年度 | 三七、〇三、四七 | 長實 | 三三、五八、四七 |       |            |    |            |

(四) 所本 早受渡 高表

|        |   |          |    |              |     |   |          |    |           |
|--------|---|----------|----|--------------|-----|---|----------|----|-----------|
| 大正十三年度 | 買 | 一八七、六〇〇  | 代金 | 一〇、九〇、五七〇    | 四年度 | 賣 | 二、四四、三七〇 | 代金 | 一七、六六、八四〇 |
| 十四年度   | 買 | 一、六三、九五〇 | 代金 | 一、七、一五〇      | 五年度 | 賣 | 一、三九、五三〇 | 代金 | 三、五三、三三〇  |
| 十五年度   | 買 | 一、五、三三〇  | 代金 | 一、七、七九七、一八〇  | 六年度 | 賣 | 一、九七、七三〇 | 代金 | 二、一八、六〇〇  |
| 昭和二年度  | 買 | 三、三三、〇八〇 | 代金 | 二、八三、八六八、一九〇 | 七年度 | 賣 | 一、四六、七三〇 | 代金 | 七、四三、九四〇  |
| 三年度    | 買 | 二、六九、三三〇 | 代金 | 三、〇〇、七三〇     |     |   |          |    |           |
|        | 買 | 三、三三、〇八〇 | 代金 | 三、〇〇、七三〇     |     |   |          |    |           |
|        | 買 | 三、三三、〇八〇 | 代金 | 三、〇〇、七三〇     |     |   |          |    |           |
|        | 買 | 三、三三、〇八〇 | 代金 | 三、〇〇、七三〇     |     |   |          |    |           |
|        | 買 | 三、三三、〇八〇 | 代金 | 三、〇〇、七三〇     |     |   |          |    |           |

(註) 昭和七年度は概算である

(五) 所本 最高記録

|    |    |     |            |   |           |
|----|----|-----|------------|---|-----------|
| 株式 | 長  | 期   | 六〇八、九五〇株   | 大 | 一四、一一、二二六 |
|    | 短  | 期   | 六六六、〇二〇株   | 昭 | 六、一一、一一二  |
|    | 實  | 物   | 一〇一、五五三株   | 昭 | 七、一一、一一二  |
|    | 長短 | 實合計 | 一、一四二、八三三株 | 昭 | 七、一一、一一二  |

(注意、本文中には昭和六年十二月十八日の記録を掲げたり「本文三一頁参照」)

|   |    |      |              |   |          |
|---|----|------|--------------|---|----------|
| 債 | 長  | 期    | 二二三、一九六、〇〇〇圓 | 昭 | 二、一一、三三〇 |
|   | 實  | 物    | 四七、三三六、九七五圓  | 昭 | 三、七、二二七  |
|   | 長實 | 合計   | 五三、二七九、九七五圓  | 昭 | 三、七、二二七  |
|   | 立會 | 時間   | 一一時〇一分       | 大 | 九、三、一    |
|   | 株式 | 長期取引 |              |   |          |







(七) 本所長期取引上場株式時價總額調

| 年<br>月  | 銘柄數 | 總株數    | 時價總額      | 五十圓   |           |       |         |       |
|---------|-----|--------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|
|         |     |        |           | 當り時價  | 時價總額      |       |         |       |
|         |     |        |           | 內     |           |       |         |       |
|         |     |        |           | 舊     | 新         |       |         |       |
|         |     |        |           | 株     | 株         |       |         |       |
|         |     |        |           | 當り時價  | 當り時價      |       |         |       |
| 昭五<br>九 | 三〇九 | 八四、七七九 | 二、六七一、四六六 | 四三、二四 | 一、九八四、五三四 | 四三、四三 | 六八六、九三三 | 四一、三三 |
| 一〇      | 三〇九 | 八四、七七九 | 二、三八三、三七五 | 三七、六〇 | 一、七五九、五〇五 | 三七、六三 | 六三三、七七〇 | 三七、五三 |
| 一一      | 三〇九 | 八四、九七九 | 二、五五五、一〇八 | 四〇、〇八 | 一、八五九、三三九 | 三九、七五 | 六八五、八六九 | 四〇、九八 |
| 一二      | 三〇七 | 八四、九七九 | 二、六五三、一四三 | 四一、七六 | 一、九三五、〇六五 | 四一、〇一 | 七三〇、七〇八 | 四三、八九 |
| 一       | 三〇七 | 八四、八六七 | 二、六六六、三五五 | 四三、〇一 | 一、九三五、六五五 | 四一、三五 | 七三〇、五八〇 | 四四、一七 |
| 二       | 三〇七 | 八四、八六七 | 二、八二三、五三三 | 四四、一五 | 二、〇三七、六〇一 | 四三、二一 | 七八五、九九三 | 四六、八一 |
| 三       | 三〇八 | 八六、〇三三 | 二、八三五、九四七 | 四四、二九 | 二、〇三九、九七四 | 四三、三一 | 七九五、九七三 | 四七、〇三 |
| 四       | 三〇八 | 八六、〇三三 | 三、〇三九、六六六 | 四七、三三 | 二、一六〇、七八四 | 四五、八七 | 八六八、九〇三 | 五一、三三 |
| 五       | 三〇八 | 八六、〇三三 | 二、八二七、六六九 | 四四、一五 | 二、〇三九、九四四 | 四三、〇八 | 七九八、五〇五 | 四七、一三 |
| 六       | 三〇八 | 八六、〇三三 | 二、七四一、四二二 | 四三、七七 | 一、九六七、三三〇 | 四一、六四 | 七七四、二〇一 | 四五、九五 |
| 七       | 三〇九 | 八六、五五四 | 二、九五二、五〇五 | 四五、六五 | 二、一三二、九四四 | 四四、三〇 | 八三八、五三一 | 四九、七七 |

| 年<br>月 | 銘柄數 | 總株數    | 時價總額      | 五十圓   |           |       |         |       |
|--------|-----|--------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|
|        |     |        |           | 當り時價  | 時價總額      |       |         |       |
|        |     |        |           | 內     |           |       |         |       |
|        |     |        |           | 舊     | 新         |       |         |       |
|        |     |        |           | 株     | 株         |       |         |       |
|        |     |        |           | 當り時價  | 當り時價      |       |         |       |
| 八      | 二〇  | 八七、三五四 | 二、八二九、九七一 | 四三、四二 | 二、〇四四、三二一 | 四三、三五 | 七八五、六六〇 | 四六、四三 |
| 九      | 二〇  | 八七、三五四 | 二、七七一、七五五 | 四三、五三 | 一、九九五、六五四 | 四一、三四 | 七七一、一〇一 | 四五、八六 |
| 一〇     | 二〇九 | 八七、七四八 | 二、三八三、三八〇 | 三六、三三 | 一、七四八、〇八三 | 三五、九〇 | 六三五、一九七 | 三七、一六 |
| 一一     | 二〇九 | 八七、七四三 | 二、三三八、三七三 | 三五、四〇 | 一、六九九、五四三 | 三四、八五 | 六三一、八三〇 | 三六、九七 |
| 一二     | 二〇九 | 八七、七四三 | 二、三七五、八三四 | 三六、一一 | 一、七六六、七五五 | 三五、二六 | 六五九、〇六九 | 三八、五六 |
| 一      | 二〇九 | 八七、六五九 | 二、九三四、〇九七 | 四四、五一 | 二、〇四九、八三六 | 四三、二七 | 八七四、二六一 | 五一、二五 |
| 二      | 二〇九 | 八七、六五九 | 三、二〇六、〇八七 | 四八、八〇 | 二、二四三、一四〇 | 四六、一三 | 九六三、九四七 | 五六、四〇 |
| 三      | 二〇九 | 八九、六三九 | 三、二七八、一七六 | 四八、三五 | 二、三三六、九一五 | 四五、八一 | 九六一、三六一 | 五五、八〇 |
| 四      | 二〇九 | 八九、五三九 | 三、〇八九、一一三 | 四五、五〇 | 二、二二八、六三五 | 四三、四〇 | 八六〇、四七七 | 五三、〇一 |
| 五      | 二〇  | 八九、六二四 | 二、九五四、九四五 | 四三、四七 | 二、一四三、八五一 | 四一、六六 | 八二一、〇九四 | 四九、〇七 |
| 六      | 二〇  | 八九、五五四 | 二、七五一、四八三 | 四〇、四八 | 二、〇三六、三二二 | 三九、六一 | 七五二、七一  | 四三、一七 |
| 七      | 二〇  | 八九、五五四 | 二、七九四、三七四 | 四一、一八 | 二、〇二八、六八四 | 三九、四六 | 七七〇、六九〇 | 四六、五三 |
| 八      | 二〇  | 八九、五五四 | 二、七四七、三〇〇 | 四〇、二二 | 一、九六六、六六九 | 三八、六四 | 七六〇、六三二 | 四四、五七 |
| 九      | 二二  | 八九、九五四 | 三、〇四四、九四八 | 四三、七七 | 二、一八〇、九九六 | 四三、二九 | 八九三、九五三 | 五三、二四 |
| 一〇     | 二二  | 八九、九五四 | 二、九四三、三一  | 四三、七九 | 二、〇九七、二一七 | 四〇、六七 | 八四六、〇九四 | 四九、一六 |
| 一一     | 二二  | 八九、八三四 | 三、三五六、六七〇 | 四七、四三 | 二、二八四、九三四 | 四四、三一 | 九七一、七三六 | 五六、八三 |



(八) 東京株式取引所新舊株式相場高低表 (長期取引先限)

| 株   | 明治十一年  | 十二年    | 十三年    | 十四年    | 十五年    | 十六年    | 十七年    | 十八年    | 十九年    | 二十年    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (イ) | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 |
| 拂込  | 二五四・七一 | 三〇二・八〇 | 二五五・七〇 | 三一九・〇〇 | 二四六・三〇 | 二二六・〇〇 | 二一八・〇〇 | 二二〇・〇〇 | 四九一・〇〇 | 四三五・〇〇 |
| 最高  | 一三四・五三 | 一八〇・〇〇 | 二二五・〇〇 | 二一三・〇〇 | 一三〇・〇〇 | 一五四・〇〇 | 一七三・〇〇 | 一五九・〇〇 | 一九二・〇〇 | 二二二・〇〇 |
| 最低  | 一六五・九九 | 二四七・五九 | 一三六・四八 | 二五八・七五 | 一八四・三〇 | 一九一・二九 | 一八三・六九 | 三三七・一三 | 二九八・〇九 |        |
| 平均  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |

| 株 | 廿一年    | 廿二年    | 廿三年    | 廿四年    | 廿六年    | 廿七年    | 廿八年        | 廿九年        | 三十年    | 卅一年    | 卅二年    | 卅三年    | 卅四年    | 卅五年    | 卅六年    | 卅七年    |        |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|   | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 五〇・〇〇      | 五〇・〇〇      | 五〇・〇〇  | 五〇・〇〇  | 五〇・〇〇  | 五〇・〇〇  | 五〇・〇〇  | 五〇・〇〇  | 五〇・〇〇  | 五〇・〇〇  |        |
|   | 三二八・〇〇 | 三七八・〇〇 | 三六四・〇〇 | 三一三・〇〇 | 二三四・五〇 | 三一四・〇〇 | 八二〇・〇〇(當限) | 八五五・〇〇(當限) | 六五八・〇〇 | 四四三・〇〇 | 一九九・〇〇 | 二七九・〇〇 | 二一八・〇〇 | 一七三・五〇 | 二五六・五〇 | 一九五・一〇 | 一九一・八〇 |
|   | 二四三・〇〇 | 二五七・〇〇 | 二四六・〇〇 | 二二三・〇〇 | 二〇二・五〇 | 一五五・〇〇 | 一二〇・〇〇     | 三二〇・〇〇     | 一五一・〇〇 | 一一九・〇〇 | 一八四・〇〇 | 一三四・〇〇 | 一〇七・八〇 | 一二〇・八〇 | 一五七・五〇 | 一二五・〇〇 |        |
|   | 二八七・八四 | 二九八・四四 | 二八六・六九 | 二七六・四五 | 二二〇・二八 | 二四三・九〇 | 三二五・二六     | 四四九・七八     | 二六九・四〇 | 一六五・六二 | 二二五・八二 | 一六九・九二 | 一三三・八九 | 一八三・三七 | 一七四・〇九 | 一六五・二三 |        |







(口) 新 株

| 年     | 株    | 拂     | 最                 | 最                 | 平                   |
|-------|------|-------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 年     | 株    | 込     | 高                 | 低                 | 均                   |
| 明治三十年 | 卅九年  | 二五〇〇  | 一六〇〇 <sup>円</sup> | 一三九〇 <sup>円</sup> | 一四六 <sup>円</sup> 二〇 |
| "     | 卅九年  | 二五〇〇  | 四八一・五〇            | 一六八・〇五            | 三一九・八八              |
| "     | 四十年  | 五〇〇〇  | 七七五・〇〇            | 三四四・〇〇            | 五三一・九三              |
| "     | "    | 二五〇〇  | 一〇六・三〇            | 五二・九〇             | 八〇・一四               |
| "     | 四十一年 | 二五〇〇  | 八六・四〇             | 四八・六五             | 六四・三九               |
| "     | 四十二年 | 二五〇〇  | 一三五・九五            | 七四・八〇             | 九八・七〇               |
| "     | 四十三年 | 二五〇〇  | 一八二・三五            | 一一六・五〇            | 一五二・六四              |
| "     | 四十四年 | 二五〇〇  | 一三三・九〇            | 八五・三〇             | 一一一・三六              |
| "     | 四十五年 | 二五〇〇  | 一三四・九五            | 九四・九〇             | 一一七・三二              |
| 大正二年  | 三年   | 二五〇〇  | 一一二・七〇            | 九七・四〇             | 一〇八・三四              |
| "     | 三年   | 二五〇〇  | 一一七・九五            | 七五・〇〇             | 一〇〇・一二              |
| "     | 四年   | 二五〇〇  | 二七九・九五            | 八九・九五             | 一三六・四七              |
| "     | 五年   | 二五〇〇  | 四六四・八〇            | 一九七・〇〇            | 一九七・〇〇              |
| "     | 六年   | 五〇〇〇  | 三三二・五〇            | 二四六・六〇            | 二四六・六〇              |
| "     | 年    | 一二・五〇 | 二二六・五〇            | 一一一・一〇            | 一五八・一八              |

| 年  | 株   | 拂    | 最      | 最      | 平      |
|----|-----|------|--------|--------|--------|
| 年  | 株   | 込    | 高      | 低      | 均      |
| 七月 | 九月  | 五〇〇〇 | 一四五・〇〇 | 一〇七・一〇 | 一三三・六六 |
| "  | 十月  | 五〇〇〇 | 一一四・九〇 | 一〇三・一〇 | 一〇九・八〇 |
| "  | 十一月 | 五〇〇〇 | 一二七・〇〇 | 一一一・二〇 | 一一八・五七 |
| "  | 十二月 | 五〇〇〇 | 一七三・五〇 | 一二三・九〇 | 一四四・六六 |
| 七月 | 一月  | 五〇〇〇 | 一九二・〇〇 | 一七〇・四〇 | 一七八・四五 |
| "  | 二月  | 五〇〇〇 | 一八二・五〇 | 一七一・二〇 | 一七六・三八 |
| "  | 三月  | 五〇〇〇 | 一七九・七〇 | 一六三・六〇 | 一七一・二三 |
| "  | 四月  | 五〇〇〇 | 一六三・六〇 | 一三七・四〇 | 一四九・九四 |
| "  | 五月  | 五〇〇〇 | 一五七・九〇 | 一三八・一〇 | 一五二・〇五 |
| "  | 六月  | 五〇〇〇 | 一四六・〇〇 | 一二九・六〇 | 一三九・四〇 |
| "  | 七月  | 五〇〇〇 | 一五二・五〇 | 一三二・二〇 | 一四〇・七四 |
| "  | 八月  | 五〇〇〇 | 一六九・九〇 | 一三六・〇〇 | 一四六・二七 |
| "  | 九月  | 五〇〇〇 | 一七一・九〇 | 一六〇・八〇 | 一六四・八三 |
| "  | 十月  | 五〇〇〇 | 一七一・七〇 | 一五四・九〇 | 一六一・三一 |
| "  | 十一月 | 五〇〇〇 | 一八六・五〇 | 一六七・〇〇 | 一七五・二六 |



|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 七      | 六      | 五      | 四      | 三      | 二      | 一      | 十二月    | 十一月    | 十月     | 九月     | 八月     | 七月     | 六月     | 五月     | 四月     | 三月     |
| 三七·五〇  | 三七·五〇  | 三七·五〇  | 三七·五〇  | 三七·五〇  | 三七·五〇  | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   |
| 一五三·八〇 | 一四六·九〇 | 一五八·七〇 | 一六四·三〇 | 一八二·六〇 | 一八五·五〇 | 一九三·四〇 | 一六七·〇〇 | 一一一·四〇 | 一〇五·八〇 | 一三七·二〇 | 一三六·二〇 | 一五〇·九〇 | 一三九·五〇 | 一二四·九〇 | 一二五·六〇 | 一三〇·〇〇 |
| 一三二·六〇 | 一二九·三〇 | 一三八·五〇 | 一三九·四〇 | 一六五·四〇 | 一七二·一〇 | 一七二·八〇 | 一一九·五〇 | 一〇三·一〇 | 九四·六〇  | 一〇一·九〇 | 一二九·六〇 | 一三一·八〇 | 一二〇·七〇 | 一一四·八〇 | 一一四·九〇 | 一一五·五〇 |
| 一四一·八八 | 一三九·九三 | 一五二·七七 | 一五〇·四五 | 一七二·一五 | 一七九·〇五 | 一八〇·二〇 | 一三九·八七 | 一一一·三三 | 一〇一·四三 | 一二六·八三 | 一三一·七九 | 一四一·七二 | 一二六·七三 | 一一九·八一 | 一一九·八三 | 一二二·〇四 |

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 二      | 一      | 二      | 三      | 四      | 五      | 六      | 七      | 八      | 九      | 十      | 十一     | 十二     | 十三    | 十四     | 十五     | 昭和二年   | 昭和三年   | 昭和四年   | 昭和五年   | 昭和六年   |
| 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇  | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   | 二五〇〇   |
| 一一七·九〇 | 一一一·八〇 | 一一三·九〇 | 一六八·七〇 | 一九五·七〇 | 一八七·〇〇 | 一八七·九〇 | 一四九·九〇 | 一一一·六〇 | 一一八·六〇 | 一一四·九〇 | 一四二·九〇 | 一四二·六〇 | 七九·三〇 | 五五〇〇   | 四八二〇〇  | 四八二〇〇  | 四八二〇〇  | 四八二〇〇  | 四八二〇〇  | 四八二〇〇  |
| 一一二·五〇 | 一〇五·四〇 | 八二·九〇  | 九六·三〇  | 一五二·一〇 | 一三〇·〇〇 | 一五七·四〇 | 一二八·九〇 | 八五·六〇  | 八六·八〇  | 八三·五〇  | 七九·六〇  | 七三·一〇  | 七二·〇〇 | 三五八〇〇  | 三八〇〇〇  | 二七二〇〇  | 一六〇〇〇  | 一〇三·一〇 | 一一一·五〇 | 一一一·五〇 |
| 一一五·二三 | 一〇八·五四 | 九五·六七  | 一三二·二三 | 一八七·六八 | 一五六·四七 | 一七一·五三 | 一三八·一〇 | 一〇二·三五 | 九六·八七  | 一〇一·〇五 | 九九·三二  | 一一三·七八 | 七五·九一 | 四七四·九七 | 四三二·五五 | 四三二·五五 | 四三二·五五 | 四三二·五五 | 四三二·五五 | 四三二·五五 |



|       |       |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 卅二年   | 卅三年   | 卅四年   | 卅五年   | 卅六年   | 卅七年   | 卅八年   | 卅九年    | 四十年    | 四十一年   | 四十二年   | 四十三年   | 四十四年   | 四十五年   | 大正二年   | 大正三年   | 大正四年   |
| 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇   | 五〇〇〇   | 五〇〇〇   | 五〇〇〇   | 五〇〇〇   | 五〇〇〇   | 五〇〇〇   | 五〇〇〇   | 五〇〇〇   | 五〇〇〇   |
| 五八・二〇 | 五五・七〇 | 四四・一五 | 五二・八〇 | 四四・六〇 | 四三・五〇 | 一一・〇〇 | 二三九・九五 | 二九九・九五 | 一〇四・〇〇 | 一一八・七五 | 一一一・五〇 | 一一一・五〇 | 一一八・五〇 | 一一四・九五 | 一〇八・五〇 | 一六四・〇〇 |
| 四二・〇〇 | 三二・八〇 | 二〇・八〇 | 四一・〇〇 | 三五・〇五 | 二七・九〇 | 三八・〇〇 | 一〇三・六〇 | 七七・七〇  | 六五・九〇  | 八六・九〇  | 九八・五〇  | 九〇・五五  | 一〇四・五五 | 一〇〇・〇〇 | 八七・一〇  | 九八・〇〇  |
| 四七・九〇 | 四四・四七 | 三四・三五 | 四六・九三 | 四〇・七一 | 三七・五四 | 七九・六三 | 一四三・四一 | 一三三・八八 | 八四・九一  | 一〇〇・三一 | 一〇八・二六 | 一〇一・四七 | 一一一・五三 | 一〇八・一四 | 九九・七四  | 一一八・三〇 |

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |        |        |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 卅一年   | 卅二年   | 卅三年   | 卅四年   | 卅五年   | 卅六年   | 卅七年   | 卅八年   | 卅九年   | 明治廿二年 | 八月     | 九月     | 十月     | 十一月    |
| 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 五〇〇〇  | 三七・五〇  | 三七・五〇  | 三七・五〇  | 三七・五〇  |
| 五二・二〇 | 六四・〇〇 | 七六・三〇 | 七八・四〇 | 六七・二〇 | 七八・七〇 | 五四・六〇 | 二五・七〇 | 五四・二〇 | 五八・〇〇 | 一七五・五〇 | 一七九・七〇 | 一七九・〇〇 | 一八八・八〇 |
| 三九・四〇 | 三七・八〇 | 五六・七〇 | 四二・一〇 | 三三・〇〇 | 四四・五〇 | 二〇・五〇 | 一一・八〇 | 二〇・八〇 | 五二・五〇 | 一三五・五〇 | 一六五・七〇 | 一六〇・一〇 | 一七一・二〇 |
| 四四・七六 | 五六・一二 | 六六・四三 | 五九・〇二 | 五〇・八八 | 六〇・五一 | 四〇・三四 | 一九・一七 | 三三・七一 | 五四・三二 | 一四八・七九 | 一七一・三九 | 一六六・九八 | 一七九・七八 |

(九) 鐘淵紡績株式會社株式相場高低表

(長期取引先限)

拂込

最高

最低

平均



|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 七      | 六      | 五      | 四      | 三      | 二      | 一      | 十二     | 十一     | 十      | 九      | 八      | 七      | 六      | 五      | 四      | 三      | 七      |
| 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 月      | 年      |
| 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  |
| 二〇七・九〇 | 二〇一・九〇 | 二〇二・五〇 | 二〇五・五〇 | 二一九・五〇 | 二一八・四〇 | 二二六・〇〇 | 二二〇・九〇 | 一六二・九〇 | 一五七・〇〇 | 一九七・三〇 | 一九五・四〇 | 二〇六・八〇 | 二〇一・八〇 | 一八〇・四〇 | 一八六・七〇 | 一八七・一〇 | 一八七・一〇 |
| 一九三・四〇 | 一七四・〇〇 | 一九二・五〇 | 一八五・一〇 | 二〇三・二〇 | 一九三・一〇 | 二〇六・五〇 | 一五一・三〇 | 一四三・〇〇 | 一三五・〇〇 | 一四七・二〇 | 一八七・五〇 | 一九一・一〇 | 一七七・八〇 | 一六一・二〇 | 一六九・〇〇 | 一六四・六〇 | 一六四・六〇 |
| 一九八・八八 | 一八六・二四 | 一九八・一一 | 一九七・八〇 | 二一〇・三九 | 二〇七・一一 | 二一三・五四 | 一七九・九三 | 一五三・七〇 | 一四九・七四 | 一八六・五七 | 一九一・九六 | 一九九・二二 | 一八七・二三 | 一七三・四二 | 一七七・一六 | 一七四・〇一 | 一七四・〇一 |

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 六      | 五      | 四      | 三      | 二      | 十五     | 十四     | 十三     | 十二     | 十一     | 十      | 九      | 八      | 七      | 六      | 五      | 昭和     |
| 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      | 年      |
| 二      | 一      | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  | 五〇〇〇〇  |
| 一六七・六〇 | 一五四・〇〇 | 一二四・二〇 | 二七七・四〇 | 二八二・〇〇 | 二六六・二〇 | 二八五・〇〇 | 二七四・九〇 | 三三六・九〇 | 三三三・〇〇 | 三六三・三〇 | 四一八・〇〇 | 五七四・〇〇 | 四五四・〇〇 | 二九二・〇〇 | 三二四・九〇 | 二九〇・〇〇 |
| 一五一・一〇 | 一三六・一〇 | 一一五・六〇 | 二二六・一〇 | 二四七・九〇 | 二二五・〇〇 | 二四五・七〇 | 二二四・〇〇 | 一六七・〇〇 | 二八五・六〇 | 二六九・〇〇 | 二二五・一〇 | 一八四・〇〇 | 二四四・四〇 | 二二二・〇〇 | 一八一・九〇 | 一四六・六〇 |
| 一五八・八三 | 一四四・一〇 | 一六一・六一 | 二五四・九五 | 二六四・六二 | 二四四・五五 | 二六一・七一 | 二五一・一四 | 二〇二・〇一 | 三〇一・七五 | 三〇七・一一 | 三二〇・〇八 | 三一五・二五 | 三四三・二一 | 二四四・〇六 | 二四六・八四 | 一九四・五八 |



|     |      |        |        |        |
|-----|------|--------|--------|--------|
| 八月  | 五〇〇〇 | 二二七・七〇 | 一九七・五〇 | 二〇四・四六 |
| 九月  | 五〇〇〇 | 二二七・六〇 | 二〇九・八〇 | 二二二・八九 |
| 十月  | 五〇〇〇 | 二二〇・〇〇 | 二〇六・六〇 | 二二一・〇〇 |
| 十一月 | 五〇〇〇 | 二二三・六〇 | 二二三・九〇 | 二二八・〇二 |

(附) 全國取引所一覽

| 取引所名       | 賣買物件                          | 東京米穀商品取引所    | 大阪堂島米穀取引所 | 大阪三品取引所  | 姫路米穀取引所 | 津米穀取引所 | 四日市米穀取引所 | 名古屋米穀取引所 | 岡崎米穀取引所 | 酒田米穀取引所 | 鶴岡米穀取引所 | 金澤米穀取引所 | 高岡米穀取引所 |
|------------|-------------------------------|--------------|-----------|----------|---------|--------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 東京株式取引所    | 有價證券                          | 米、雜穀、蠶糸、鹽、肥料 | 米         | 棉花、綿糸、綿布 | 米       | 米      | 米        | 米        | 米       | 米       | 米       | 米       | 米       |
| 京都取引所      | 有價證券、米                        |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |
| 大阪株式取引所    | 有價證券                          |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |
| 橫濱取引所      | 蠶糸、製茶、織物、海產物、砂糖、米、大小麥、大豆、有價證券 |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |
| 神戸取引所      | 有價證券、米、蠶糸                     |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |
| 長崎株式取引所    | 有價證券                          |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |
| 新潟米穀株式取引所  | 有價證券、米                        |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |
| 長岡米穀株式取引所  | 有價證券、米                        |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |
| 名古屋米穀株式取引所 | 有價證券                          |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |
| 廣島株式取引所    | 有價證券                          |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |
| 博多株式取引所    | 有價證券                          |              |           |          |         |        |          |          |         |         |         |         |         |

|           |           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 富山米穀取引所   | 米         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 岡山米取引所    | 米         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 下關米取引所    | 米         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 伊豫米穀取引所   | 米         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 佐賀米穀取引所   | 米         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 熊本米穀取引所   | 米         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 岐阜米穀取引所   | 米         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 豐橋米穀取引所   | 米         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 名古屋綿絲布取引所 | 米、綿糸及綿布   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小樽取引所     | 穀、澱粉、海產肥料 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 大阪砂糖取引所   | 砂糖        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 神戸大豆粕取引所  | 大豆粕       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 東京砂糖取引所   | 砂糖        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 福井人絹取引所   | 人造絹絲      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

(以上株式會社組織)

(以上會員組織)



42833

昭和八年十二月廿一日發行

(非賣品)

東京市日本橋區兜町六番地

著者 株式會社東京株式取引所調査課

右代表者 加納 秀

東京市京橋區八丁堀四ノ五

印刷人 小西 嘉三郎

東京市京橋區八丁堀四ノ五

印刷所 不二印刷社



~~625~~  
~~2109~~

676.3

T046



終

